



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	官行斫伐事業における「伐りだし」労働組織に関する研究：下北半島川内営林署の事例
Author(s)	神沼, 公三郎; KANUMA, Kinzaburo
Citation	北海道大學農學部 演習林研究報告, 34(2), 175-273
Issue Date	1977-09
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/20980">https://hdl.handle.net/2115/20980</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	34(2)_P175-273.pdf



# 官行斫伐事業における「伐りだし」 労働組織に関する研究

— 下北半島川内営林署の事例 —

神 沼 公 三 郎\*

Studies on “KIRIDASHI” Labor-Organization in Logging  
Operation under Direct Control of the Government

— In the Case of the Kawauchi District Forest Office —

By

Kinzaburo KANUMA

## 目 次

序 .....	176
序言 課題の設定 .....	177
第一章 前史——官林の形成過程 .....	179
第一節 明治政府の官林政策 .....	179
第二節 広大な官林設定に対する農民の抵抗 .....	185
第三節 官林の地元施策——部分林制度 .....	190
第二章 官行斫伐事業の開始と労働組織の形成 .....	191
第一節 施業案の編成と官行斫伐事業の開始 .....	191
第二節 安部城鉦山の操業にともなう煙害木の発生 .....	196
第三章 官行斫伐事業の発展——事業量の増大と労働組織の充実, 「伐りだし」労働過程の定着 .....	201
第一節 官行斫伐事業量の飛躍的増大——煙害木整理伐採 .....	201
第二節 労働組織 .....	205
第三節 「伐りだし」労働過程——作業の方法と労働手段 .....	213
第四節 賃金形態 .....	221
第五節 地元部落の経済構造 .....	222
第六節 部落共同体的秩序 .....	229
第七節 小括——官行斫伐事業をめぐる諸条件 .....	236
第四章 官行斫伐事業の縮小と労働組織・労働過程の再編志向 .....	239
第一節 『第四次検訂』(昭和4年度)における施業方針とその実績 .....	239
第二節 地元諸部落における経済更正運動 .....	243

1977年1月29日受理

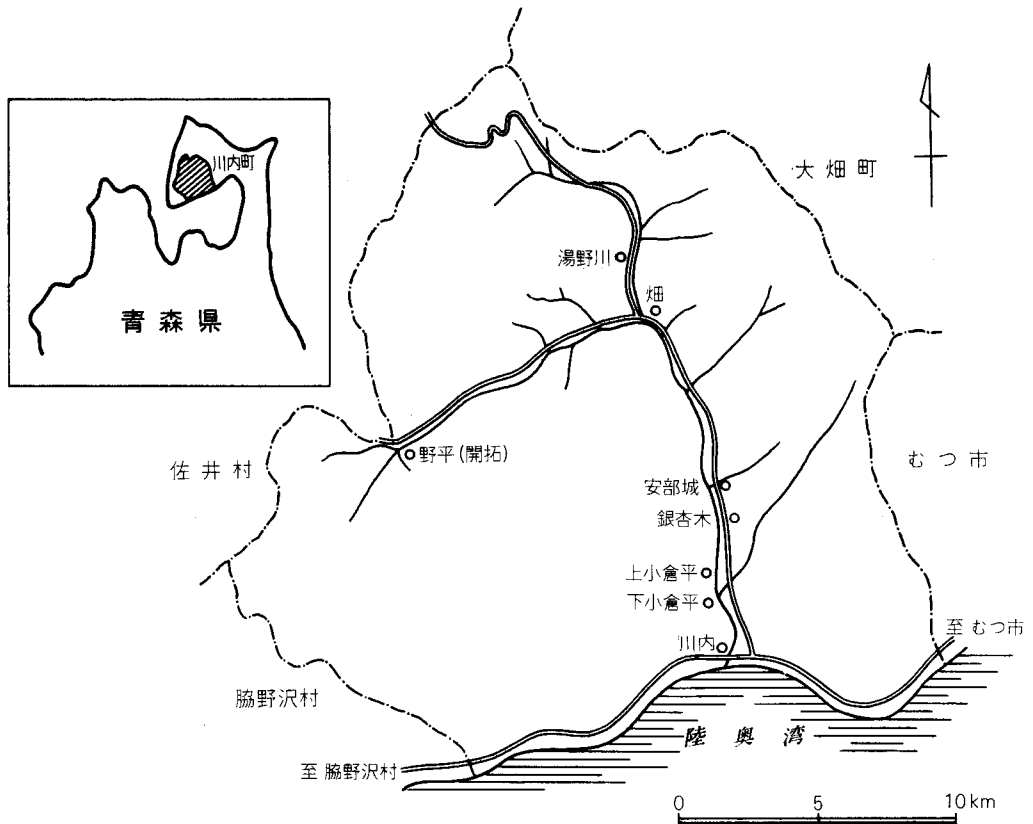
\* 北海道大学農学部森林経理学講座

Institute of Forest Management, Faculty of Agriculture, Hokkaido University.

第三節 経済更生運動下における労働組織・労働過程の再編志向と その挫折——官行斫伐事業の展望 .....	248
結 言 .....	253
補 最近の労働組織・労働過程 .....	255
付 属 資 料 .....	258
引用ならびに参考文献 .....	269
Summary .....	271

## 序

筆者が青森県下北郡川内町をはじめて訪れたのは、学部4年生の初夏、昭和45年6月初旬だった。そのころ筆者は、当然にも林学研究の初心者で、およそ林業の歴史・現状に関する知識はほとんどもちあわせていなかったが、ただ当時の国有林がすでに「高度経済成長」下の経営「合理化」を経験して、生産過程の機械化・省力化を急激に進展させていたぐらいのことはおぼろげながらも心得ていた。そうした筆者にとって、川内営林署ではいまだに森林鉄道が使用され（森林鉄道は最初の訪問直後、45年10月に廃止）、伐採現場であいかわらず手鋸、斧が充用されていることは大変珍らしくもあり、不可思議でもあった。聞いてみると、機械の導入と



第1図 川内町の位置

ともに全国的に大量の人員整理が進行し、また白ろう病に代表される労働災害が頻発してきているので、労働組合（全林野労働組合青森地方本部川内営林署分会）はこのような機械の導入に反対しており、営林署側もその反対を前にあえて機械化を実行することができない、とのことだった。

このとき以来筆者は、こうした稀少な社会現象であってもやはり何らかの歴史的必然にもとづいているはずだ、ひとつそれを調べてみようという気持ちになった。研究者としての経験不足による調査活動の不合理性のため何回となく当地へ足を運ばざるをえなかったが、しだいに官行斫伐事業を中心とする川内営林署、および川内町の歴史が頭のなかで整理できるようになった。その間には多くの人に接して貴重な昔話を聞かせていただいたり、資料を提供してもらったりした。そしてまことに遅ちたる研究過程ではあったが、ようやく本研究の核心をなす昭和10年代初頭までの状態をとりまとめることができた。ぜひ大方のご叱責を頂戴して、それを今後の筆者の研究に活用させていただきたいと考える次第である。

本稿の執筆にあたり、筆者が所属する北海道大学農学部林学科森林経理学講座の谷口信一教授、大金永治助教授、菅野高穂助手、有永明人助手、菅原万里子事務官からは日常的にさまざまなご教示、ご援助をいただいた。また、林政学講座の小関隆祺教授、霜鳥茂助教授、石井寛助手、大学院生の皆様には“林政ゼミナール”等でいつも有益な示唆をいただいたし、農学部付属演習林の和孝雄講師、小鹿勝利助手からは物心両面のご援助をいただいた。さらに、大学院入学以降、毎週定期的に会合を重ね、大学院生の研究と生活について議論をたたかわせた林学大学院生会諸兄の存在も忘れられない。筆者はまことに恵まれた研究環境を得たものである。そしてまた、川内営林署関係、青森営林局関係の多くの皆様、川内町在住の富岡一郎氏、大沢久五郎氏、村口洋二氏、全林野北海道評議会の納谷幸三氏らからは現地調査にさいして懇切なご配慮を賜わった。記して深謝の意を表する次第である。

なお、本稿は「北海道大学審査学位論文」である。

## 序言 課題の設定

国有林経営は、いわゆる「高度経済成長」下に強行した経営「合理化」にもとづいて、「ほぼ60年代中葉までに戦前来の地主経営の資本主義化を達成した。」<sup>1)</sup>だが地主経営資本主義化の帰結をもたらした「合理化」は、同時にさまざまな矛盾を現出させた。これらの矛盾はすでに多くの論者により語られているが、いま本稿との関連で伐出生産の直営事業（製品生産事業）についてそれを示せば、最も深刻なものは労働問題であろう。

「合理化」期における機械化・省力化の進行とともに経営内には一定数の専門的労働者が固定された。しかし労働強化、労働災害の多発<sup>2)</sup>、新規不採用にともなう高齢化現象などは労働者自身の健康に重大な影響をおよぼし、その労働力の円滑な再生産を大きくおびやかし、国有林経営の基礎を根底からゆるがしている。こうした事態は今後の国有林経営の一層の資本主

義的發展に対して、いまや「合理化」が阻害要因となってたちあらわれていることをいかになく物語るものである。

このような経営「合理化」は、上述のように「高度経済成長」期において、紙・パルプ資本の増伐要請に対する国有林経営の対応の一環としてとられた措置であるが、その歴史的 성격なり、国有林経営史にしめる位置なりは、労働組織・労働過程、つまり生産行為にかかわる基礎的要因の展開経過を歴史動態的に把握することによってより明確になると考える<sup>3)</sup>。

ところで全国営林署でおそらく唯一と思われるが、この「合理化」——機械化・省力化が現在にいたるもあまり進展していないところがある。ほかならぬ青森営林局川内営林署である。川内営林署の直営事業労働過程は、運材過程が請負化され、集材過程には集材機・トラクタが導入されているにしても、集材の一部には樋出が残存し、伐木・造材過程ではチェーンソーがほとんど使用されず、大部分が依然として手鋸・斧である。また、道具の使用にもとづいて労働組織(班)は比較的多い人数で構成されている(「結言」・「補」部分を参照)。つまりこのような労働過程の状態、わけても伐木・造材、集材過程(一部)の状態は、「合理化」が古典的な労働の様式をいまだに全面的に包摂、変革しえていないことの証左であり、技術的諸契機の資本主義的改造が進展していないことのあらわれである。

ではこうした事態の原因はどこにあるのだろうか。まず政治構造的には、昭和30年代以降の労使間の対応関係に基因していることは疑いない。33年の全林野労働組合による東北闘争(当時、全国的にみて東北地方の労働諸条件は大変劣悪だったといわれており、そこで国有林における全林野労働組合が、全国的な労働諸条件向上のための底上げをめざしておこなった闘い)、その拠点としての川内闘争を契機に労働組合運動が高揚し、以来チェーンソー使用拒否をかかげる労働組合の主張が現実の労働過程に適用されているのである。この点は、限定的な意味あいながらも、いわゆる力関係の所産という面が指摘できよう。

そこで、なぜ使用を拒否するかは簡単ではあるが「序」で叙述したので、次に問題となるのは使用拒否を貫徹させ続ける労働運動の契機としての東北闘争がいかなる事情を背景として発生したのか、東北闘争はいかなる歴史的、社会的事情にもとづいているのか、換言すれば東北闘争の原点はどこにあるのか、ということである。本稿はその歴史的原点をさぐることを課題の一つとする。この点は東北地方、その最北端に位置する下北半島の地域的特質(経済構造、部落共同体的秩序)と深く関連する。

同時に筆者は、昭和30年代以降の「合理化」を阻止した客観的・技術的な要因が、戦前期における官行斫伐事業(以下、官斫事業あるいは単に官斫と略す)の展開過程のなかでつちかわれていたと考える。すなわち、官斫事業を支えた労働組織・労働過程の性格は、結果的に「合理化」に対して一定の限界性を刻印する働きをしたのではないかと、という問題である。この点は国有林経営史における「合理化」の歴史的意義を、「合理化」の進展とは逆の現象をとり扱うことによって解明しようとするにつらなる。

以上のように、本稿は、今日的・実践的な諸問題の根源が戦前期における官斫事業の実行形態とそれをめぐる生産諸関係のなかに胚胎しており、その諸関係が戦後の直営生産事業、製品生産事業の展開を規定しているのではないかという前提的な問題意識にたち、川内営林署の経営史上に核心的な位置をしめる戦前期官斫事業のすぐれて地域特徴的な実態を、主として労働組織・労働過程の観点から経営・経済学的に研究しようとするものである。

注

- 1) 奥地 正「戦後日本資本主義と林業・山村問題の展開構造」『立命館経済学』第22巻第5・6合併号、昭和49年2月、抜刷、149ページ。
- 2) 労働災害のなかで白ろう病の実態については、全林野労働組合編『樹海からの告発——林業黒書——』昭和45年、103～110ページ参照。
- 3) この点についてはすでに奥地正が、九州国有林の労働組織に関する労作（「林業労働組織に関する研究（I）」『林業経営研究所研究報告』昭和43年12月）、および東北・秋田国有林のそれに関する労作（「国有林における労働組織の形成と展開（一）——東北・秋田国有林を中心に——」『立命館経済学』第23巻第4号、昭和49年10月、抜刷、および「同（二）」『同』第23巻第5・6号、昭和50年2月、抜刷）でほぼ全体的な研究展望を与えている。

第一章 前史——官林の形成過程

本章は「日本型エンクロージャー」<sup>1)</sup>といわれる官林<sup>2)</sup>——国家的林野所有の形成過程がどのように進化したのか、それを概略的に明らかにすることが目的である。なお、都府県における官林は封建領主の所轄林野を継承した場合が多く、下北半島もその例外ではないので、最初に封建制林業の制度的アウトラインについて記述する。

第一節 明治政府の官林政策

(一) 封建制下の林業——南部藩林政

藩制時代、田名部通（タナブドオリ）といわれた下北半島一帯は南部藩（盛岡藩）の所領であり、そこに豊富に蓄積する青森ヒバ（ヒノキアスナロ）は同藩の重要な財源となっていた。青森ヒバは当初は裏日本航路によって加賀、能登、越中方面へ移出され、その後表日本航路の発達を基盤に、明暦（1655～1657年）の江戸の大火などを契機として江戸、大坂方面へも供給されるようになった。

第1表 「田名部通」の「留山」指定箇所

年 号	村										計
	名大畑	牛滝	正津川	佐井	川内	脇野沢	角達	奥内	田名部	城ヶ沢	
寛文年間	3	4	1	1	1	1	1	1			13カ山
享保年間	14	6	3	2	7	1	2	1	1	1	38カ山

注1) 笹沢魯羊『下北半島史』72～73ページより。

海運の発達を基礎とする供給量、すなわち伐採量の増加は、下北半島における森林資源の枯渇化を現出させた。塩谷勉によれば、「田名部代官所の所轄山林で、明暦以来百年の乱伐により林木十分の五を減じた」<sup>3)</sup>ほどであるという。

そこで南部藩は、第1表にみるように、田名部通において寛文年間(1661~1672年)13カ山、享保年間(1716~1736年)38カ山であった「留山」を宝暦10年(1760年)にいたり田名部通全体にわたって208カ山とし、あわせてその後100余年間、「明治戊辰ニ至ル迄藩主ノ施行スル処ノモノ」<sup>4)</sup>となった輪伐制度を制定した<sup>5)</sup>。これが「宝暦の林政改革」である。

この「林政改革」以前、森林資源は「人民ノ放縦」<sup>6)</sup>のなすがままに、つまり木材業者や農民によってほとんど無制限に採取されていたようであるが、これに対し南部藩は、「其法(輪伐制度……神沼)ノ厳ナル遠謫繫獄ヲ以テ犯者ヲ待ツ其ノ密ナル山中ノ倒レ木ヨリ土中ニ埋没ノ木ト雖トモ総テ官ノ検視ヲ経サレハ其ノ犯状ニヨリ各罰典アリ」<sup>7)</sup>といわれるごとく監視を強化して、輪伐制度にもとづく計画的な伐採を実施したのである。計画的な伐採の内容は、「留山」208カ山を8カ年で除すると1カ年分が26カ山となるので、このうち単年度伐採箇所は26カ山以下として、そのなかから木材業者より箇所数と箇所名を申請してさせて払下げをなすというものであったと伝えられている<sup>8)</sup>。

この「林政改革」以降、管理組織が充実し、また山林の種類整備も進展した。いまここで

第2表 南部藩の山林種類

「留山」	藩用の用材、薪炭材を確保するための山林。平時は伐木を禁止し、「山守」が監視する。
「御側田山」	「留山」と同じ性質のもの。箇所数が少ない。
「運上山」	木材業者(山師)に運上金を献上させて伐採(輪伐)をおこなわせる山林。
「御預山」	雑木林であって、村民に預けて山役銭多少を徴収し、草・雑木の採取を村民にまかせたもの。
「水の目林」	水源函養林。
「御札山」	「御山」と同じでありながらも、地元農民が藩に願いでて制札をたててもらい、伐木を禁止して樹木の生育を待ち、必要あるときに藩の許可を得て伐木をおこなう山林というのが第一の説。第二の説は藩が積極的に育成しようとする山林で、ナタ札、鎌札などを発行し、その札を持たないものは入山が禁止された山林、というもの。
「御山」	制札、ナタ札などの必要がなく、地元村民が自由にたちいって草木を採取した山林。
「高の目林」	検地のさいに一度田畑として登録されたことのある地所を地目転換により山林にしたもの。100坪につき20文の山役銭が課せられた。
「居久根林」	宅地に接続する山林。
「御忠信植立木」	農民が私費で植栽し、藩に献上したもの。献上すると帯刀を許されるなどした。いわば名誉を買うための手段で、「忠信植立思想」の提唱者は藩の「植立吟味役」栗谷川仁右衛門親子。
「取分林」	部分林のこと。分収歩合は2官8民から7官3民までであった。
「私植林」	農民が自由に植栽し、自由に採取した山林。

注1) 戒能通孝『小繫事件』21~24ページ。

後者についてのみ示すと第2表のとおりである。山林の種類わけは資料により、論者により少しずつ異なるところであるが、さしあたり戒能通孝の分類は最も信頼できると思われる。その根拠は「御山」に関する理解であり、法社会学者戒能の説明は説得的である<sup>9)</sup>。ただ戒能の分類にもいくつかの点で足りないところが見られる。二つばかり指摘すると、一つは他の書物にみられる「社寺林」、「見守山」<sup>10)</sup>（「取分林」と同じく部分林の一種）が欠落していることであり、もう一つは「運上山」に関する理解である。「運上山」は、さきに示した「留山」の輪伐制度から判断すると、それが「留山」と全く別のものではなく、「留山」中の当年度伐採箇所のことであると解するのが妥当であろう。

ともあれこうした細かな山林の種類は、大別すると藩営林、部分林、農用入会地<sup>11)</sup>の三種類に分類できるといえる。農用入会地は薪炭材採取、採草、放牧など農民的林野利用に供する土地であり、「高率な封建的貢租と自然経済的条件に依存する隷農経済にとっては不可欠のものであった。領主は農業生産力の発展を超えて、貢租を強収するに従って、農用入会林野を隷農に対する慰撫政策に利用した」<sup>12)</sup>のである。また部分林も、人工造林の嚆矢であり、「民有林業の端緒」<sup>13)</sup>的役割を担うと同時に、やはり入会地と同様の「慰撫政策」的性格を付与されて、農民的林野利用の対象地となっていたのである。

「宝暦の林政改革」は、従前の「人民共有ノ松山ヲ変シテ」、「決然式百八ヶ山ヲ全収シテ官有」<sup>14)</sup>となすとともに、南部藩林政を田名部通全体にゆきわたらせて、封建的土地領有を基礎とする封建的領主林業経営の成熟した姿態を現出させた。だがそれは、「林政改革」以前に比して農民的林野利用を大きく制限するものではあった<sup>15)</sup>が、ただ上述のように、全面的な制限にまでいたらなかったことは留意されなければならない。農民による林野利用のみちが全面的に制限される、あるいはそれに近い状態になるのは維新政府による土地官民有区分の過程においてである。

## （二）明治政府による広大な官林の設定

幕末の動乱期に南部藩は佐幕派に属した。そのため同藩の領地は没収され、うち二戸郡、三戸郡、北郡（カタノコオリ、かつての田名部通）はまず津軽藩の手に移り、ついで明治2年黒羽藩、3年1月斗南藩の所領へと変遷した<sup>16)</sup>。そしてすでに開始されていた版籍奉還（明治2年）、および廃藩置県（明治4年）をうけて、6年3月青森県が誕生すると、下北半島の山林はその管轄となった。

こうした過程で維新政府は、まず、3年9月の太政官布告第630号（府藩県管内開墾地規則）、4年8月の大蔵省達第39号（荒蕪不毛地ニ付一般ニ入札セシム）、5年6月の大蔵省達第76号（伐木ヲ留ル官林総テ入札ヲ以テ払下規則ヲ定ム）などにより無制限的林野払下げ政策を採用したが、ほどなく、6年3月の太政官布告第114号（地所名称区別法）を経て、6年7月の太政官布告第257号（荒蕪不毛地並ニ官林等入札払差止）、6年9月の大蔵省達第134号（官林存置払下箇所共故障有無ヲ取調申立シム）、7年11月の太政官布告第120号（地所名称区別改正

法)などによって払下げを中止するにいたった<sup>17)</sup>。とりわけ太政官布告第120号は、6年より開始された地租改正と関連して、地所の名称を「官有地」と「民有地」に限定したものであり、これによって土地官民有区分、つまり「林野所有の整理・再編成は、本格的な段階に入った」<sup>18)</sup>といえる。

土地官民有区分にあたり、民有地とするためには証拠を提出して確認を受けなければならぬとされた。しかしそもそも入会地などについては確証を提出すること自体むりであり、また証拠書類を提出しても官民区分の基準があいまいなためやむやにされて、結局官有地化された場合が多かった。こうした経過を川内町在住の郷土史家、富岡一郎は次のように述べている。

「山林原野の官民有地区分は、一定の基準を設けておこなわれたが、私有地と認定するにあたって旧藩以来の証拠のあるものに限ってこれを認めたので混乱が起った。地租を恐れるがため書類を出さなかったもの。提出しても証拠(価値に乏しい……神沼)として却下されたもの、とりわけ入会林野については、慣行によって使用収益権を行使してきたので、名目はともかく、実質的に地元住民の土地という場合も、文書による証拠を示せないまま、官有地として収奪、編入されていった例が多かったのである。」<sup>19)</sup>

土地官民有区分は、「山林原野官民区分基準の決定版」<sup>20)</sup>といわれる9年1月29日づけの地租改正事務局議定「山林原野官民所有区別派出官員心得書」を基盤に、9年から14年にかけて遂行された<sup>21)</sup>。それはまぎれもなく、広範な入会林野の収奪を中心とする官有地拡大政策であった。そして官有地化された入会地盤上の入会権剝奪が、官有地拡大政策がそろそろ成功裏に展望されるようになった12年から開始された<sup>22)</sup>。この剝奪行為に対して、入会地が広範であればあるだけ農民の抵抗は熾烈をきわめ、一方政府はそれの鎮静のため、一部分暴力すら用いた。「青森県津軽下北地方では私有地までも含めた官有地化が、鉄鞭による打擲あるいは殴打等の暴行を交えて強行され、紛議をおこし」<sup>23)</sup>たという。

ここで注目すべきは、入会権の整理が入会地の官有化からわずかながらも遅れてでてきていることである。入会地がもし民有に帰した場合の高率地租負担に対する農民の思惑、不安感を巧妙に利用し、まず地盤の官没を遂行しておいて、後にいたり入会権の強奪にふみきったのである。

以上のような官林の形成過程を裏づける条件として次のような管理機構の整備・細分化が進行した。大小林区署制までもふくめて主なものを示すと、

明治11年7月——内務省青森地理局出張所開設。青森県下の官林はその直轄となり、宮城・岩手両県下の官林は各地方庁の主管となる。

明治12年——内務省に山林局が設置され、地理局出張所は青森山林局出張所と改称。

明治14年9月——農商務省が設置され、青森県下の官林は内務省の手から農商務省山林局青森山林事務所の管轄となる。

明治19年5月19日——青森大林区署開庁。

同年7月1日——大畑，川内小林区署誕生。

明治23年5月4日——佐井小林区署誕生。

成立した官林は下北郡ではどれほどのものであったのか。明治10年前後の数字をもちあわせていないので20年代の数字を示せば，下北郡全体（田名部，東通，大畑，風間浦，大奥，佐井，大湊，川内，脇野沢の各村）で総土地面積171,402 haに対して官有地157,182 ha<sup>24)</sup> (91.7%)，同時期の川内村では総面積41,345 haに対して官有地38,979 ha<sup>25)</sup> (94.3%)である。圧倒的な官有地率というほかない。ときに民家の軒先まで官有地がせまっているという意味で「軒先国有林」とさえ形容される。

こうして官林は「一連の上からの土地改革の諸過程」<sup>26)</sup>を通じて藩制期の重疊的な所有関係を廃棄して単一の所有関係に再編し，また農民の伝統的な林野利用形態を封殺しつつ形成されたのであるが，それは次に述べるような農民のさまざまな抵抗，林野利用要求を惹起することとなった。

#### 注

- 1) 山崎慎吾『日本林業論』昭和25年，5ページ。
- 2) 小林三衛は，明治維新後しばらくの間，法令はすべて「官有」，「官林」という表現であったが，明治32年の国有林野法制定以降は「国有」，「国有林」となった，と指摘している（『国有地入会権の研究』昭和43年，1ページ）。本稿もこのような表現様式にしたがって第一章では主として「官」を使用し，第二章以降では「国」を使用する。
- 3) 塩谷 勉『部分林制度の史的的研究』昭和34年，437ページ。
- 4) 青森営林局蔵「青森県陸奥国下北郡松山ノ履歴情状」。  
この資料は，明治14年11月，明治天皇の東北地方行幸のおり，下北半島は名代として北白川宮が視察したが，そのさい下北郡各村の「惣代」37名が連署のうえ，随行の大木喬任参議に提出した，官林解放を旨とする請願書である（笹沢善羊『下北半島史』昭和41年改訂4版，92ページ）。
- 5) 前掲『下北半島史』72および75ページ。
- 6) 前掲「松山ノ履歴情状」。
- 7) 同上。
- 8) 伐採計画の内容を前掲「松山ノ履歴情状」は次のように記している。

「当時（宝暦10年……神沼）ニ於テ輪伐ノ法ヲ設ケ全部 式百八ヶ山ヲ八ヶ年ニ割リ即チ一ヶ年中ニ中ル処 式拾六ヶ山ナリ此ノ原数以内ニ於テ其ノ年ノ景況ニヨリ或ハ拾ヶ山或ハ式拾ヶ山人民ヨリ山数ト山名トヲ申シ立サセ其申立ル処ヲ以テ私下ケヲナスナリ是宝暦十年ヨリ成則上ニ於テ永遠人民ニ之ヲ許ス処ノモノナリ」。

なお，「私下ケヲナス」場合，「代価を徴して売るといわず，材木商人に運上銀を献上させ，木材を下賜するといっておった。……敢えて売買といわないのは，いわゆる武士の商法の然らしめるところだったにちがいない。」（戒能通孝『小繫事件』岩波新書，昭和39年第2刷，21～22ページ）

- 9) 通例，「御山」を藩有林と記述して，それだけですませる論者が多い。小繫事件の審理でも，大正6年訴訟当時の鑑定人，東京帝国大学教授中田薫がそうであった。中田は「御山（藩有山）」と注記して，小繫山＝「御山」＝藩有林なる旨の鑑定書を提出した。これに対し戒能は，「小繫山が『御山』と書かれたのは，要するに『御山帳』に載っている山，すなわちただの山というのと同じであって，旧南部藩が藩有地

のごとく進退しきたった山との意味ではない。」その「註記は実をいうと同人が南部藩林政の知識を皆目持たず、半ば当てずっぽうに書いた無用の註記であって、少なくとも結果において裁判を誤るにいたった罪、重大なものがある」(前掲『小緊事件』20および24ページ)と、痛烈に批判している。ちなみに青森営林局当局も「純藩有林」(青森営林局『八十年史』昭和41年、5ページ)という立場にたっている。

10) 前掲『八十年史』5ページ。

11) 前掲『日本林業論』4ページ。

12) 同上、4ページ。

13) 同上、4ページ。

田各部通における人工造林は部分林のスギ植栽をもって開始された。この点で人工造林を基礎とする「民有林業」発展の可能性は藩制末期には形成されつつあったと考えられる。しかしそれは維新以降の広大な官林設定の前にあえなく封殺されてゆくのである。

14) 前掲「松山ノ履歴情状」。

15) 寛文の13カ山、ひきつづく享保の38カ山「留山」制定といえども農民的林野利用を旧来より大きく制限せしめた。これに反発して田名部通東部では農民が山火事を発生させ、青森ヒバ原生林を焼失させてしまったという。この様子を前掲「松山ノ履歴情状」は次のように伝えている。

「連村密ニ相謀リ遂ニ連山ニ火シテ之(山林……神沼)ヲ焼クト云フ故ニ東部ノ地南北拾里東西五里ノ間ハ皆荒漠ノ原野トナル其荒漠ノ間岩屋村地内及ヒ田屋村地内ニ於テ今(明治14年……神沼)ニ至リ僅ニ松ヲ遺セリ是則テ往古東部ノ連山ハ皆松林タルノ痕跡見ルヘキナリ」。

したがって38カ山から208カ山への「留山」制進展にいたっては、「初メ此法ヲ設クルヤ人民ノ甘從スル勉ノモノニ非ス惟タ其威力(南部藩権力の威力……神沼)ニ抗スル能ハサルヲ以テ屈從スル勉ノモノ」(同「松山ノ履歴情状」)ではあったであろう。

16) 笹沢魯羊『川内町誌』昭和11年、44~47ページ、および前掲『下北半嶋史』5ページ。

17) この間の経過については岡村明達「山林政策の展開と入会地整理過程」(古島敏雄編『日本林野制度の研究』昭和32年3版)、林野庁『日本林業発達史 上巻』昭和35年などにくわしい。

18) 前掲『国有地入会権の研究』21ページ。

19) 富岡一郎「ふるさとの歴史(24)」川内町役場企画課『町報 かわうち』昭和49年4月。

20) 前掲「山林政策の展開」53ページ。

21) 官民区分の実施にあたり明治7年から9年にかけて区分の基準が作成され、そのために各地で調査がおこなわれた。青森県ではまず7年にいわゆる存廃区分のための調査が内務省地理寮官員と地方庁員によりおこなわれ、さらに9年から10年にかけては山林原野土地官民有区分調査がおこなわれた。7年の調査によって「官林取分林試植林取調帳」が作成され、うち「官林」については「明治七年調陸奥国下北部山林帳」が、また「取分林」・「試植林」については9年に民有地となった部分を除いて「試植取分山林帳」がそれぞれあらたに作成された(前掲『部分林制度の史的研究』444ページ)。

なお、「取分林」の由来はすでに述べたところであるが、一方「試植林」なる表現はこの「取調帳」にはじめてあらわれており、何を意味しているのか明らかでない。塩谷勉は、おそらく「取分林」と同性質のもので、伐採の節は相当の歩合を申立させ、官取分を納金させて伐採を許してきたものである。取分林に出願の見込で試植したのだが、公認を受けなかった為証文が下付されなかったものが、試植立と云われ試植林となったと解される(前掲『部分林制度の史的研究』444ページ)としている。

22) 明治12年にはじまる入会権の強奪は、同年設置された内務省山林局の青森山林局出張所の手になるものである。この状況を前掲「履歴情状」は、「明治十二年青森県ヨリ山林局青森出張所へ(官林の管理を……神沼)引キ継キシヨリ……始メテ此ニ至リ断然人民ヲ拒絶スルヲ知リ一郡驚愕セリ」(傍点は神沼)としている。

23) 前掲「山林政策の展開」56ページ。

24) 川内村役場「下北郡統計書」明治25年7月。

25) 青森営林局蔵「青森県下北郡川内村地内土地区分及戸籍諸表」明治26年1月1日現在。

26) 前掲『日本林業論』7ページ。

## 第二節 広大な官林設定に対する農民の抵抗

下北半島は古来より農地の絶対的狭隘、農業生産力の低位性に基因して、農民の生計において農業は補充的意味しかもたず、林業（労働）、漁業、狩猟などが重要な位置をしめていた<sup>1)</sup>。そこへ、民有地までも含めた広大な官林が設定され、農民的林野利用が制限されることによって、農民はその生計に深刻な影響をうけることになり、あるときは密かに、あるときは公然と官林政策に抵抗することとなった。ここではその抵抗のうち「盗伐」、および下北郡における明治期の二大解放運動について記述する。

### （一）盗 伐

ここでいう「盗伐」とはあくまで“官”の立場からみた現象であって、“人民”の立場からすれば旧来の入会利用の存続にはかならない。山林に自由に立ち入り、林産物を自由に採取していた事態が、明治12年の山林局設置以来否定され、その日から「盗伐」にしたてあげられることとなったのである。資料は次のように述べている。前節注22)で紹介した部分も含めて引用すれば、

「明治十二年青森県ヨリ山林局青森出張所へ引キ継キシヨリ同所出張所ノ演達ニヨレハ官林ハ一等官林ナリ故ニ全国ニ一般画一ノ法ニ定ムルモノニシテ乃チ一等官林ナルモノハ人民ノ伐採ヲ許スヘキモノニ非ス時アリ之ヲ許ス所以ノモノハ其時ノ事情ニヨリ特別ノ詮議ニ出スルモノニシ（て……神沼）輪伐ノ如キ之ヲ将来ニ及スヘキ成規ニ非スト云フ始メテ此ニ至リ断然人民ヲ拒絶スルヲ知リ一郡驚愕セリ其ノ如キノ成規ハ何等ノ深意ニ出ツルカ……既ニ宝暦年中当時ノ所有主即チ藩主ニ於テ輪伐ノ法ヲ設ケ永遠人民ニ伐採ヲ許スハ明ニ成則上ニ於テ人民ト結約セリ而シテ百数十年来此ノ結約ヲ覆行セリ如此契約ハ確然法律ノ効力ヲ有シ仮令官山ノ所有權ハ何人ノ手ニ移ルト雖モ此結約ハ動かサヘカラサルモノト信ス然リト雖トモ前陳ノ如キハ人民相互ノ間ニ於テナシ得ヘキモノニシテ人民ヨリ官ニ對シテハ為シ得ヘカラサルモノトスルカ果シテ然ラハ官ト人民トハ法ヲ異ニスルモノカ甚タ了解ニ苦シム」<sup>2)</sup>。

「山林局青森出張所ノ処置以来未タ三年ニ満タルノ間ニシテ刑辟ニ陥リ連累ニ苦シメラル、モノ簇々トシテ絶エス甚タシキハ私木ヲ伐採スルモ成定ノ手續キヲ失ヘハ之ヲ法廷ニ引イテ之ニ刑律ヲ加フ其他人民營生ノ困難ニ渉ルモノ枚挙スヘカラス素ヨリ薪炭ニ至ル迄総テ樹木ノ伐採ヲ以テ罪犯トナサハ故ニ兩三年ノ間鈎索シテ多ク犯人ヲ獲ルト雖トモ千分ノ一ニ過キサルナリ若シ之レヲ搜羅シ尽サント欲セハ人民ヲ殲サ、レハ能ハサルナリ夫レ人民ノ山林ニ於ケル草創ヨリノ習慣ニシテ之レヲ離レテ他ニ生ヲ営ムヲ知ラサルナリ此ノ実況ヲ察セス官ニ於テ永遠之ヲ嚴束セントスル時ハ人民法ニ斃レテ山林從ツテ滅尽スヘシ然ラハ則チ官ニ於テ何ノ得ル処アラシ」<sup>3)</sup>。

このような厳重な取締り、「盗伐」者の検束は「官吏」が森林保護に関する自らの職務実績をあげるための、いわば点数かせぎとしておこなわれる場合が多かったといわれる<sup>4)</sup>。

ともあれ「犯人ヲ西ニ防ケハ忽チ東ニ生シ左ヲ制スレハ右ヲ犯シ頭晦出沒遂ニ制シ難キニ至レリ」<sup>5)</sup> というほど「盗伐」は頻発した。川内町(当時は村)では、「明治維新後に付近の山林は大部分官有に編入されて、山林の取締が遽に厳重になって住民は困難した。明治十七、八年頃官林盗伐で取調を受ける者が、一時に百人近くも出来て大恐慌を来した事がある。」<sup>6)</sup> また、明治12年から14年までの3年間で下北郡における「窃盗」者はじつに「貳万五千人」<sup>7)</sup> に達したという。

「盗伐」は農民的林野利用の排除方針に対する農民の憤まんが最もストレートにあらわれる行為であり、あるときは個人的・非組織的に、あるときは集团的・組織的におこなわれる陰然の抵抗、「実力による利用」<sup>8)</sup> として特色づけられる。

## (二) 解放運動

解放運動は、「盗伐」が陰然の抵抗であるに対して組織的で公然の抵抗である。歴史的には明治維新以降現代まで、ときに大きく盛りあがり、ときに沈静しつつも地元住民の官林(国有林)に対する根強い要求の一つとして一貫してとりくまれてきた。明治期の下北郡において、町村単位でもさまざまな解放運動がおこなわれたと思われる<sup>9)</sup> が、郡全体にわたっては10年代と30年代の二つの運動が特筆される。

まず明治14年の解放運動趣意書「青森県陸奥国下北郡松山ノ履歴情状」(青森官林局蔵)は、その結論部分で「下北郡一郡ノ官林ヲ挙ケテ郡民ノ共有トナスニアリ」と官林の全面解放を要求し、その解放によって以下のような利点があると強調している。

①「今官林ヲ変シテ民有トナサハ盗心変シテ愛護心トナラン然ラハ○ニ窃盗スル処ノ貳万五千人ヲ飄シテ保護者トナスヘシ事此ニ至ラハ勞セスシテ山林自カラ蕃盛シ人民安ンシテ職業ニ就ン」(○は判読不能)。

②「今官林ヲ以テ民有トナス時ハ一郡協同シテ会議ヲ起シ維持法案ヲ製定シ官ノ認定ヲ受ケテ之ヲ施行セハ従来ノ官制ニ反シ木材ヲ出スモノ僅カニ数名ニシテ之ヲ監視スルモノ数万ノ多キニ至ラン然ラハ従来ノ束縛ヲ脱シ伐採ノ季節ヲ過スコトナク商方ノ機会ヲ失フコトナク又冗費ノ巨額ヲ減スヘシ」。

③「今ノ官林ヲ変シテ民有トナサハ従来ノ伐木代価モ從テ消滅スヘシ然リト雖トモ之ニ換エルノ収益ナキニ非ラス地ニ課スルノ税又ハ立木ニ課スルノ税定ナリ此ノ兩税ノ内ニ就テ税法ヲ定ムル時ハ唯タ名分ヲ変更スルノミニシテ実益ニ於テ失フ処ナカルヘシ但シ金額ハ幾分ノ減少アルモ従来ノ官費ヲ計算セハ又タ大差ナルヘシ固ヨリ代価ノ如キハ商方ニ属スルモノナレハ其年ニヨリ未定ノモノナリ安ソ目下ノ利益ヲ見テ以テ将来ヲ期スヘケンヤ故ニ前載ノ税法ヲ以テ之ヲ処スル時ハ官民利ヲ争フノ嫌ヒナク穩当ノ官挙トナラン」。

木材業「商方」の発展を民主主義的統制のもとに推進せしめるために、その大前提として

官林をすべて民有化するという強硬な返還要求が位置づけられている。一般に、明治10年代の官林解放運動は「主として豪農・豪商・地方政治家によって担われ、この時期において革新的な役割をはたした自由民権運動とむすびついて展開された」<sup>10)</sup>とされているが、上述のような激しい口調と強硬な要求をみると、この下北郡においても自由民権運動との関連は多少とも考えられるところである。

ただ、明治14年の時点では、旧来の林野利用を極端に制限された農民の要求が根底にあり、これと「商方」の自由を志向する各村「惣代」層——彼らが「豪農・豪商・地方政治家」であるかどうかはともかくとして、少なくとも地域上層ないしはその代弁者であることは疑いない——の要求とが官林の完全解放を旨とする点で基本的に合致しており、後者による運動の背景には前者の根強い要求が存在していたことは留意しなければならない。

先鋭な明治10年代の解放運動に対して、30年代の運動は「十年代のような戦闘性・政府に対する攻撃性をいちじるしく喪失」<sup>11)</sup>したものとなっている。その大きな要因としては、20年代初頭に進展する部分林政策（後述）などによって農民的林野利用要求の激しさが一定程度緩和され、闘争のエネルギーが停滞していたことがあげられる。

30年代の「青森県下北郡森林復舊ノ義ニ付上願」（青森官林局蔵）はまず前提的要求として、「願クハ土地ノ実地ヲ願ミテ深ク民情ヲ憐レミ郡民ノ共有トナサハ名分実自ラ恰当シ而シテ官ノ目的タル森林稠茂自然其ノ実ヲ得テ郡民モ又随テ培ニ安ンスヘシ」と、「郡民ノ共有」を要求する。だが、口調がおだやかであることもさることながら、「桧山ノ履歴情状」における「郡民ノ共有」要求と、この「森林復舊ノ義」におけるそれとでは、内容上に大きな差異がある。前者がブルジョア民主主義革命に不可欠の土地革命をも想起させるほどの「官林ノ民有」化要求であるに対して、後者はじつは明治20年代から30年代初頭にわたる解放運動に共通するところの、地主と地方官僚の合作になる、官林の地方庁再移管要求の一環に他ならない<sup>12)</sup>。

それとともに「森林復舊ノ義」は、官林材の低価格供給の要求を腹に秘めつつ、材価のあり方に興味を示している。

「客年ノ杓木ハ杓木六拾錢ナレハ本年ニ於テ七拾錢トナリ明年ハ又八拾錢トナルカ如ク杓木元数ヲ増サシテ年ヲ遂テ代価ノ増額セルモノ、如クシテ而シテ實際ニ於テハ杓木ノ代価ヲ以テ百本伐ルニモ拘ハラス……」。

こうした、いわば低材価要求、官林の単なる所管がえにすぎない「共有」要求が全国的規模の運動として展開された結果、明治32年には国有土地森林原野下戻法などが制定され<sup>13)</sup>、ここに国家的土地所有の確立過程は一つの帰結をみるのである。

#### 注

1) この状況を資料は次のように記している。

「耕地ノ如キハ素地ノ曉瘠ト寒暖ノ適合セサルト人民事ニ熟セサルトニヨリ其得ル処其勞スル処ノ費ヲ償フニ足ラサルヲ以テ細民僅ニ種ヲ作り食ニ消スルノ資トナスノミ故ニ今（明治14年……神沼）ニ至リ

郡内ニ地租拾円以上ヲ納メ議員ノ分限ヲ有スルモノナキナリ」(青森営林局蔵「青森県陸奥国下北郡桧山ノ履歴情状」明治14年)。「人民常業トスル処ノモノハ漁ト樵ニシテ其輸出品ハ魚藻木材ナリ」(同上)。「魚藻木材ノ三品ハ則チ一郡経済組織ノ原資ナリ若シ此ノ三品ニ障碍アルハ直チニ郡民ノ活路ニ影響セリ」(青森営林局蔵「青森県下北郡森林復舊ノ義ニ付上願」)。

なお、「森林復舊ノ義」には著者名も作成年次も記されていない。だが笹沢魯羊が、「明治三十一年には(下北郡の……神沼)各町村長発起して、下北郡森林原野特別処分願同盟会を組織し、国有林の解放に付陳情して居る」(『下北半嶋史』昭和41年改訂4版, 92ページ)と指摘しているので、おそらくそのさいの陳情書に相違あるまい。文体は「桧山ノ履歴情状」に酷似している。それを参考にして作成したものであろう。

2) 前掲「桧山ノ履歴情状」。

3) 同上。

4) 「官吏」の取締りぶりを前掲「森林復舊ノ義」は次のように説明する。

「官吏之(『人民』)が林野利用について『官吏』にたびたび請願しているが、それに対する回答がいつまでもひきのばされることによって、『生路ニ迷フモノ多シ』という憂うべき状態……神沼)ヲ見テ意トセス常ニ森林保護ヲロニスルハ唯人民ヲ虐待スルノ口実ニシテ実地秋毫モ森林ノ衰否ハ意ニ介セス豈ニ人民ノ痛痒ヲ顧ミンヤ唯其外相ヲ粧ヒ衆ク犯人ヲ捕獲スルヲ以テ注意ノ厚キヲ表シ帳簿書類ノ体裁ヲ修飾スルヲ以テ務トセリ」。

ここで森林「官吏」の取締り権、警察権について一言しておく、大小林区署制度発足ののちも明治23年段階まで警察権はなく、単なる取締りの権限のみであった。しかし取締りがきわめて厳重であったことはすでにみたとおりである。この時期の取締り「官吏」とは、「監守人ハ純粹ナル保護取締ニ従事シ巡視人ハ監守人ノ監督ヲ為セン」(松浪秀実『明治林業史要』大正8年, 303ページ)とあるように、「巡視人」——「監守人」の系譜のことであった。そのさい「監守人」の役割は、明治11年内務省達の官林監守人心得により定められている。

「第三条 第二条ノ件々(『監守人ノ常々注意スヘキ件々』)ヲ認ムル時ハ……人類ハ其事故ヲ糺シ時宜ニヨリ取押ヘテ其筋ヘ訴ヘ出其他ハ巡視人ノ巡視シ来ラサルトキハ書面ニテ林区出張官ヘ通知シ置キ巡視人巡回ノ案内シテ点閱ヲ受クヘシ」(カッコ内は第二条の引用)。

「官吏」に警察権が与えられたのは明治23年2月の法律第6号、および同年10月の法律第96号によってである。「是実ニ国有林野ノ管理保護ニ従事スル吏カ司法警察官トシテ職務ヲ執行セル嚆矢ニシテ即チ爾後ニ於ケル林区署ハ国有林野経営ノ機関タルト同時ニ又其ノ警察機関タルニ至レルモノト云フヲ得ヘシ」(前掲『史要』305ページ)。

5) 前掲「森林復舊ノ義」。

6) 笹沢魯羊『川内町誌』昭和11年, 86ページ。

7) 前掲「桧山ノ履歴情状」。

もっともこの数字は、当時の下北郡「各地ニ散在スル人民ハ式万五千ナラン」(同「桧山ノ履歴情状」)ということから、じつは郡の人口と同数であるので、いささか誇張したものであることは疑いない。

8) 小林三衛『国有地入会権の研究』昭和43年, 53ページ。

9) その一つの例として川内町(当時は村)泉竜寺山林の官林編入とその下戻しの件を紹介しておこう。

泉竜寺は元禄3年(1690年)以来、街の中心から北方約2km地点にある独峯山(約130ha)を所有しており、「寺および檀徒は、……植林に励み、山への手入れを怠らなかつた。」(富岡一郎「ふるさとの歴史」(24))川内町役場企画課『町報 かわうち』昭和49年4月)ところが官民有区分によって独峯山はすべて官林に編入されてしまい、そこで明治14年5月14日づけで、住職および檀家総代(2名)が連署して下戻しを旨とする5項目の請願書を青森県令に提出した。その内容をみてみよう。

独峯山は昔は「第一 草山ニシテ、些々タル小柴立タリシヲ、檀家一同ニテ年々歳々枯草ヲ焼キ、……諸木ノ内宍戸ニ付五本或ハ十本ト手栽シ……尚一會保護ヲ加ヘ」てきた。その証拠には「第二 独峯山ハ

市街村落ニ近キ地ニシテ……、西南ハ耕地ニ接シ東北ハ皆原野ノ草山」であり、「天然性<sup>マツ</sup>ノ松官林及雑木繁生セル官山迄ハ凡二里或ハ三里ヲ隔チ此人家近傍ノ地」であるにもかかわらず「該山ニハ小杉六千余本ノ杉」が生立している。「杉ノ如キハ手栽アラシテ天然生ノモノハ郡内ニ一切無之ノ処、……依之推考スレハ、全ク自費栽培ノ樹木、檀家一同ノ共有物トシテ可ナラン」。ところが「第五 明治七年御県ニ於テ山林御取調ノ際、該山立木、当時檀家中ニテ自費栽培ノ義、御派出御官員江上陳仕候処、立木ハ追テ事実糺上処分可致旨御口達ニ付再願ノ期ヲ」待っていたのだが、「同十一年山林局青森出張所御開設ニ付、上願ノ日適ヲ失ヒ深苦慮」(11年は12年の誤り)しているところである。もし「自費栽培ノ原証ナキヲ以無効ト相成候節ハ、數百年來拮据ノ勞ヲ一朝ニ失ヒ候義、遺憾至極」であるので、「何卒……、深ク御寛典ヲ以テ宗徒安心ノ所有ニ相成候様、……此段奉願上候也」(同「同」(25)) 同『同』昭和49年5月)。

がん来原野であった独峯山に、しかも下北郡においては天然生として全くみあたらないスギ林の造成がなされていることは、動かしがたい民有の確証である、とこの請願書は主張している。充分説得力に富むといえる。

請願書のかいあって独峯山は泉竜寺の所有に帰したのであるが、一方やはり官民有区分によって泉竜寺の手から官有に移っていた湯野川部落下流の乙部沢官林(約160ha)の場合、明治26年7月17日づけで同様の書類を提出したにもかかわらずついに下戻しにはいたらなかった。書類内容は以下のとおりである。

「享保十四年(1729年……神沼)、当寺第五世法洲古演住職ノ時ニ至リ、族弟及寺僕三名ヲ住センメ、当庵(湯野川庵……神沼)ノ管守トナシ、専ラ樹木栽植ヲ事トナセリ、其後漸ク繁茂スルニ至リ其栽植ニ係ル山林ハ、悉皆当庵ノ所有ニセン事ヲ、時ノ藩主ニ正願シ其許可ヲ得タリ(此時始メテ寺山ノ名ヲ付今尚ホ之ヲ唱フ)、此ニ於テ庵住タル当寺ノ従弟及寺僕ノ親屬ヲ率ヒ、茲ニ転住センメノ部落ヲ造リ、之ヲ湯野川村ト云フ、爾來当寺ノ熱心拳村ヲシテ益々樹木栽植ヲ勉メシメ、數百年ノ勞力ヲ加ヘ保護ヲ為シ、以今日ノ林相ヲ見ルニ至ル、是レ往古ヨリ当寺所有山タル所以ナリ」(同「同」(26)) 同『同』昭和49年6月)。

提出書類の証拠価値は、さきの独峯山の場合におけるスギ林——そもそも下北半島の郷土樹種ではない——のように決定的な物的証拠がないだけに、やはり劣るといわなければならないにしても、下戻し運動の結果に関する相違はむしろ次の事情が大きく影響しているといえよう。

独峯山の場合は「人家近傍ノ地」に位置することから多くの住民(檀家)の生活と深くかかわっており、運動が広く強力におこなわれたのに対して、乙部沢官林の場合はそうではなかった。つまりこの官林の利用者は、「泉竜寺の寺領のような村」(同「同」(12)) 同『同』昭和48年4月)であった湯野川部落の住民だけだったので、その官有地化によって困窮したのも、下戻しを懇願したのも湯野川住民だけであり、いきおい運動の中心も当時6戸(青森営林局蔵「青森県下北郡川内村内地土区分及戸籍諸表」明治26年1月1日現在)の湯野川住民に限られたのである。

こうして相異なる結果に終わった二件の願末——多数者による下戻し要求と少数者によるそれ——は、下戻し運動に対する明治政府の官僚主義的対応をさぐるうえで興味深い事実を提供しているといえよう。

- 10) 森 巖夫「国有林野解放運動と国有林野の地元対策」『林業経営研究所研究報告』昭和41年8月、7ページ。
- 11) 岡村明達「山林政策の展開と入会地整理過程」古島敏雄編『日本林野制度の研究』昭和32年3版、73ページ。
- 12) 岡村明達は「地方庁再移管は地主と地方官僚との合作運動にすぎず、この期の運動の主導力・性格を遺憾なく示す」(前掲「山林政策の展開」73ページ)と指摘している。
- 13) 下戻法の制定を地主・地方官僚の運動の勝利であるとしたり、下戻法を森林法や国有林野法とぎり離して単独で評価しようとする見解が当を得たものでないことについては、前掲「山林政策の展開」73~74ページ参照。

### 第三節 官林の地元施策——部分林制度

明治初期の地元施策は封建制下の藩権力と農民の間の林野利用に関する方式を踏襲することから開始されたといつてよい。南部藩領下の下北半島には「取分林」がかなり広範に存在したといわれており、明治9年には早くもこの旧慣部分林が復活している。場所的には佐井と川内に集中しており、分収歩合も2官8民の場合が最も多く、いずれも藩制期と同様の傾向である。こうしていち早く設定された部分林は、旧津軽藩領とともに、「東北地方特に青森県は、南九州に次いで部分林が多かった。又現在(昭和30年代……神沼)も多い地方である」<sup>1)</sup>といわれる礎石を形成することになる。

明治政府による部分林の制度的確認は明治11年3月14日の内務省布達甲第4号(部分木仕付条例)が最初であり、旧慣部分林の追認である。だが単に追認とはいっても、旧来の慣行にもとづく運用が契約によって国の規制をうけるものに転化せしめられたのである。部分木仕付条例は次のように規定している。

「部分方法ハ成木ノ上立木ノ儘分配スルアリ又ハ伐木ノ節官民ニ於テ各評価人ヲ出シ総計金額ヲ予算シ金員ヲ以テ配賦スルアリ共ニ官民協議ノ上適宜ニ之ヲ定ムモノ」(第5条)。

「植挿ノ後樹木成育スルニ随ヒ手入伐木セント欲スルトキハ前以テ地方庁ニ願出」て、「地方庁ニ於テ実地点検不都合ナキモノハ是ヲ許可シ葦除ノ樹木ハ悉ク仕立主ニ下付」される(第8条)。

そしてこの点にとどまらず契約者に対する恩恵的性格を強くだし、あるいは契約者による副産物無料採取を官林保護の手段として位置づけ、さらに次のように一方的に解約の可能性をとなえている。

「不得已事故アツテ官ニ於テ該地入用ノ節ハ相当代価ヲ以テ其民有ニ当レル樹木ヲ買上クヘシ」(第5条但書)。

このような部分林制度の内容、その高圧的態度は明治政権の性格の一端を物語るといってよいが、ともあれそれが、ここ下北半島においては、官林の恩恵的地元施策のなかでも最も注目すべきものとして、明治12年より始まる入会権剥奪に先がけてあらかじめ周到に用意されていたことは注目されるべきである。

部分林制度の実際の運用にあたっては「部分木植付願」を提出し、部分林として認可されると「部分木証券」が下付された。同「証券」を川内についてみると、小林区署誕生(明治19年)後の明治22、23年発行のものが多い<sup>2)</sup>。これは管理組織の細分化にともなる事務機構の整備をもとに、地方末端における地元施策が定着しはじめたためであると解される。しかし部分木仕付条例による部分林は、立木の伐採後そのままの形態では更新が認められず、新たに設定契約をしななければならないので、いきおい次第に減少せざるをえなかった<sup>3)</sup>。部分木仕付条例に続く部分林制度は明治32年の国有林野法をまたなければならない。

以上みてきたように、「日本型エンクロージャー」は土地官民有区分以来、地元民のさまざまな伝統的林野利用要求を極力排除し、「軒先国有林」と称される、総土地面積の9割以上にのぼる広大な国家的土地所有を創設せしめた。それは同時に、三大美林の一つ、青森ヒバ林のぼう大な蓄積を排他的にその手におさめるものでもあった。こうした土地所有、資源の保有は、以降の地主経営、とりわけ官斫事業を中心とする伐出経営の物質的前提となってゆくのである。

また、「日本型エンクロージャー」によって伝来の林野利用を剝奪され、零細な土地所有構造、貧困な農業構造を宣告された農民は、その経済生活において、部分林制度をはじめとする官林の各種恩恵的地元施策と密接にかかわることを余儀なくされ、官林経営の展開動向に深くみいられることになった。そしてこの地元施策——官林と地元農民の対応関係の進展とともに、地元部落は次第に官林保護上の協力組織として位置づけられるにいたり、旧来の部落共同体的秩序もそれにみあうべく上から改編されてゆくのである<sup>4)</sup>。さらに官斫事業開始以降はこの共同体的秩序が伐出労働力の供給機構的役割りをはたすようになってゆくのである。

#### 注

- 1) 塩谷 勉『部分林制度の史的研究』昭和34年、437ページ。
- 2) 同上、449ページ。
- 3) 小林三衛『国有地入会権の研究』昭和43年、67ページ。
- 4) 明治期における地元部落秩序の再編問題については、奥地正「国有林における労働組織の形成と展開（一）——東北・秋田国有林を中心に——」（『立命館経済学』第23巻第4号、昭和49年10月抜刷）第一章第二節を参照。

## 第二章 官行斫伐事業の開始と労働組織の形成

### 第一節 施業案の編成と官行斫伐事業の開始

#### （一）『編成案』（明治40年度）における施業方針

川内小林区署川内事業区の最初の施業案は、「将来経営ノ基礎ヲ確立スルノ急務」<sup>1)</sup>にこたえるため、『編成案 川内事業区施業案』として明治40年度に編成され、翌41年から実施に移された（第3表参照）。『編成案』によれば、当時の事業区面積は23,501 ha、林相は全体として「樹令錯雑ニシテ一令級ヨリ十令級ノ間ニアリテ概ニ之ヲ律シ難」く、総蓄積は3,006,642 m<sup>3</sup>、うちヒバは1,218,221 m<sup>3</sup><sup>2)</sup>であったとされている。

森林施業にあたり『編成案』は林相を①「ひば純林」ないしは「ひば雑混交林」と、②「潤葉樹林」に大別している。このうち②「潤葉樹林」は「ぶな、なら等ノ雑木林」で、「容易ニ天然下種ニ於テひば林ニ更新シ得サル」林分であるので、輪伐期100年、整理期70年の「皆伐喬林作業」により、「杉、扁柏（若クハ落葉松）林ニ更新」することを期待する。樹種の選定にあたりとくに「杉、扁柏」を採用するのは、「既成ノ部分林及私有林ニ於テ見ルモ其生長佳良

第3表 戦前期の主なる施業案

名	称	年度	実行期間	年数	面積 (ha)	
青森大林区署	編成案	川内事業区施業案説明書	明治40	明治41~大正3	7	23,501
青森大林区署	第一次検訂	川内事業区施業計画説明書	大正3	大正4~大正9	6	31,251
青森大林区署	第二次検訂	川内事業区施業案説明書	大正9	大正10~大正14	5	31,243
青森営林局	第三次検訂	川内事業区施業案説明書	大正13	大正15~昭和5	5	30,931
青森営林局	第四次検訂	川内事業区施業案説明書	昭和4	昭和6~昭和14	9	19,030
青森営林局	第五次検訂	川内事業区施業案説明書	昭和13	昭和15~昭和16	2	19,027

注1) 『第一次検訂』期に、①川内事業区の一部を田名部事業区に編入、②脇野沢事業区を廃止し川内事業区に合併、③佐井事業区の一部を川内事業区に編入。

2) 『第四次検訂』期に脇野沢事業区を復活、分離。

3) 以下、「施業案」については「検訂」ナンバー、および「検訂」年度だけを示す。

ニシテ杉、扁柏ノ不適當ナラサルヲ知ル」からであって、「母樹ノ産地ヲ東北若クハ出来得ベケレバ青森、秋田地方ノモノニ限ル時ハ」各種の寒害を避けることができる<sup>3)</sup>。また、「落葉松」は「杉、扁柏ニ混植スヘキ」であり、これらの樹種に一律に輪伐期100年をあてはめても、当該施業地が「小面積ニ過キ」ないので何らさしつかえない、としている。

植付本数は3,600本/haで、新植計画面積は全体で1,487ha、うち第一施業期(10年)における皆伐跡地が1,240ha、他は山火跡地や皆伐以外の伐跡地である。地拵は伐採当年の秋におこない、植栽は翌年の春季、下刈等の手入れは新植の翌年から3カ年間は「夏期土用施行」し、ついで隔年に2回、計5回施行するものとする。

①「ひば純林」ないしは「ひば雑混交林」は「数十年前ノ伐根」が残る、維新以前の択伐跡地である。施業方針としては、(1)「純林」はもちろんのこと、(2)混交林のなかで「其混交状態散生ニシテひばノ占有面積」30%以上の林分、(3)「混交状態群状ニシテ」同50%以上の林分のこれら三林分に対しては回帰年50年、輪伐期150年の「択伐喬林作業」を採用する(整理期は設けない)。そしてこれらの林分のなかで比較的老木が多く残存している部分や、「老木ノ一斉林ノ観ヲ呈スル」部分では、50%という強度の択伐をおこない、残りの50%は「天然下種ノ母樹及稚樹ノ発生生育保護樹トシテ残留セシムヘシ」。

①の三林分はいずれも天然更新によってヒバ林への誘導をはかろうとするものであるが、択伐跡地で、(1)母樹に囲まれてはいるものの、稚樹の発生のない部分には、択伐の翌々年の秋からその次年にかけて、下刈とかき起しを一回ずつおこない、「種子ヲシテ充分土地ニ密着セシム」ようにする。(2)下刈とかき起しの時期は同じであっても、その後、母樹の配置が悪いためにとうてい稚樹の発生が望めないと断定しうる部分には、下刈・かき起し後7年目に「爪状ノ梢端ヲ有スル挿穂」、あるいは最寄りから天然生苗木を採取して補植をおこなう。手入れは母樹などの高齢級木が残存しているために下草の生育が少ないので、補植当年度とその2年後の計二回で充分である。ついでに天然更新の一般的方法について一言すれば、それは「其名

ノ示ス如ク比較的多クノ天然カヲ利用シ人ヲ以テ之レカ更新ヲ扶助スルノ意ナルカ故ニ更新ヲ終リ伐期ニ達スル迄之ヲ自然ニ放置スルノ不可ナルヤ明カナリ然リ而シテ此手入保護ニヨリテ其樹種ノ欠点ヲ漸次矯正シテ其長ヲ取其短ヲ捨テ材積形質生長ヲ増進シ以テ伐期收穫ノ最大ヲ計ラサルヘカラス。「若シ夫レ適當ナル撫育方法ヲ以テ其生長ヲ助ケ保護宜シキヲ得ハ現立木ニ勝ル生長量ト良材トヲ得ルヤ論ナク其生長ノ増進ト材質ノ改良トハ決シテ期待シ得サル空望ニアラス。「天然放置」は厳にいましむべきである。

以上の施業方針にもとづいて伐採計画量は第4表のように計上されている。

これは第一施業期10カ年間(明治41年から大正6年)の総量であるので、単年度についてはいずれの数字も1/10倍した第5表のようになる。これを施業案以前の伐採実績(立木払下げ)、とりわけ最大の数量を示した明治39年のそれ(第6表)と比較しても約2.5倍に達する。このような伐採量の増加は、この計画段階においては、「薪材」4,665 m<sup>3</sup>から「ザツ」21,469 m<sup>3</sup>へと、広葉樹が約4.6倍増量することによって大部分補われており、針葉樹は「用材」8,426 m<sup>3</sup>から「ヒバ」11,908 m<sup>3</sup>へとわずかの増加にすぎない。したがって計画段階では、針葉樹用材(ヒバ)を中心とする官斫事業はいまだ重要な位置をしめておらず、依然として立木処分が支配的であったのである。このことは『編成案』のなかの、「従来本事業区伐採ノ薪炭材、用材等ノ主要物ハ一般ニ立木処分ヲ執リタルモ明治四十年ヨリ年伐量ノ一部ニ於テ官行伐木造材ノ上之レカ販売ヲ行ヒ……」という説明からも看取できる。

ともあれ川内事業区最初の施業案にもとづいて伐採量はしだいに増加してゆく<sup>4)</sup>わけであるが、しかし第5表にみるような伐採計画量がそのまま実施されたとしても、管轄面積が23,501

第4表 第一施業期における伐採計画

施業地	面積・伐採量	面積 (町)	伐採量 (m <sup>3</sup> )		計
			ヒバ	ザツ	
皆伐	伐	1,379		132,233	132,233
択伐	伐	2,673	119,079	82,463	201,542
計			119,079	214,696	333,775

注1) 『編成案』明治40年度より。

第5表 第一施業期における一カ年平均伐採計画

施業地	面積・伐採量	面積 (町)	伐採量 (m <sup>3</sup> )		計
			ヒバ	ザツ	
皆伐	伐	138		13,223	13,223
択伐	伐	267	11,908	8,246	20,154
計			11,908	21,469	33,377

注1) 『編成案』より。

第6表 施業案編成以前の立木払下げ材積

年 度	用 新 別	用 材	薪 材	合 計
				(m <sup>3</sup> )
明 治 35		1,227	1,692	2,919
明 治 36		225	1,008	1,233
明 治 37		717	1,641	2,358
明 治 38		4,098	4,752	8,850
明 治 39		8,426	4,665	13,091

注1) 『編成案』より。  
 2) 「用材ハ主ニヒバ」。  
 3) 「薪材ハ主ニ雑」。

haであることから考えればとりたてて大量の伐採というほどのものではない。ましてやすでにみた育林計画が遂行された場合、森林の状態は疎林化が進行するよりは、かえって旺盛な更新が期待できるとさえいえる。この意味で本『編成案』は、資源の再生・維持を十分に勘案した施業案であると評価できよう。だが『編成案』の周到な施業方針も、次節で明らかにされる事態によって、わずか4~5年で頓挫することとなるのである。

## (二) 官行斫伐事業労働組織の形成

官斫事業は、日清・日露の両戦役により日本資本主義の帝国主義化が構造的に方向づけられ、軍需用材を中心とする木材需要が急激に増大しつつあったとき、すでにとりくまれていた特別経営事業の進展を基盤として<sup>5)</sup>、明治38年に全国的規模で開始された。川内事業区における官斫事業は、明治38年に「日露戦争のため、臨時斫伐を指示」<sup>6)</sup>されて、官営製材事業とともに開始を命ぜられたことを契機に、「橋梁用材」、「鉄道枕木」、「鉱山用材」<sup>7)</sup>の販路拡大を展望して、全国段階より遅く、また『編成案』と同時の明治40年に着手された<sup>8)</sup>。

川内事業区における官斫事業労働組織の初代山頭は畑(ハタ)部落の上山倉蔵、上小倉平(カミコグラタイ)部落の村口孫十郎(いずれも明治40年)であり、前者は和白沢の、後者は小倉平沢の伐採事業に出役した。そして前者の方は同年に大沢太郎が、後者は明治末か大正初年に納谷武三郎がそれぞれ後継者となった。これが初期官斫事業労働組織の山頭である。

ところで奥地正は「下北地方の労働組織は幕藩期以来、山師(木材業者・南部藩時代は運上山の落札、伐出を行なった大坂商人の下請的地元伐出業者)——山頭——小屋頭(小頭)——柚子(ヤマゴ)という編成であり、官行斫伐事業開始以降も山頭以下の労働組織はほぼそのまま継承された」<sup>9)</sup>と指摘している。この指摘にしたがえば、明治40年の官斫事業開始にいたるまで、川内小林区署の伐出事業も立木処分業者のもとで山頭以下の労働組織が編成され、存続してきて、それが官斫の労働組織へ編入されたと考えられる。そこで、両部落の労働組織の変遷をあとづけてみよう。

まず畑部落の場合であるが、昭和8年に川内営林署が作成した「山村畑部落経済調査並座談会記録」(巻末に「座談会記録」部分を掲載)には、畑は「[佐市]……弥左エ門ノ頃(約200年前……神沼)家八十軒出来テ九軒ハマタギ一軒ハカタネ(入ラナイ)デ山ゴ(杣夫)シタジチャ冬ハマタギシテ夏ハ船ウチ(船敷ヲコンラウ)シタリ焼畑ヲ切ッテ耕シタ ソノ弥左エ門ノ時畑村ノ獵師一統ガ南部家ノ抱ヒマタギニナッテ暮シテ居タモンダ」<sup>10)</sup>とある。このように「畑はマタギ村として、生活の基盤が他村と全く異なったばかりでなく、南部藩もはっきりと他と差別してこれを重視した」<sup>11)</sup>のである。その後、官斫開始のころには戸数が20戸前後<sup>12)</sup>になっていたようであるが、「[三六]……杣ハ三軒アッテ 春木伐リヤ民間ニ払下ゲタヒバ材ヲ角材ニシテ」<sup>13)</sup> いただけであり、あいかわらずマタギが中心であった。そこへ、「[初五郎]川内ノ<sup>⑤</sup>ノ爺ア畑村ノセチネノヲ見テ 官行ヲ授ケテケタ(呉レタ) <sup>⑥</sup>ハ杣頭デ 上山倉蔵ハ山頭ニナッテ 和白沢ノ官行サ行ッタノハソモヘノ初マリ」<sup>14)</sup> となった。

「㊦ハ柚頭」とあるところから、おそらくこの「㊦」は官斫以前の立木処分労働組織の統率者かあるいはそれに近い立場の人物であったと思われる。その「㊦」が小林区署当局の意向をうけて、畑部落に労働組織編成に関するハナシをもちこみ、畑部落は、いわば部落の総意のもとに上山倉蔵を山頭に選出し、ここに畑部落最初の伐出労働組織が編成されたのである。

上小倉平部落の場合は資料上の制約により畑部落ほどの経緯を明らかにすることはできない。ただ、川内川にそって、下流から上流へ、下小倉平、上小倉平、銀杏木（ギンナンボク）の「下流三ヶ村の場合は、耕作とともに山仕事の主なるもので、柚夫の多くはこの三ヶ村からでていた」<sup>15)</sup> という指摘から判断すると、上小倉平においては古来より林業労働が重要な位置をしめていたと思われる。そしてここに、官斫以前の労働組織はこの三部落に基礎を置いていたといってもよく、わけても上小倉平は官斫事業の初発から労働組織を編成した点で、伐出労働力供給の中心的存在として独立の労働組織が形成されていて、それがほぼそのまま官斫事業に吸収されたと考えられるのである。だが旧立木処分に対し官斫事業の開始は、恒常的に労働組織を編成する契機であり、明らかに労働組織史上の画期である。

こうして形成された官斫事業の労働組織によって、明治40年にはさきにもたよりに和白沢、小倉平沢、41年には板家戸沢、矢櫃川流域の田ノ沢、42年同流域冷水沢、44年釣木橋沢、45年新助川流域、大正2年中川流域桂沢へと官斫事業は移動・拡大した。また明治40年には新田斫伐小屋、43年には矢櫃斫伐事業所が建設されて、事業実行上の設備が整えられていった<sup>16)</sup>。しかし、これらの沢敷への官斫事業の拡大も、総伐採量のなかでそれほど重要な位置をしめたわけではなく（前（一）参照）、その飛躍的な発展は次の時期、つまり『第一次検訂』（大正3年度）以降の時期を待たなければならない。労働組織・労働過程のくわしい分析は次章にゆずるとしよう。

#### 注

- 1) 青森大林区署『編成案』明治40年度。
- 2) 同上。なお、総蓄積を事業区面積で除して、単純に平均蓄積を求めると、わずかに128 m<sup>3</sup>/haにすぎない。ちなみに昭和48年でさえ、全面積19,121 ha、総蓄積2,734,857 m<sup>3</sup>で平均143 m<sup>3</sup>/haの蓄積があるのである（川内営林署『管内概要』昭和48年、11ページ）。『編成案』にかくも少ない蓄積量が計上されているのは、はたして、蓄積測定技術の拙劣さによるものであろうか、はたまた蓄積を過少に提示しようとする意図によるものであろうか……。
- 3) 東北地方産のスギ、ヒノキを導入しようとするのは、明治34年以来関東地方や近畿地方産のものを移入し、造林してみた（おそらく特別経営事業のことであろう）が、その生育がかんばしくないことに対する反省にもついている。『編成案』は、「最近当地方ニ比シ比較的温度高キ吉野、茨城地方ヨリ得タル種子及苗木ヨリ成立セル杉、扁柏ノ東北地方ノ風土ニ未タ適応セス」としている。
- 4) いま手もとに明治40年代の伐採実績を示す資料がないので、大正初期の、それも地元部落への薪炭材払下げ量のみを示すと、大正元年12,878 m<sup>3</sup>、2年16,655 m<sup>3</sup>、3年24,017 m<sup>3</sup>である（青森大林区署『第一次検訂』大正3年度）。各年度伐採量のなかのそれぞれ部分量にすぎないこれらの数字において、大正元年是明治39年の全体量としての立木処分量13,091 m<sup>3</sup>（第6表）に接近しており、大正2・3年はともにそれを上回るものとなっている。

- 5) 奥地 正「国有林における労働組織の形成と展開(二)——東北・秋田国有林を中心に——」『立命館経済学』第23巻第5・6号, 昭和50年2月抜刷, 29ページ。
- 6) 川内営林署『森林鉄道のあしあと』昭和45年, 21ページ。
- 7) 前掲『編成案』。
- 8) 官斫事業は官林設定初期の明治11年から3年間, 官林作業として全国的におこなわれた事実があるが, 川内ではどうであったのか不明である。
- 9) 前掲「国有林における労働組織(二)」40ページ。
- 10) 川内営林署「昭和八年九月二十五日調 山村畑部落経済調査並座談会記録」3ページ。
- 11) 富岡一郎「ふるさとの歴史(12)」川内町役場企画課『町報 かわうち』昭和48年4月。
- 12) 青森営林局蔵「青森県下北郡川内村地内土地区分及戸籍諸表 明治26年1月1日現在」と青森営林局『第3次検訂』(大正13年度)から類推。前者の段階では16戸, 後者では32戸であるが, 官斫開始時は両者の中間年より3~4年前に位置すること, また, 「〔初五郎〕……今カラ二十二, 三年前頃(明治43ないし44年ごろ……神沼)カラ盛ンニ分家ヲ出ス様ニナッテ……」(前掲「山村畑部落」5ページ)とあることから, 明治40年当時は16戸と32戸の間(24戸)よりも少ない20戸前後であったと思われる。
- 13) 前掲「山村畑部落」22ページ。
- 14) 同上, 5ページ。
- 15) 前掲「ふるさとの歴史(12)」。
- 16) 前掲『森林鉄道』21ページ。

## 第二節 安部城鉱山の操業にともなう煙害木の発生

### (一) 安部城鉱山操業の概要

前節でみたように施業案が立案・実施され, 労働組織の編成を基礎に官斫事業が開始されて経営の体制がしだいに整備されつつあるときに, 川内小林区署管内安部城(アベシロ)において金, 銀, 銅の採掘を目的とする鉱山の操業が開始された。そして, 安部城鉱山の精錬によって噴出する鉱煙(主として亜硫酸ガス)は同署管轄区域の内外にわたって甚大な影響をもたらした, そのため同署の計画的施業方針は大きく変更することを余儀なくされた。以下, 鉱山操業の概要から述べてゆこう。

川内の中心街から川内川をさかのぼること約7km, 安部城沢入口付近は古来より優秀な鉱脈が埋蔵されていると伝えられていたところ, 明治の末になって東京の田中銀之助が, 「鉱石を採掘した坑道があって坑道口が土に埋もれていたものを……発見」<sup>1)</sup>した。そこで同人は, 明治39年, 同沢入口付近一帯230haあまりの鉱区申請をおこない, その採掘権(「田中鉱業株式会社」名義, 経営者は田中平八)を得た。そして明治42年9月から44年8月まで試掘をおこなって埋蔵量を約25万トンと予測したのち, 44年9月採掘に着手, 45年7月下旬からはいよいよ精錬にとりかかった<sup>2)</sup>。

第7表にみるように, 当初は処理鉱量64千トンであったが, 最盛期の明治5年には3基の熔鉱炉<sup>3)</sup>を備え, 処理鉱量165千トン, 金150kg, 銀10トン, 銅3トンを生産するにいたり, 国内有数の鉱山に成長した。旧来, 無人の地であった安部城は, 当時職員50人, 準職員39人, 鉱夫679人, 雑役夫758人の計1,526人<sup>4)</sup>, 家族をあわせるとおよそ3,500人が生活するように

第7表 安部城鉱山生産量の推移

年 度		大正2	大正3	大正4	大正5	大正6	大正7	大正8	大正9	大正10	大正11
処理・生産量											
処理鉱量 (千トン)		64	114	131	165	151	92	54	47	37	6
生産量 (kg)	金	89	12	139	155	145	92	70	70	47	2
	銀	5,523	6,620	9,149	10,535	10,601	6,001	4,125	4,369	299	131
	銅 (粗銅)	1,561	1,757	2,377	2,924	3,143	2,174	1,652	1,279	840	418

注1) 青森営林局『第三次検訂』大正13年度より。

2) 大正11年の処理鉱量ならびに金属生産量は大正11年7月から同12年3月までのもの。

なり、病院、郵便局、小学校、商店などがたち並んで山中にさながら一市街を形成した<sup>5)</sup>。「安部城鉱山は第一次欧州戦争の好況に刺激されて、活況を呈し入山鉱夫は二千人といわれ、下北で一番景気のよいのは川内だといわれた」<sup>6)</sup>ほどであり、この人口増加は、川内の町制施行(大正6年10月31日)の要因となった。

だがこのような好況も長く続くことはなかった。第一次大戦が終末に近づいた大正6年11月に銅の相場が低落したことによって、早くも翌7年には最盛期の半分近くの処理量・生産量に激減し、以後次第に縮小して大正12年3月に精錬を中止した。その後残鉱整理のため大正13年2月に精錬を再開し、翌年3月安部城鉱山は閉山となった<sup>7)</sup>。閉山まぎわの安部城在住者は61戸、314人<sup>8)</sup>、昭和4年は41戸、186人であった<sup>9)</sup>。

## (二) 精錬による被害

安部城鉱山の鉱煙は国有林に対して、早くも「精錬事業開始後旬日ナラザル明治四十五年七月末ニ……精錬場ヨリ西方約五百米ニ存スル新田苗圃ノ苗木及付近ニ存在スル造林地ノ林木等ニ異常ヲ来」<sup>10)</sup>すにいたった、という影響を与えた。その後鉱煙は、冬季は南西風、春季から秋季は南東風によって精錬所のある安部城から川内川の上流に向かって楕円形状に飛散した<sup>11)</sup>。このため第8表にみるように、最大時2万ha余の林地に対しそのツメ跡を残すこととなった。

同表には川内事業区の他に、大畑、田名部両事業区の被害区域も加えられているので、川内事業区だけの被害面積は若干少なくなる。いま川内事業区に関する連年の数字はもちあわせていないが、『施業案』から大正3, 9, 13年の被害面積を示せば第9表のとおりである。

なお、第8表と第9表は安部城鉱山関係分だけであって、川内事業区内の脇野沢地域、つまり旧来脇野沢事業区として独立していた事業区であったが大正3年の『第一次検訂』によって川内事業区に編入された地域(第3表参照)における大正鉱山(注9)参照)関係分は含まれていない。脇野沢地域における、大正鉱山の精錬による被害面積については、『第二次検訂』(大正9年度)に、別途、「微害地」926ha(材積では針葉樹8,504m<sup>3</sup>、広葉樹70,155m<sup>3</sup>、計78,659m<sup>3</sup>)と計上されているものの、この数量に対する評価は、「熔鉱量比較的少ナキトソノ鉱石ハ硫化物ノ含有量少キタメ被害程度ハ既ニ被害当初ヨリ四ケ年ヲ経過セル今日尚極メテ輕微ニシテ

第8表 安部城鉱山の煙害による被害面積 (単位 ha)

被害度別	年 度											
	大正2	大正3	大正4	大正5	大正6	大正7	大正8	大正9	大正10	大正11	大正12	大正13
裸 地		276	276	276	276	276	276	147	149	149	149	149
激 害 地	1,240	983	1,551	2,185	2,758	2,610	3,074	4,986	5,239	5,328	5,328	5,328
中 害 地	1,175	1,169	1,108	1,218	1,164	1,639	1,520	1,483	1,815	1,726	1,964	1,964
微 害 地	936	9,424	10,401	10,629	10,415	10,089	9,744	13,528	13,494	12,645	11,373	11,373
計	3,351	11,852	13,347	14,308	14,613	14,614	14,614	20,144	20,697	19,848	18,814	18,814

- 注1) 青森営林局『第四次検訂』昭和4年度より。  
 2) 川内事業区の他に大畑、田名部両事業区の被害区域を含む。  
 3) 大正11年以降被害面積が減少しているのは、大畑・田名部両事業区が被害区域の一部を無害区域に編入したことによる。  
 4) 被害度の区分は、青森大林区署『第一次検訂』によれば以下のとおり。  
 「裸 地」——「一木一草モ生育シ得サル地」  
 「激害地」——「ひば枯損歩合及ざつ瀕死歩合共 = 50% 以上」  
 「中害地」——「ひば枯損歩合 20% ざつ瀕死歩合 30% 以上」  
 「微害地」——「中害地以下ノ被害地」  
 5) ヒバを「枯損」、広葉樹を「瀕死」とした理由は、『第一次検訂』によれば、「ひばニアリテハ其生枯ノ状態ハ直チニ判然ト識別シ得ルモ濶葉樹ニアリテハ之ニ反シ煙害ノタメ枝葉凋落シテ一見枯死ノ状ヲナスモ尚數回ノ新葉ヲ出タシ調査ノ時季ニヨリ大ニ其外観的生枯ノ状ヲ異ニスルモノアル」からである。

第9表 川内事業区における被害面積 (単位 ha)

被害度別	年 度		
	大正3	大正9	大正13
裸 地	45	59	148
激 害 地	▲ 1,811	5,003	5,271
中 害 地	▲ 1,172	1,281	1,948
微 害 地	8,716	7,798	7,108
計	11,744	14,141	14,475

- 注1) 大正3は青森大林区署『第一次検訂』大正3年度。  
 2) 大正9は同『第二次検訂』大正9年度。  
 3) 大正13は青森営林局『第三次検訂』大正13年度。  
 4) ▲は第8表の当該数字を上回るもの。

ひば、くり等弱耐煙性樹種ノ点々枯死若クハ瀕死ニ陥レルモノアルニ過ギズ<sup>12)</sup> というものである。したがっていま大正鉱山の精錬による影響は無視してさしつかえなからう。

ところでこの煙害地が川内事業区全体のなかでどれほどの比率をしめているか、またそれによって施業地別面積の構成がどのようなものとなっているかを示したのが第10表である。大正期に37%から46%をしめた「煙害地」が、本来ならば「普通施業地」のいずれかに該当する部分であったことを考えるだけでも、安部城鉱山の操業が川内事業区の経営にいかにも多大な影響を及ぼしたか理解できるものである。さらにこの煙害地率は、前述のように旧脇野沢事業区を併合するなどして成立した3万ha余の川内事業区面積に対する割合であるので、そこ

で昭和4年の『第四次検訂』によって脇野沢事業区が分離・復活<sup>13)</sup>した時点の新川内事業区面積 19,030 ha に対する割合を求めると、大正3年 61.5%，9年 74.0%，13年 74.7% にもなる。なぜこの数値を求めたかというに、昭和4年以降の新川内事業区が場所的にはほぼ現在の川内営林署管轄区域となっているからであり、また本稿も歴史的にこの地域を対象としているからである。

第10表 川内事業区における施業地別面積の推移（単位 ha）

施業地		大正 3	大正 9	大正 13	昭和 4
普通施業地	皆伐喬林	4,327	3,160	2,978	
	前更喬林	10,336	7,072	7,311	
	〃（長期輪伐）		519	510	
	択伐喬林				11,501
	矮林		327		270
	その他			1,213	
	小計	14,663	11,078	12,012	11,771
準施業制限地	矮林		926		
	林地保護林	3,365	3,121		
	択伐喬林地			2,671	1,948
	煙害地	11,699 (37.4)	14,082 (45.1)	14,224 (46.0)	4,861 (25.5)
	その他			458	6
	小計	15,064	18,129	17,353	6,815
その他		1,524	2,036	1,566	444
合計		31,251	31,243	30,931	19,030

- 注1) 大正3, 大正9, 大正13は第9表に同じ。  
 2) 昭和4は青森営林局『第四次検訂』昭和4年度より。  
 3) カッコ内は「合計」に対する「煙害地」の割合。  
 4) 大正3, 大正9の「煙害地」面積に第9表の「裸地」を加えると、第9表の合計に一致する。しかし大正13の場合、この試算をおこなっても一致しない。

第11表 川内事業区煙害地における立木材積（単位 千 m<sup>3</sup>）

被害地別	大正 3			大正 9			大正 13		
	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計
激害地	149.0	135.5	284.5 (17.3)	187.9	289.5	477.4 (25.5)	60.7	265.5	326.2 (23.4)
中害地	90.9	99.0	189.9 (11.5)	71.8	126.0	197.8 (10.6)	71.7	175.1	246.8 (17.7)
微害地	455.8	715.0	1,170.8 (71.2)	475.9	721.8	1,197.7 (63.9)	149.3	670.1	819.4 (58.9)
合計	695.7	949.5	1,645.2(100.0)	735.6	1,137.3	1,872.9(100.0)	281.7	1,110.7	1,392.4(100.0)

- 注1) 各年とも出典は第9表に同じ。  
 2) カッコ内は割合。

こうした広範囲の煙害地域における立木材積を示したものが第11表である。大正3年と大正9年では、被害面積、とくに「激害地」面積の増大(第9表参照)に対応して、「激害地」立木材積が約20万 $m^3$ 増加し、これが材積合計の増加量を補う位置をしめている。煙害の激しさを物語る指標である。9年と13年では「激害地」におけるヒバの整理伐採が集中的に進行した<sup>14)</sup>ため、「激害地」材積(とりわけ針葉樹)が減少した。また「微害地」材積も減少しているが、これは「中害地」へのくりいれと、他方で「普通施業地」への編入がなされたためである。

ともあれ以上みてきた大量の煙害木発生によって、次章で示すように川内小林区署——営林署は大正中期から昭和初期にかけて、いわば経営の総力をあげてその整理伐採にとりくむことを余儀なくされ、同署の経営内容は極端に伐出経営に傾斜したものとして方向づけられてゆくのである。そして官斫事業は整理伐採の中心的存在として、また整理伐採ただそれのみとして大きく発展するのである。

#### 注

- 1) 川内町役場〔資料〕川内の鉱業〕。
- 2) 青森大林区署『第一次検訂』大正3年度。
- 3) 川内営林署『森林鉄道のあしあと』昭和45年、13ページ。
- 4) 前掲『第一次検訂』。
- 5) 笹沢魯羊『下北半嶋史』昭和41年改訂4版、158ページ。
- 6) 同上の「序」。
- 7) 同上、97~98ページ。以降、安部城においては昭和10年代に住友鉱業が経営をおこない、昭和25年には安部城鉱業所が硫化鉱を採鉱、32年から三信鉱山がひきついで、34年3月に休鉱した(前掲「川内の鉱業」)。こうした経緯をへて安部城は今日なお一つの集落をなしている。
- 8) 青森営林局『第三次検訂』大正13年度。
- 9) 青森営林局『第四次検訂』昭和4年度。なお、同じ大正期、川内小林区署管内では安部城鉱山の他にいくつかの鉱山が操業された。そのうち大正鉱山、西又鉱山について記しておこう。

大正鉱山は宿野辺の北方約5km、金八沢にあった。大正元年9月に操業開始、鉱区面積は264haで、大正4年には従業員350人(前掲『第一次検訂』)、採鉱量は毎月860トン、6年の産出高は型銅毎月60トン(精錬はこの6年から開始)であったが、7年には型銅45トンに縮小し、10年に安部城鉱山経営者の手に売山した(前掲「川内の鉱業」)。

西又鉱山は大正鉱山と鉱区を接する場所にあり、安部城鉱山の経営者が当初から経営していた。鉱区面積は約300ha。大正4年6月、職員80人、労働者1,000人の手によって開鉱され、最盛時の6年には採鉱量が毎月27千トンであったが、翌7年には月に10千トンへ減少した。同鉱山で採取された鉱石は、「直望七里の架空鉄道」(前掲『下北半嶋史』99ページ)によって安部城鉱山へ回送され、精錬された(前掲「川内の鉱業」)。

第7表は安部城鉱山における各年度別の採鉱量ではなく、処理鉱量であるので、その数量中には西又鉱山からの回送量が当然含まれていよう。安部城鉱山の採鉱量は最盛期でも月に15千トン(同「川内の鉱業」)であるので、最盛期に限って月当り採鉱量を比較すると、西又鉱山27千トン、安部城鉱山15千トン、大正鉱山860トンとなる。

- 10) 前掲『第四次検訂』。
- 11) 前掲「川内の鉱業」。

- 12) 青森大林区署『第二次検訂』大正9年度。
- 13) 昭和4年の『第四次検訂』時に復活した脇野沢事業区は、その後昭和14年7月11日に川内営林署から分署独立して脇野沢営林署となった。なお、脇野沢事業区の復活は、後に示すように煙害木整理伐採がほぼ終了した時点にあたるわけであるが、それは鉱煙による被害程度が川内地域と脇野沢地域とはケタはずれに異なっており、したがって以降の施業方針（とくに育林事業方針）が両地域では完全に異ならざるをえなかったためであろう。
- 14) 煙害初期から整理伐採は被害程度の大きい場所からとりくむよう指示されていた。前掲『第一次検訂』は「斫伐ハ先ツ被害区域中被害程度ノ最激甚ナル林分ニ於テスヘン之レ被害林木ハ虫害、火災等ノ禍害ヲナスコト速カナルニヨリ従テ材質及価格ノ減退ヲナスコト大ナレハナリ」と述べている。

### 第三章 官行斫伐事業の発展——事業量の増大と労働組織の充実、「伐りだし」労働過程の定着

#### 第一節 官行斫伐事業量の飛躍的増大——煙害木整理伐採

前章でみた被害状況下で、川内事業区の森林伐採（用材）がどのように進行していったのか、それを表わすのが第12表および第2図である。第一に、表に記載以前の年度については、官斫事業量が、大正元年13千 $m^3$ 、2年11千 $m^3$ 、3年25千 $m^3$ 、立木処分量が元年2.7千 $m^3$ 、2年3.5千 $m^3$ 、3年3.3千 $m^3$ <sup>1)</sup>と、立木処分量が少なくない割合をしめていたが、大正5年以降の立木処分量は全くとるに足りない位置に転落した。

第二に、官斫事業量は、昭和のごく初期をのぞいて一貫して「合計」の9割以上をしめており、絶対量でも大正10、11、12、13年、昭和4、5年は4万 $m^3$ を越えた。わけでも昭和5年の69,738 $m^3$ は、戦後の経営「合理化」期における川内営林署の用材生産量（製品生産と立木処分量の合計）を上回っている<sup>2)</sup>。

第三に、このような官斫事業量の飛躍的増大を契機づけたもの、それは他ならぬ「煙害木」である。広範な煙害木の発生を前にして、大正3年に無害区域のヒバに禁伐令がだされた<sup>3)</sup>ことにより、大正中・後期の官斫は、煙害木整理伐採ただそれのみとして増加し、用材生産の大部分をしめたのである。まさに“煙害木整理伐採としての官斫事業”である。

第四に、官斫事業量は、昭和6・7年以降減少傾向を示した。この要因のひとつには、すでにふれたように川内事業区から脇野沢事業区が復活・分離したため、それまで含まれていた脇野沢地域の官斫量が、それ以降は統計上から除外された——もちろん別途、独立に計上されている——ことがあげられる。しかし、前章第二節で明らかにしたように、脇野沢地域の煙害が「極メテ軽微」であったこと、また無害区域のヒバは禁伐であったことを勘案すると、脇野沢地域における官斫量はわずかなものであったと思われる。したがって旧川内事業区から新川内事業区にわたる官斫量の推移は、ひとり川内地域のみの問題としてとらえてさしつかえなからう。ここでも指摘さるべきは煙害木の意義、つまり整理伐採の終了がそのまま官斫量の低落をもたらしたことである<sup>4)</sup>。

第12表 川内事業区の用材生産量 (資材 単位 m<sup>3</sup>)

年 度	官 行 研 伐		立 木 処 分		合 計	
	総 量	うち煙害木	総 量	うち煙害木	総 量	うち煙害木
大正 5	53,211 (96.5)	⊕ 53,211 (100)	1,944 ( 3.5)	⊕ 999 (51.4)	55,155	54,210 (98.3)
6	30,737 (91.8)	30,737 (100)	2,751 ( 8.2)	⊕ 411 (14.9)	33,488	31,148 (93.0)
7	36,842 (95.6)	36,842 (100)	1,704 ( 4.4)	450 (26.4)	38,546	37,292 (96.7)
8	?	?	?	?	?	?
9	29,951 (96.1)	29,951 (100)	1,214 ( 3.9)	699 (57.6)	31,165	30,650 (98.3)
10	42,190 (97.7)	42,190 (100)	996 ( 2.3)	231 (23.2)	43,186	42,421 (98.2)
11	42,558 (96.3)	42,558 (100)	1,630 ( 3.7)	875 (53.7)	44,188	43,433 (98.3)
12	52,711 (98.0)	52,711 (100)	1,082 ( 2.0)	405 (37.4)	53,793	53,116 (98.7)
13	52,228 (97.4)	52,228 (100)	1,386 ( 2.6)	300 (21.6)	53,614	52,528 (98.0)
14	32,725 (95.9)	32,725 (100)	1,388 ( 4.1)	361 (26.0)	34,113	33,086 (97.0)
15	37,377 (94.8)	37,377 (100)	2,058 ( 5.2)	328 (15.9)	39,435	37,705 (95.6)
昭和 2	37,246 (80.1)	34,996 (94.0)	9,263 (19.9)	1,127 (12.2)	46,509	36,123 (77.7)
3	39,208 (78.9)	33,339 (85.0)	10,471 (21.1)	961 ( 9.2)	49,679	34,300 (69.0)
4	57,298 (95.5)	?	2,720 ( 4.5)	886 (32.6)	60,018	—
5	69,738 (92.6)	44,663 (64.0)	5,612 ( 7.4)	1,804 (32.1)	75,350	46,467 (61.7)
6	39,374 (92.1)	334 ( 0.8)	3,387 ( 7.9)	971 (28.7)	42,761	1,305 ( 3.1)
7	38,472 (92.8)		2,963 ( 7.2)		41,435	
8	38,107 (97.9)		829 ( 2.1)		38,936	
9	31,894 (95.3)		1,572 ( 4.7)		33,466	
10	37,286 (95.6)		1,734 ( 4.4)		39,020	
11	33,782 (96.5)		1,213 ( 3.5)		34,995	
12	28,003 (98.5)		433 ( 1.5)		28,436	
13	24,330 (97.3)		668 ( 2.7)		24,998	
14	23,870 (96.9)		768 ( 3.1)		24,638	

注1) 大正12までは『青森大林区署統計書』, 大正13以降は『青森森林局統計書』より。

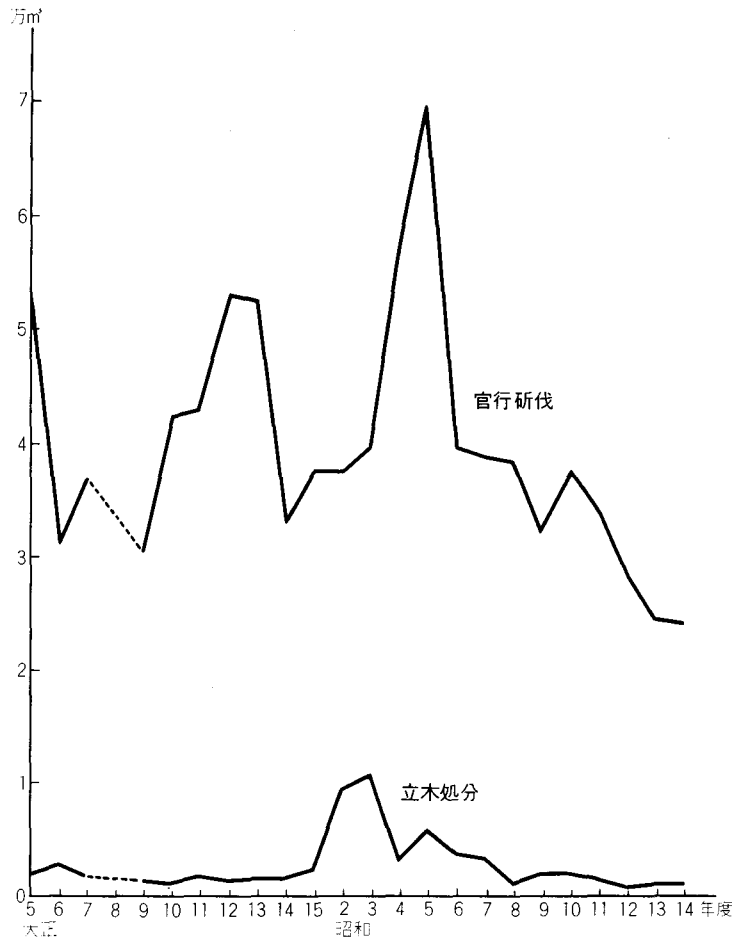
2) ⊕は「施業制限地」の伐採量。

3) 「総量」中のカッコ内は、「合計」に対する「官研」, 「立木」それぞれの比率。

4) 各項とも「煙害木」中のカッコ内は「総量」に対する比率。

官研用材の販路については、ヒバはその多くが「鉄道省へ枕木用材トシテ供給セラレ」<sup>5)</sup>していた。一方広葉樹に関してはさしあたり次の事実をかかげておこう。すなわち「自大正四年至大正八年五ヶ年ニぎつ煙害木三十五万石(約97千m<sup>3</sup>……神沼)ノ年期特売ノ契約」が「川内乾留工場」との間でとりかわされ、「乾留用材」として払下げられた<sup>6)</sup>。そして同工場はその払下げ材のほとんどを安部城鉱山に薪炭材として「流用供給」<sup>7)</sup>した。しかし実際の「特売」量は、契約年限の当初は多く、年を経るにつれて少なくなり、全体としては「三十五万石」を下回ったものと思われる。ちなみに大正6~8年3年間の平均は約1万m<sup>3</sup><sup>8)</sup>にすぎないのである。

ここで薪炭材の伐採について一言しておく、第13表にみるように、第一に用材の場合とは全く逆に立木処分が圧倒的であり、わずかの官研量は官行製炭用であった。第二に、立木



第2図 川内事業区の用材生産量

第13表 川内事業区の薪炭材伐採量 (単位 m³)

種 類 年 度	官 行 斫 伐		立 木 処 分		合 計
	総 量	うち煙害木	総 量	うち煙害木	
大正 5			32,478	⊕ 19,984 (61.5)	32,478
6			56,316	⊕ 35,303 (62.7)	56,316
7			55,351	35,117 (63.4)	55,351
8	?	?	?	?	?
9	2,696	2,696 (100)	13,445	4,503 (33.5)	16,141
10	2,435	2,435 (100)	16,061	6,133 (38.2)	18,494
11	3,539	3,539 (100)	24,975	15,501 (62.1)	28,514
12	2,165	2,165 (100)	14,038	7,443 (53.0)	16,203
13	1,977	1,977 (100)	14,056	7,414 (52.7)	16,033
14			17,228	6,490 (37.7)	17,228
15			10,503	2,102 (20.0)	10,503

年 度	種 類	官 行 斫 伐		立 木 処 分		合 計
		総 量	うち煙害木	総 量	うち煙害木	
昭和 2				16,086	3,549 (22.1)	16,086
3				16,097	3,135 (19.5)	16,097
4				18,517	184 ( 1.0)	18,517
5				9,562	3,494 (36.5)	9,562
6				10,245	1,822 (17.8)	10,245
7				12,545		12,545
8		395		5,435		5,830
9		305		5,755		6,060
10		300		8,760		9,060
11		1,199		8,139		9,338
12		1,050		6,920		7,970
13		3,488		5,863		9,351
14				5,388		5,388

注1) 第12表に同じ。

処分の大部分は慣行特売によって地元部落へ払下げられる自家用燃材である。大正中期は安部城・大正・西又の各鉱山関係者への払下げ量が含まれるので5万 $m^3$ を越えるほどの量であるが、その後は1~2万 $m^3$ となる。そして昭和初期以降は脇野沢地域の払下げ量が別途計上されるので、1万 $m^3$ 前後、あるいは1万 $m^3$ 以下へと低下する。

以上のような伐採実績において煙害木整理量を累計すると、用材の官斫524千 $m^3$ 、立木処分11千 $m^3$ 、薪炭材の官斫13千 $m^3$ 、立木処分152千 $m^3$ 、総計700千 $m^3$ である。これは第11表における大正9年の「激害地」と「中害地」の立木材積(675千 $m^3$ )、および大正14年のそれ(573千 $m^3$ )をいずれもしのぐものである。ここに昭和6年、実質的には昭和5年をもって整理伐採の終了したことが数字上からも証明できる。その中心が官斫事業であることはいうまでもない。官斫事業は大正中期から昭和初期にかけて、煙害木整理伐採ただそれのみとして大きく前進したのである。

#### 注

- 1) 各年とも青森大林区署『青森大林区署統計書』。
- 2) 昭和5年が69,738 $m^3$ (立木処分も含めれば75,350 $m^3$ )であったに対して、ちなみに戦後の最高は昭和45年で、製品生産24,181 $m^3$ 、立木処分41,136 $m^3$ 、計65,317 $m^3$ である(青森営林局『青森営林局統計書』昭和45年)。
- 3) 無害区域における禁伐方針について、青森大林区署『第二次検訂』大正9年度は次のように説明している。

「本事業区ハ安部城鉱煙被害ノタメひばノ伐採量多額ニ上レル結果安部城 鉱山煙害被害林善後策ヲ樹テ大正四年三月廿六日認可指令ヲ受ケン以来川内事業区無害区域ノひば林ハ全部伐採ヲ中止来レル」。「本期中モ無害区域内ハ潤葉樹ノ利用ニ止メひばハ全部伐採ヲ中止シ節伐ノ主旨ヲ徹センコトヲ期シタリ」。

- 4) 煙害木整理がほとんど川内地域のみのものであったことは、脇野沢事業区独立後の昭和5年に「煙害木」

量が4万m<sup>3</sup>以上を記録していることから看取できる。

- 5) 青森営林局『第四次検訂』昭和4年度。
- 6) 前掲『第二次検訂』。なお、この払下げは次の省令に準拠しているものであろう。  
「農商務省令 第十号 明治四十一年五月五日  
国有林野産物製品年売却規則  
第二条 年売却払ハ左ノ各号ノ一ニ該当シ大林区署長ニ於テ必要ト認メタル場合ニ限り之ヲ行フ  
二 公益事業又ハ鉱業ニ必要ナル材料ヲ充ツルナルトキ」
- 7) 前掲『第二次検訂』。
- 8) 同上。

## 第二節 労働組織

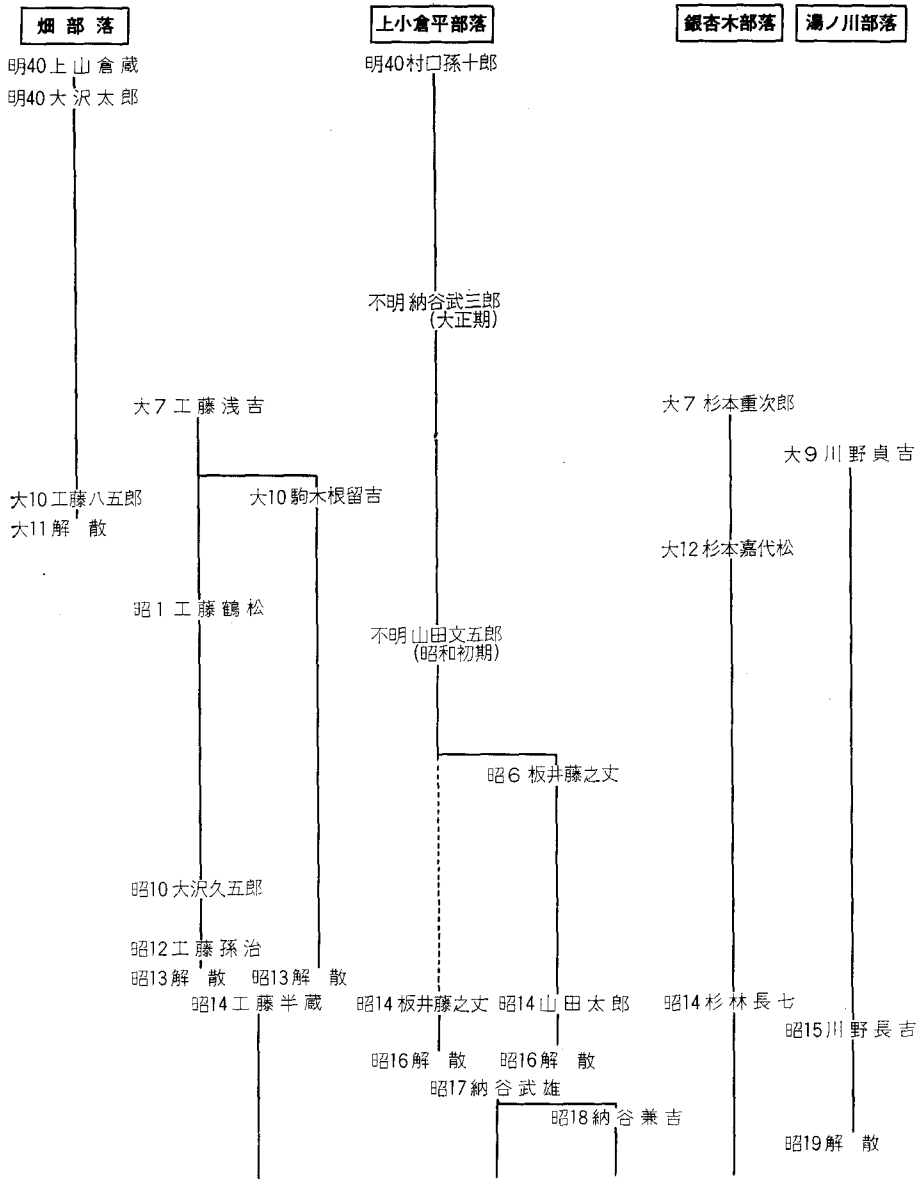
### (一) 労働組織数の増加

官斫事業の発展にともなう川内の労働組織についてまず注目される点は、第二章第一節で明らかにした労働組織の形成——あらたな労働組織の創設、および旧立木処分事業労働組織の官斫事業への吸引——にひきつづいて大正中中期から労働組織数が増加したことである。

第3図は官斫事業の労働組織における山頭の変遷である。大部分は各部落の古老からの聞きとり調査によっているほか、一部分『森林鉄道のあしあと』（川内営林署、昭和45年）の「年表」記載事項にもとづいているが、この「年表」も同様の聞きとり調査をもとにしているようで、何人かの山頭が変遷史のなかからもれていること、別の系譜の労働組織が存在した時期もあること、各山頭の就任年に若干の誤認があることなど、いくつかの点で正確性を欠いていることが予想される<sup>1)</sup>。しかしたとえこのような事があっても、変遷史をたどる一応の目安には充分なりうる。そこであらためて同図に着目すると、従来、畑部落、上小倉平部落にそれぞれ一つずつ編成されていた官斫事業の労働組織は、大正7年に畑で工藤浅吉、銀杏木で杉本重次郎がそれぞれあらたに編成したことによって計4組に増加した。その後大正9年に湯野川部落で川野貞吉を山頭とする組が生まれ、翌10年には畑において工藤浅吉の組から駒木根留吉が分家独立した。こうして大正10年には畑3組、上小倉平・銀杏木・湯野川各1組の計6組によって大正期のピークを形成した。そして大正11年、畑で工藤八五郎の組が解散するものの、煙害木整理期およびその後の昭和10年代初頭まで組の数はつねに5~6組が維持された<sup>2)</sup>。

こうした労働組織数の増加は、第一に地元潜在する労働力をより多く官斫事業に吸引した。官斫事業への出役者増加によって、地元部落経済における官斫賃労働（労賃収入）の位置は急激に高まった。また、いずれの労働組織もそれぞれ同一部落出身者を中心に編成されることにより、国有林と各個別部落との結びつきが強まることとなった。これらの点は後に論述される。

第二に、北洋海域への漁業出稼ぎ<sup>3)</sup>を先発として、大正8年北海道国有林、大正9年樺太国有林<sup>4)</sup>の官斫事業開始により林業出稼ぎ<sup>5)</sup>も増加しつつあり、そこで地元労働力のみでは限度があるため他地域から川内へ出稼ぎにくる労働者数も無視しえないものとなった。ちなみに



第3図 各部落別官斫労働組織山頭の変遷

大正12年の官斫事業には地元約140人のほか、津軽から6人、三戸から40人、秋田から11人<sup>6)</sup>がきていた。この間の事情を『第二次検訂』(大正9年度)は次のように述べている。

「鉾山ノ隆盛時代ニ比シ最近勞力ニ余裕ヲ生ジ来レルハ事實ナリト雖モ概シテ人口稀薄ナルヲ以テ官行事業等ニハ充分ナル勞力ノ選択ヲナスコト容易ナラザルベク事業ノ程度ニヨリ或ハ津軽方面ノ人夫ヲ誘致スル必要アルベキヲ信ズ」。

これら他地域からの出稼ぎ労働者は、あたらしい労働組織が形成されるにさいして暫定的

な労働力として需要されたり<sup>7)</sup>、あるいはそもそも戸数の少ない湯野川部落の労働組織に補充されたり<sup>8)</sup>、さらには独自の労働組織を編成したりした。

## （二）労働組織の性格

労働組織の編成にあたり、山頭は国有林によって指名されるのではなく、部落内でいわば部落の総意によって選出された。すなわち、国有林から命がおりてくると、地元部落は協議のうへ「森林保護組合長とか、実行組合長とか部落内での有力者かその血縁の者」を「部落の推せん」<sup>9)</sup>という形で山頭に選出して、国有林の要求にこたえたのである。それは国有林経営が、地元部落をその管理・保護上の協力体として位置づけるべく創設した各種部落組合など、さまざまな形態の部落秩序に依存・寄生し、それを動員したことに他ならない。この点で官斫事業には、「部落の共同事業」<sup>10)</sup>的・部落請負事業的性格、および地元部落秩序への寄生性が認められる<sup>11)</sup>。そしてこのような性格の官斫事業を支える労働組織の統制規範には、「下北地方の労働組織は……地元部落との結びつきも秋田（の功程頭制度……神沼）よりはるかに強いものであった」<sup>12)</sup>といわれるように、山泊形態を媒介としてほぼそのままもちこまれる部落秩序の基本的性格が位置しているのであるが、以下労働組織に関する検討を、各役職者の役割りを明らかにすることから始めよう。

労働組織の構成は、官斫事業の開始期から、煙害木整理の開始によって事業量が増大したころにかけて、山頭——小屋頭・帳場——柚子の系列が、山頭——小屋頭——組頭・帳場——柚子（——若者頭）と若干変化した。新たな役職も含めて山頭以下各人の職務範囲を示すと次のようになる。

〔山頭〕——さきほどらい述べてきたように、彼は地元部落内部で選出される。一度山頭に就任すると肉体能力の続くかぎり、またよほどの事情のないかぎり、彼が山頭におさまっていることはいうまでもない。彼は経験豊かですぐれた技能を備えている。文字どおり組の最高責任者であり、事業実行、組の運営上の統轄者である。その職域は広く、第一に事業開始の時期になると、事業所詰員の命をうけて、主として出身部落から、前年度のメンバーを中心に、小屋頭から柚子までの基幹労働力（これらを元柚子と総称）を募集・調達する。それとともに、あらかじめ、小屋頭をしたがえておおまかな作業計画や賃金単価など事業実行上の基本的要因を事業所と交渉し、決定しておく。第二に事業が開始されると、小屋頭、組頭とともにその日その日の具体的な作業の段取り、人員の割りふりを決定し、作業全体にわたる統括的な指揮・監督をおこなう。第三に、山泊形態であるので小屋頭と協力して飯場の管理・運営に責任をもつ。これには自らが債務者となって川内町の商店<sup>13)</sup>から食糧その他の物資を前借りすることから、組の運営資金の調達や、ときには出身部落で生活している組員の家族の面倒（金融など）をみることで、広範な内容が含まれる。第四に、橋出の最盛期などには元柚子だけでは労働力が不足するので、これまた出身部落を中心に男・女の臨時労働力（傭）を調達する。第五に、事業終了時に事業所から一括して支払われる組全体の賃金を各組員に配分し、また商店に対す

る負債を清算する。そして第六に、基本的には他の組員と同様の労働に従事することになっているが、以上のようにさまざまな用事に追われるので仕事につく日数は少なく、仕事にでも積込とか巻立などの軽作業をおこなう場合が多い。

〔小屋頭〕——山頭の引退後、かわって組を統轄する次期山頭役。職務は上述のように山頭の補佐役として飯場運営と作業方法の決定などに関与することである。通常飯場内にいることが多い。

〔組頭〕——作業方法の決定に一定の発言権を行使する。山頭は諸用に忙しく、小屋頭は飯場内にいることが多いので、次第に現場作業の直接的な指揮をおこなうようになった。いつのころからか“段取り課長”の呼び名がついたという。

〔帳場〕——「常備帳」に各人の出欠状況や物資の購入状況を記入しておいて、いつでも山頭に提出できるよう整理する。いわゆるドンブリ勘定の事務的元締め。ソロバンのたつ、信用の確かな者が選ばれる。

〔若者頭〕——若い者(ドンコロ柚子)<sup>14)</sup>を代表して、休日、下山などを山頭に折衝する。

以上、小屋頭は別として、組頭、帳場、若者頭は一般組員と何らかわることのない仕事に従事する<sup>15)</sup>。

新しい役職としての組頭、帳場、若者頭は独自の役割りはもちつつも、山頭による労働者管理の一局面をそれぞれ代理ないしは補充するにすぎず、また小屋頭にしても同様の役割りにとどまっている。人夫職制のわずかな複層化は山頭の広範な機能を補完するものにすぎない。川内の労働組織では、官斫開始の前も後も、通常組頭制度において組頭が保有するといわれる諸機能——労務管理(労働者の募集、賃金管理、生活管理)と作業管理<sup>16)</sup>——が一貫してくまなく山頭に集中していたのである。

この点は、たとえば秋田における労働組織の歴史と大きく異なるところである。秋田では、明治維新以降だいたい明治30年代末までは、基本的に封建的労働組織をそのまま継承する系譜(小屋司——山頭——木戸前——柚子——加勢)であった。このとき、小屋司はその補助者である山頭をしたがえて、労務管理権の一切を集中していたが、次第に木戸前が監督労働者としての地位を相対的に強化させ、小屋司・山頭は経営管理組織の再末端へ吸収される動きがでてきた。そして大正初・中期にかけて官斫事業が発展し、労働過程も運材部門を中心に技術的契機の改編が進むころになると、小屋司・山頭は「傭人」として国有林経営の最末端へ完全にくり入れられた。労働組織においては木戸前が廃止され、かわって功程単価を推進動機とする新たな生産体制の中核に功程頭が登場した。功程頭はかつての小屋司、山頭、さらには木戸前がそれぞれ有していた前期的労務管理の諸権能を一身に集中し、第二次大戦後にいたるまで官斫労働組織——のみならず民有林のそれも含めて——の中軸としてそびえたのである<sup>17)</sup>。

川内の山頭も、秋田の功程頭も、等しく労働者統轄機能のすべてを把握する存在であるにしても、しかし両者は労働組織編成における歴史的立場が異なっているといわなければならない

い。後者が官斫事業の発展期における再編労働組織の中核として登場したものであるに対して、前者は封建的労働組織以来そのままの地位にあり、そのままの職域を担い続けてきた。この点で秋田の労働組織は発展的であり、川内のそれは停滞的であるといえるが、その原因は、一つに、事業規模の大小に基因する労働者数の多少に求められよう<sup>18)</sup>。

秋田の功程頭制度では功程頭 2~3 人、組頭 4~5 人、杣夫 20~40 人、運材夫 80~120 人で、「山事業」の「一般人夫」計 150 人前後<sup>19)</sup>（「筏流」の場合の労働者を除く）であったし、功程頭登場以前も同様に多人数であったことが予想される。これに対し川内では山頭以下の役職者各 1 人、柚子 20 人前後で、合計せいぜい 30 人程度にすぎない。およそ多人数の労働組織の場合、組織構成は複層的で、統轄機能は分権化しやすく、事業の発展を契機に組織の再編がうまれる可能性がある。だが少人数の場合、構成は単層的で、統轄機能は分権化の必要がなく、いきおい上位職制にそれが集中したまま、その組織編成が連綿として存続する可能性をもつといえる。川内の場合、少人数の労働組織において、歴史的に管理機能が山頭に集中しており、決定的な意義をもつ新職制の登場や、上位職制の経営内への吸収がおこる余地はなかったのである。

ところで従来の林業労働研究は、上にみたように組頭が労働組織内部において労務管理、作業管理の権限を保有することのほかに、組頭制度の経済的特質として次の諸点を指摘している。第一に、右の権限とかがかわって、組頭制度の有力な「経済的基礎」は「二重の賃金単価にもとづく賃金の中間収取」<sup>20)</sup>（いわゆるピンハネ）が存在することである。①組頭がその労務供給請負人としての立場をタテに、帳簿を未公開にして、恣意と専断によって各人の賃金をあらかじめ低く見つもり、事業主から支払われる額と各人への支払い額の差額を取得する場合、これは明らかに中間収取である。②組頭が公然とした役付手あてを得るとしても、それが不当に多額にのぼる場合、それはただ労働者の無権利状態を背景に、労働者の黙視をつうじてはじめておこないうる行為であって、やはり中間収取の一種である。

川内における賃金問題は後に叙述されるので、ここでは当地の労働組織が基本的に中間収取とは無縁であったことを指摘するにとどめよう。

第二に、組頭制度の成立要因としては、伐出資本が、資本の有機的構成の低位性などのために生産資本としての面が弱く、商人資本的であることとともに、半農的労働力の労働市場が潜在的・非公開的であることである。奥地正はこの点について簡潔に整理している。

「労働力の需要地点、つまり生産地点が地元部落であるのか、遠隔地であるのかという点に関わっている。或る村落において折出される半農型労働力の伐出労働力としての生産地点が遠隔地である場合には、労働市場は資本の側からしても労働力の側からしても潜在的・非公開的であり、この両者を媒介する前期的商人としての組頭が形成される条件をもつであろう。この場合には労働力は当然出稼ぎ型の形態をとることになる……。しかし、他の村落において折出される労働力が等しく半農型労働力であっても、その生産地点が地元部落である場合には労働

市場はその地域内では横断的・開放的なものとなり、このような地域では……、組頭制度は成立困難であるとわれわれは考える。つまり端的に言えば、半農型労働力としての伐出労働力が通勤型ないし定着型ではなく、出稼型をとる場合に、組頭制度は形成され易いということである。」<sup>21)</sup>

いまここで問題にしているのは、川内から遠く樺太・北海道等へ出稼ぎにゆく場合、他地域から川内の国有林へ出稼ぎにくる場合ではなく、川内営林署(小林区署)と地元部落との関係において形成される労働市場についてである。そのさい次のようなことがいえる。すなわち、国有林が部落秩序の中枢を把握し、それに寄生することによって部分的に成立した官斫事業の地元労働市場は、大正中期の労働組織数増加時点においてもやはり同様の契機によって全地元の労働市場へと推移した。地元国有林に出役するか、遠方へ出稼ぎにゆくか、この選択の機会を待っている労働者のなかで、誰と誰を地元で「定着」させて国有林に出役させ、労働組織をどう編成するかはもっぱら部落秩序内部の問題として、部落秩序自身の手によって処理された。このように、部落秩序を媒介にすれば労働力はいずれの部落からも比較的豊富に——決して充分にはなかったが——調達できたのであり、この意味で労働市場は「横断的・開放的」であった。そこには「前期的商人」の形成される余地はなかったのである<sup>22)</sup>。

川内の伐出労働組織は基本的には、戦前期日本資本主義に特徴的な原生的労働諸関係の一環として、全国的に国有林経営が、封建的労働組織を歴史的前提としながら、その伐出事業の発展過程において形成した前期的諸労働組織の一翼に位置することはいうまでもない。とはいえ川内の労働組織は、広大な国有林に包囲された狭隘な土地所有構造、貧困な農業構造を基盤とする窮迫賃労働(後述)が、独特の「下北型」部落共同体をつうじて析出され、統制規範は地元部落秩序の存在様式を基軸とし、また山頭には地元部落の利益代表的役割りが付与されているきわめて同郷的な労働組織であった。そしてこの労働組織は、官斫事業が部落請負事業的性格を有していることを生産過程の面から強く刻印する部落請負的な労働組織であり、以上のような点ですぐれて下北的であった。

#### 注

- 1) ちなみに上小倉平部落の村口洋二(戦後に山頭を経験)からの聞きとり調査によれば、昭和4年当時、和白沢に山頭として工藤浅吉、駒木根留吉、板井藤之丈、杉本重次郎、桧川に工藤八五郎、山田文五郎、その他の場所に3人、計9人がいたという。また川内営林署「昭和八年九月二十五日調 山村畑部落経済調査並座談会記録」中の駒木根留吉の発言では、昭和8年の畑部落において、「駒木根 鶴松 初五郎 藤八」(22ページ)の4山頭がいたとされている。いずれも第3図と異なるところがある。
- 2) 下小倉平部落の労働組織について一言しておく、すでに大正9年の青森大林区署『青森林友』第55号(大正9年2月、65ページ)に、「畑組」、「脇野沢組」とならんで「下小倉平組」の記載があるので、大正中期には労働組織が形成されていたと考えられる。筆者の聞きとり調査結果とこの記載事実を総合すると、当時の山頭は高山要助である。だが、この組はほとんど脇野沢地域に出役していたということなので第3図から除外した。ついでに言えば、高山要助のあとをついで昭和10年すぎに野里徳太郎が、さらにその後野里芳造が山頭に就任したが、しかし昭和17年に組を解散した。その理由は、脇野沢営林署の初代署

長野原正勝が川尻営林署へ転任のさい、野里芳造を同行させたことであるという。

- 3) 漁業出稼ぎ者も無視できない。いやかなりの人数にのぼっている。ちなみに大正12年、川内町から漁夫として北海道へ113人、樺太へ68人出稼ぎにいった（青森営林局『第三次検訂』大正13年度）。また同年、脇野沢村からは「北海道加無察加方面へ漁業ノ為出稼セルモノ一七九人」（同『第三次検訂』）であった。なお漁業出稼ぎは、川内の場合でいえば川内川ぞいの内陸諸部落よりは沿岸の諸部落に在住する、半農半漁の者たちが大部分であった。脇野沢も同様であろう。
- 4) 樺太庁森林作業所編纂『官行斫伐事業誌』昭和2年、2ページ。
- 5) 内地から樺太への林業出稼ぎ者は、官斫事業に関するかぎり、北海道を除くと青森県が圧倒的に多い。大正9年から昭和2年までの8年間の人数で、青森県が約1,800人、ついで秋田県約450人、新潟県約450人（前掲『官斫事業誌』の附表）である。したがって当下北地方からもかなりの人数が渡航したと思われる。筆者が調査したかぎりでも、川内町からも相当の人数が樺太へ渡ったというが、その一人、畑部落の大沢久五郎（大沢太郎の子、昭和10年に山頭に就任）の場合、明治32年11月7日生れ、15歳で川内小林区署の山仕事にはいり、大正12年23歳のときから6年間ほど川内と樺太のあいだをいったりきたりした。大川平三郎の創設になる「樺太工業株式会社」の仕事が2回、あとはいずれも官斫事業への出稼ぎで、たいてい5~6人が一組となっていた。こうした樺太行きでは、「技能の優つてをる関係」と「労働時間を長める結果」とによって、「青森県の杣夫の如きは一箇月百五六十円の収入をあぐるものは珍らしくない」（前掲『官斫事業誌』54ページ）といわれた。
- 6) 前掲『第三次検訂』。また、前掲「山村畑部落」には  
 「〔工藤〕 杣ノ組別ハドウナツテ居マス  
 〔留吉〕 ……最初官行ニ入ルトキハ地元ハ五人デトテモ足ラナイノデ 津軽ノ東目屋カラ四十人 黒石在ノ清水カラ十二人呼ンデヤリマシタ  
 〔工藤〕 玉川君ノ方ハドウダツタネ  
 〔藤八〕 地元ハ二人デシタガ 黒石在カラ七十人 二戸郡ノ田山カラ十五 六人連レテ来テ 官行サ入りマシタ」（22ページ）とある。
- 7) 注6)に引用した発言は、まず工藤が「ドウナツテ居マス」と“現在”（昭和8年）を尋ねているに対して、留吉は「最初……呼ンデヤリマシタ」と“過去”を答え、すると工藤が藤八にむかって「ドウダツタネ」と“過去”を質問し、藤八も「官行サ入りマシタ」と“過去”を答えている。留吉が集めた52人、藤八が集めた85~86人の出稼ぎ者については、他地域から川内へ来た出稼ぎ者が相当数にのぼっていたという点で注目すべきであるが、ここで問題となるのは、①留吉、藤八それぞれが答える“過去”とはいつのことなのか、②両者はともにいかなる経緯によって山頭に就任したのか、③その結果かくも多数の出稼ぎ者を集めなければならなかったのか、ということである。
- ①両者とも、対象とする時期についてはまことに主観的に答えているので判然としたい点が残るが、それぞれが山頭に就任した時点のことであると解するのが妥当であろう。②そこで第3図にたち戻ると、駒木根留吉が山頭に就任したのは大正10年で、同人は工藤浅吉の組から分家・独立したものである。また玉川藤八は第3図に掲載されていない（この理由については本文参照）ものの、やはり既成の組からの分家か、あるいは既成の組とは無関係に全くあたらしく組を創設し、山頭に就任したのでであろう。③分家者にしろ、全く新しい新興者にしろ、戸数わずか30戸前後（前掲『第三次検訂』によると大正13年の畑部落は32戸）の部落内から十分な労働力を補充することは、本家としての旧労働組織が存続している限りまことに無理難題な話である。したがって留吉、藤八ともに主要な労働力を外部地域に求めたのであると解される。そのさい自らが山頭となって組を統率するのは両者ともに初めての経験なので、営林署側の要請する伐採量に確実にこたえるために、通常地元労働組織が擁する人数よりはかなり多い人数をしたがえて、勇んで官斫事業の遂行にのぞんだのであろう。
- 8) 湯野川部落は大正13年8戸（前掲『第三次検訂』）、昭和4年14戸（青森営林局『第四次検訂』昭和4年度）の戸数しかない。これでは、かりに全戸数が出役しても、当部落として独自の組を編成しえないことは明

白である。事実、上述の大沢久五郎によれば、川野貞吉、川野長吉(第3図参照)ともに、川内本町、脇野沢、あるいは津軽方面からつねに杉夫を募集していたとのことである。

- 9) 全林野労働組合『山に働く人々』昭和33年, 257ページ。  
 10) 同上, 257ページ。  
 11) 国有林が地元部落との対応関係において上から創設した各種部落組合——森林保護組合、委託林組合、部分林組合、薪炭林組合など——は、それぞれ固有の目的があることはもちろんとしても、大きくは、地元民に国有林の利用を許可(もちろん限定つき)して「恩恵」を与える一方、国有林野の保護のために地元民を出役させる(なかには出役「義務」を含むものもある)というものであったといつてよい(「恩恵」と「義務」の関係については、さしあたり奥地正「林業労働組織に関する研究(Ⅰ)」『林業経営研究所研究報告』昭和43年12月, 参照)。そのさい各種部落組合は、既存の部落秩序を国有林が上から把握し、国有林保護労働力の調達を円滑ならしめるために、国有林によって再編・組織化された部落秩序そのものだったのである。

従来、伐出労働組織に関する研究ではこうした部落秩序・部落組合との関係は全く問題にされなかったか、あるいは極力抑止されてきた。たしかに育林労働組織が、部落秩序そのものとしての部落組合を基軸としているに対して、相対的に、伐出労働組織は、前近代的形態ではありながらも資本・賃労働関係によって成りたっていたといえよう。だが川内の伐出労働組織をみると、組織化の契機、統制の規範、官斫事業の実施・存続が地元部落の経済状態に与える「恩恵」的影響などいくつかの点で、地元部落秩序と関連づけて考えなければならぬ。

第一に、安部城鉱山の精錬が最盛期を迎える直前の大正3~5年にかけて、部落組合の一つ、森林保護組合があいついで結成された(小倉平・大正3年4月, 銀杏木・大正3年9月, 畑・大正4年6月, 湯野川・大正5年6月)。しかし、これが当初は文字どおり「森林保護」を目的とするものではあったものの、想像を絶する鉱煙被害の前に、実質的に「森林保護」どころではなくなった。そして結成された保護組合による労働力組織化——部落秩序の上からの把握の効果は、第3図に示したように、大正7年から10年にかけておこなわれた労働組織数の増加(より多くの労働力を出役させる)という面できわめて発揮されたのである。つまり国有林は地元部落秩序の中核を把握することによって伐出労働力の確保を実現させたのであり、そこで労働組織の構成はもっぱら地元部落側の秩序様式にもとづいて編成されることとなり、国有林はその点に直接的に介入しなかったのである。この事態を筆者は、地元部落秩序に対する国有林経営、なかんずく官斫事業の寄生性であると強調したい。

第二に、官斫事業の継続・発展は地元部落に恒常的な現金収入のみちを与えることになり、この点から官斫事業はおのずから「恩恵」的性格をもってくることになる。

〔〔工藤〕 国有林ニ対スル皆サンノ種々ナ方面カラノ 御意見ヲ伺ヒタイノデスガ 先ヅ官斫ニツイテハドウデス 官行ト民業トハドチラガヨイデセウカ

〔石蔵〕 官行ガヨイト思ヒマス 賃金ガ安クテ堅苦シイケレドモ 金ガ確カナトコロト 仕事ガ年中切レナイ点ハ何トイフテモ官行ハヨイト思ヒマス 民業ニスレバ金回りハヨイデセウガ金ノ渡リガ不確実ナ点ト ドウシテモ官行ノ様ニハ 仕事ガ続クコトハナイト思ヒマス(前掲「山村畑部落」23ページ)とあるように、低賃金に対しては若干の不満がありつつも、官斫事業の存続を地元部落は「恩恵」的に感じとっている。そして地元側は、官斫事業の一層の継続を念じて部落内で出稼ぎ者を自主規制する(本章第六節参照)など、部落秩序のあり方を自ら再編強化して、それをまた労働組織の統制に反映させてゆくのである。

- 12) 奥地 正「国有林における労働組織の形成と展開——東北・秋田国有林を中心に——(二)」『立命館経済学』第23巻第5・6号, 昭和50年2月, 抜刷, 4ページ。  
 13) 各組とも川内町の特定の商店から物資を購入していた。「各組は旧来より親方と称する一定の仕送商店と取引を為し毎月稼金の内入を為し、益正月の二回に総勘定をする事を通例とし居る(青森営林局「国有林野地元農山漁村に於ける 貯蓄の奨励並負債整理の指導事例」『経済更生資料第7号』昭和10年4月,

- 4 ページ)。そのさい商店に対しては山頭が組を代表して債務者となり、組内部では各個人の責任となっていた。衣類、食糧、道具など一切が労働者側の負担に帰せられる、いわゆる「道具持ち労働者」（小関隆祺「林業賃労働の性格と構造」『林業経済』No. 125, 昭和34年3月, 1~11 ページ参照）にあっては、このような商店と特別の関係が結ばれることは当然の成りゆきであろう。
- 14) 山仕事にはいって最初の2~5年間は飯たきであり、その後柚子になる。柚子になりたての「2~3年は通常『どんころ山子』といわれた。伐木が下手で始終かかり木などして短い丸太、つまり『どんころ』ばかりとるのでこの名称」（前掲『山に働く人々』259 ページ）があった。
  - 15) 前掲『山に働く人々』257~258 ページ。
  - 16) 林野庁『林業労働賃金に関する研究報告』昭和26年, 123 ページ。
  - 17) 前掲「国有林における労働組織（二）」、および奥地正「同（一）」『立命館経済学』第23巻第4号, 昭和49年10月, 抜刷, 参照。
  - 18) 官斫事業開始以降も、「下北の山頭は事業が小規則のため、秋田の小屋司・山頭（さらに功程頭）の役割を一身に担っていた」（前掲「国有林における労働組織（二）」）40 ページ。
  - 19) 前掲「国有林における労働組織（二）」37 ページ。
  - 20) 永尾誠之輔「組頭制度とその解体」山岡亮一・山崎武雄編『林業労働の研究』昭和38年, 第三章第一節, 197 ページ。
  - 21) 前掲「林業労働組織（I）」51 ページ。
  - 22) ちなみに他地域から川内へ出稼ぎにくる場合、賃金の中間収取をおこなっていた組があった。「大正十年頃、津軽（青森市付近）のMという親方（請負師）がいて青森運輸と川内（小林区署）の巻立てをやっていた。その後親方は交代したが、これは公然たるビンハネがあった。つまり親方が仕事を請負って、人夫を募集し単価をきめてやらせるのである。」（前掲『山に働く人々』258 ページ）

### 第三節 「伐りだし」労働過程——作業の方法と労働手段

上記の労働組織によって実現される労働過程は以下のとおりである。

#### （一）夏 山

下北半島は積雪地帯に位置するため、あくまで冬山作業が中心であった。夏山の作業量は少量で、しかも基本的には冬山に対する補完的役割りにとどまっていた。

夏山は通常6月に着手し、盆に一度下山ののち再入山して11月中に終了するが、予定事業規模が大きい場合は5月ごろから開始されることもある<sup>1)</sup>。労働組織の構成員は、「傭」はもちろんのこと、「元柚子」も全員が出役するわけではなく、冬期の5~6割（15人内外）の人数にすぎない。

一伐区について作業を開始するにあたり、まず最初の1~2日は全員がそれぞれ伐倒、技払、玉切をして山腹上に造材丸太を蓄積させる。ここまで純粹の個人労働である。一定地域に一定量の材が蓄積されると、山腹上に特定距離間隔（3~4m）をおいて生立する、あらかじめ伐倒せずに残しておいた2本の立木を利用して、造材丸太が下方へ転落しないように巻立る作業にうつる。これは「厩囲」（マヤガコイ）といわれるもので、秋田管内でもおこなわれたと伝えられている<sup>2)</sup>。おそらく積雪地域としての東北地方で広く採用されたものであろう。

「厩囲」は、冬期の橋出を念頭において、その橋出に「便利な地点で集材し、これ（丸太……神沼）を高く積立てて雪が積ってもその所在が明らかになるようにする<sup>3)</sup>」ことを目的としている。

ひとつの「厩」の大きさは15~25 m<sup>3</sup>である。「厩囲」にあたっては、その最初の1本が立木にうまくかかるかどうかで問題で、これに経験と勘を要するものであり、この1本を俗に「厩」の「ハナ」をつけるという。山腹上では丸太は等高線に平行に積立て、沢近くの平坦地では等高線に直角に積立てる。前者を「縦厩」といい、後者を「横厩」という。

この「厩囲」は数人の共同作業としておこなわれる。それは、生産力の道具段階において夏山の搬出が冬山に比較してより困難であるという事情から生まれた、東北地方に独特の巻立技術であり、きたるべき降雪期まで搬出を留保するための技術であり、冬山が「厩囲」材の橋出から開始される——もっとも、橋出の前に橋道作りがおこなわれるが——という点で夏山と冬山のいわば技術的結節環である。

## (二) 冬 山

### i) 「準備作業」

冬山は11月の中旬ないし下旬から、「厩囲」材の橋出および冬期あらたに伐採される材の橋出に要する橋道の作設作業をもって開始される。これが「準備作業」であり、技術的に「栈道」(サンドウ)と「沢道」(サワミチ)に区別される。

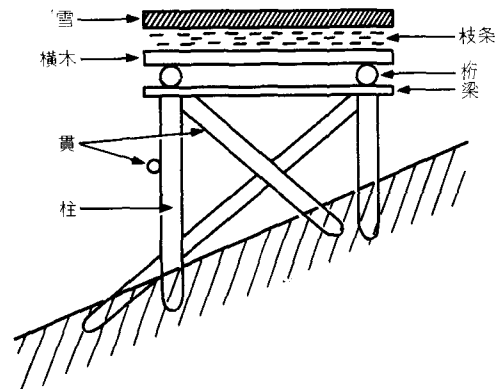
「栈道」は第4図にみるごとくで、「伐倒木の末木枝条や雑木等を利用して栈組し、その上に枝条粗朶を並べ覆雪したもので、柱が道の片側のみ立てられる場合を片栈道、両側に立てられる場合を栈道<sup>4)</sup>という。通常は「片栈道」の方が多いようである。一方「沢道」は文字どおり沢敷に、「栈道」の「梁」から上の部分だけを作設するものと考えればよい。なお、「沢道」が小川をまたぐ場合があり、それを「木込み」という。

地形によっては一つの「栈道」だけ、ないしは一つの「沢道」だけで土場に達するときもあり、あるいは「栈道」から「沢道」へと連絡して土場に達するときもある。要するに地形に応じて「栈道」と「沢道」の組み合わせか、いずれかの単独かが決定されるのである。「栈道」の傾斜は5~10度、「沢道」は5度以下が普通で、距離は適宜異なるものの、おおむね両者とも100 m内外である。

冬山の全橋出作業が「栈道」と「沢道」によるわけであって、「勾配、カーブ、路面等特に綿密に設計<sup>5)</sup>され、作設される。この「準備作業」は裸の人間労働力の単純協業としておこなわれる。

### ii) 「厩囲」材の橋出

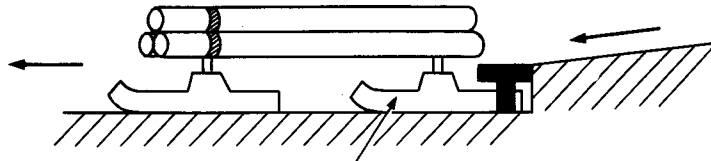
ついで降雪後、「積雪におおわれた厩の除雪を行い、かつ凍結した巻立を崩し積込み位置ま



第4図 「栈道」の要領

注1) 『秋田の伐木運材』73ページ。

で小出し<sup>9)</sup>したのち、「厩囲」材の橋出が、「栈道」・「沢道」を利用しておこなわれる。「栈道」では一般にバチ（バツ）橋が使用されるが、「沢道」の、しかも「山を下るにしたがって緩勾配となり、バツ橋に適さなくなる」部分では、「さらに後方に後方バツと称する橋を付加して2挺バツ（バチバチ橋……神沼）運材によって急勾配から緩勾配を連続作業で運材する方法<sup>7)</sup>がとられる<sup>8)</sup>（第5図参照）。バチ橋のみで運搬される場合も、「沢道」の途中からバチバチ橋にかわる場合も積載量は約1m<sup>3</sup>である。



あらかじめ後方バチをこの位置にセットしておく

第5図 後方バチ付加装置

注1) 『秋田の伐木運材』85ページ。

バチ橋を使用する場合、一つの「厩」について6~8人が必要である。

除雪ならびに小出し	2~3人
荷  か  け	2人
橋  操  作 <sup>9)</sup>	1~2人(1~2台)
木  直  し(土場)	1人

他方バチバチ橋の場合、同じく一つの「厩」について8~9人である。

除雪ならびに小出し	2~3人
荷  か  け	2人
後  方  バ  チ  付  加 <sup>10)</sup>	2人
橋  操  作	1人(1台)
木  直  し(土場)	1人

冬山は夏山と異なって30人内外の労働者によって構成されるので、単一労働組織はこの両形態を同時に二つぐらいつつは遂行することができる。

以上のような橋出の体系において各人はそれぞれの職種に固定していない。だいたい2~3日間隔で職種間を流動する。ただ橋操作については、滑走のさいのコントロール、橋を肩にかついで橋道を引返す作業がとりわけ重筋労働であるため、身体強健な青年層がそれをおこなう場合が多い。ともあれこうした橋出のくり返しによって「厩囲」材はすべて搬出される。

### iii) あらたな伐木~橋出

「厩囲」材の橋出終了後、こんどは全体労働者が数日間、伐倒——枝払——玉切——橋道の始点までの木寄を個人労働の一貫作業としておこなう。ただ木寄は近隣の者どうしで補助しあう場合もある。そして一定量の玉切材が蓄積された時点で、伐倒~木寄のグループと橋出のグ

ループ<sup>11)</sup> (2~3グループ) にわかれて、前者はひき続き造材を、後者は橋出を、同時平行的に遂行する。橋出の中心はさきのように青年層であるが、しかし各労働者は基本的に職種が固定しておらず、適当間隔で前者と後者のあいだを、ないしは橋出しにともなう諸職種を流動する。

以上のような作業形態によって、一伐区の伐倒~橋出が完了すると次の伐区へ移動してゆき、こうして冬山の造材・橋出は降雪の末期(3月末ごろ)まで継続される。

なお、橋について一言すると、戦前期のパチ橋はいずれもヒラパチ橋であり、タガと称される金具制動装置により「全制動、半制動、と強弱を加減出来た」<sup>12)</sup>。この他に一部分ヨツ橋も使用された。ヨツ橋には大正末期から、その滑走面にトタン板をうちつけて摩擦抵抗の減少をはかったという<sup>13)</sup>。こうした橋技術について、川内営林署『森林鉄道のあしあと』は、「当時川内営林署の橋曳(ヨツ橋曳バツ橋曳共)は局管内随一の折紙がつけられていた」<sup>14)</sup>と指摘している。

#### iv) 管 流

大正2年、川内小林区署川内貯木場と新田土場<sup>15)</sup>(川内川にそって河口から上流へ約6.1km地点)の間に軌条が敷設されて手押しトロリー運材が開始される<sup>16)</sup>まで、運材はもっぱら管流によりおこなわれた。管流は春さき、融雪期の水量増加を利用するもので、「冬山で伐った丸太を川べりの広場に集材し、ここに放流せきという木のえん堤を造り水を溜める。一定の量に達したらせきの放流門口の支え坊主をはずすと、溜っていた丸太は雷鳴のような音を発し、転々と流下、なにせ人工洪水で丸太を押し流すのだから途中の沿岸は決壊、川底はほうきで掃いたように土砂から小柴まで、根こそぎきれいにされてしまうことになる。」「水流の少ない沢では水のみを溜める空鉄砲せきを造り、本放流と同時に放水して流材の円滑を図った。」<sup>17)</sup>そして上述の「貯木場付近の中州畑と、新田土場付近の河川に、ぼう大な『とめ』を構築、水揚げ巻立」<sup>18)</sup>された。

管流は、冬期に造材、橋出を担当した労働組織そのものの共同労働により、冬山事業のしめくくりとしておこなわれた。

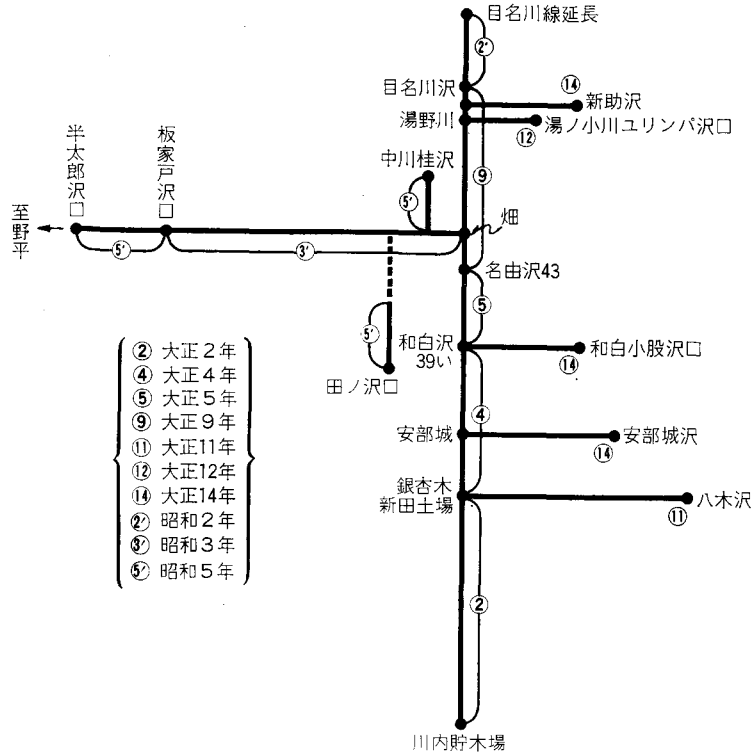
### (三) ふたたび夏山

#### i) 森 林 鉄 道

森林鉄道は、当然のことながら、本稿の考察対象とする労働組織が旧来担当していた管流を徐々に駆逐しつつ労働過程に登場した。林鉄の導入により当労働組織の労働は、山元土場における貨車への積込みまでに制限された。そして林鉄は、いわゆる人夫ではなく、専門の労働者(定夫)により運転され、労働過程を伐木~集材過程(道具)と運材過程(機械)に大別し、全体として分業体系を確立せしめる最初の契機である。

さきにもふれたように、川内小林区署管内における最初の軌条敷設は大正2年、川内貯木場~新田土場間であり、それは従来の牛馬道を改修のうえ軌条を敷設したものであった。その後新田土場~湯野川間で、里道を順次牛馬道に改修するとともに、大正4年には和白沢39林

班まで、翌5年には名由沢43林班まで軌条を延長した。こうした敷設の主要部分を昭和初期までに限って明らかにしたのが第6図である。



第6図 大正期、昭和初期の軌条敷設工事年度

注1) 川内営林署『森林鉄道のあしあと』5ページ。

軌条敷設後はいずれもただちに手押しトロリー運材をおこなったのち、貯木場～新田土場間は大正6年、新田土場～畑間は大正11年、それぞれ馬曳トロリーに変わり、ついで大正12年ドイツ製蒸気機関車4台が購入されて、貯木場～新田土場間を運行した。ここに本格的な林鉄輸送が開始されたのである。その後昭和6年に、4台のうち1台が内燃機関車に変わり、昭和20年までは蒸気3台、内燃1台により輸送がおこなわれた<sup>19)</sup>。

森林鉄道は全国的には明治末から大正期、さらに昭和初期にかけてあいついで導入されている<sup>20)</sup>。川内でも同じ時期であるが、ただ川内の場合、煙害木の整理伐採・輸送の最盛期に導入されたわけで、その点林鉄は特別重要な役割りを果たしたといえよう（第14表参照）。

第14表 森林鉄道輸送量の推移（戦前期）（単位 万m<sup>3</sup>）

年 度	大正 14	15	昭和 2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
輸送量	2.8	3.1	3.2	3.4	3.8	4.5	4.1	4.0	4.2	3.8	3.1	3.2	3.6	3.5	3.6	3.8	3.7	3.1	2.9	2.8	2.7

注1) 川内営林署『森林鉄道のあしあと』8ページ。

ここで林鉄の一般的意義についていくつかふれておこう。第一に「新設費が大」であり、「設備費や維持費に多額の資本」を要し、また「空車の逆行に費用を要する」とはいえ、流送に比較して「天候に無関係、運搬速度が大、運搬材の損失をうけることが少ない」<sup>21)</sup>などの利点がある。また労賃部分が大幅に削減できる。林鉄は、索道とならんでわが国素材生産における機械化の嚆矢であるといつてよい。この機械化により、本線から適宜分岐・延長される支線では直接機関車が走行する場合もあり、そうでなくても「川内式豆トローリ」(第四章第二節参照)のような道具が開発される条件を提供している。そして林鉄導入は、木馬の使用(同じく第四章第二節)にみるように、積雪地帯であってもわずかながら夏山における搬出を促進する。第二に、機械化の問題とかかわって、林鉄従事者、とりわけ運転手を中心に労働関係の一定の「近代化」を形成する。第三に、限界性ももつ。軌条の敷設は毎年徐々におこなわれるわけであって、運材過程が一挙に機械化されるのではない。村口洋二によれば、川内では昭和7、8年ごろまで部分的に管流が残存したとのことである。第四に、第三と同様の点であるが、軌条は河川にそってしか敷設されないので、林鉄輸送は当然にも流域を単位とせざるをえない。この点は、近年の林道が、峰越林道等の開発により流域と流域を峰越えて連絡させていることと対照的である。そして第五に、林鉄の導入は、当該流域において林道開発に先行しておこなわれるので、沿線住民にとって最大の交通・輸送手段となる<sup>22)</sup>。住民が林鉄を利用できるかどうかは、国有林(所有体)がそれを許可するかどうかにかかっており、許可された場合、諸地元施策と同様に多大の「恩恵」を与えることになる。その反面、「早春の軌道除雪に、また越冬物資上げ時の除雪作業に(地元住民は……神沼)献身的な労力をおしまなかった」<sup>23)</sup>という事態がうまれる。国有林経営の遂行において、地元民が労働力を提供することの重要な一面である。

## ii) 林鉄導入にともなう若干の変化

林鉄の導入にともなう、貨車への積込作業としての夏山事業が融雪あけ早々に開始されるようになり、夏山の早期着手をもたらした。そこで作業の形態は、盛夏までは全体労働者による積込<sup>24)</sup>、秋期になると伐木～「厩用」と積込の同時平行というようになった。だがここでもこれらの職種は固定しておらず、各人が各職種間で適当間隔で流動する方式は維持された。

なお新田土場および川内貯木場における槓積巻立作業は、川内町市街在住者と他地域からの出稼ぎ者との混成によりおこなわれた。この労働組織は前節注22)で示した、「公然たるピンハネ」のあったものであるが、そのなかで川内在住者は冬期は独自の労働組織を形成して、伐木～樺出の労働に従事した。その労働過程は上述の様式と同様である<sup>25)</sup>。

## (四) 労働過程の性格

「伐りだし」については従来からいくつかの紹介、研究がおこなわれている。いまそれらを、考察対象の時代が古いものから列挙すると、

### i) 有永明人

有永は北大雨竜演習林の林内殖民者による素材生産労働のなかに「伐りだし」があったこ

とを指摘している。大正中期から昭和初期にかけて、「地理的条件の悪い場合」<sup>26)</sup>に限り、杣夫が藪出夫と組んで木寄までおこなった。この部分的な「伐りだし」が昭和10年代にはいるとむしろ普遍的形態にかわっていった<sup>27)</sup>という。

#### ii) 加納瓦全・小関隆祺

加納・小関は昭和20年代半ば、旭川営林局中頓別営林署管内で、「造材と集材の行程が一緒にされたもので、数人が1組となり、協力して造材から集材まで行う」方法がみられるとして、「伐採から藪出しまでひきつづいて同一の労働者が行うので伐出しの名称がある」<sup>28)</sup>と指摘した。

#### iii) 甲斐原一朗

林野庁『林業労働賃金に関する研究報告』の成果を参酌しつつ、賃金支払い形態との関連から「『切出』は伐木造材に人力やぶ出しをふくめて単価を計算する方法である」<sup>29)</sup>としている。

#### iv) 小鹿勝利

有永と同じく北大雨竜演習林の林内殖民労働を対象としているものの、時期は戦後である。小鹿は、「当演習林においてはしばしば『切出共同作業』という山子に道付夫、藪出夫が組んで、数人で組をつくり、伐木から藪出までをおこない、賃金は100石当りいくらという功程払いがなされ、各人の取り分は組の内部で決定された」<sup>30)</sup>と述べている。

これらの「伐りだし」は、積雪地帯としての東北・北海道を対象としたものである——「伐りだし」はもともと東北地方に固有の技術であるといつてよい——が、いずれも杣夫、藪出夫などの歴然たる職種があって（職名がついていて）、そのうえで杣夫が単独で、あるいは藪出夫などと共同で伐って出す、つまり伐木——造材——木寄までをおこなう（逆にいえば、までしかおこなわない）というものである。これに対して川内の場合、まず特徴的であることは、基本的に職種の固定化、専門化がなく、各人ともに伐木もやれば木寄もやり、橋出もやれば積込もやる、そして適宜個人労働、共同労働形態をとるということである。さらに、このような職種の未分化にもとづいて、労働組織の構成員全員が、林鉄導入以前は伐木から流送まで、導入以降は橋出ないしは積込まで、受持ちの全過程でもれなく労働するのであり、この意味で「伐りだし」は単に伐木～木寄の過程にとどまることなく、もっと広い範囲に及んでいるのである。

以上のように川内の「伐りだし」は、職種間の不断の人的流動性<sup>31)</sup>、範囲の広い「伐りだし」という点で、組織的な素材生産に関して、有永らの例示する場合よりはより単純協業的であり、徹底した「伐り出しの一貫作業」<sup>32)</sup>であるといつてよい<sup>33)</sup>。

#### 注

1) 青森営林局『第三次検訂』大正13年度。

2) 加島繁太郎・清水利久『秋田の伐木運材』昭和28年、67～68ページ。

- 3) 青森営林局『青森のヒバ』昭和38年, 65ページ。
- 4) 前掲『秋田の伐木運材』73ページ。
- 5) 同上, 72ページ。
- 6) 同上, 92ページ。
- 7) 同上, 97ページ。
- 8) 後方バチを付加する設備を, 秋田管内扇田営林署では「ジャンプ台」と称していた(同上, 97ページ)。
- 9) バチ櫓, バチバチ櫓のいずれを問わず, 櫓の操作人は荷かけ地点では荷かけを, 荷おろし地点では荷おろしを, それぞれの地点に置いてあるトビ, ガンタを使用して手伝う。
- 10) 後方バチ付加地点にいる者は, 交互に土場までバチバチ櫓のアト押しをしてゆくので, この地点から櫓の操作は積み荷の前後の2人でおこなわれることになる。その後, アト押し人は荷おろしを手伝ってから, 後方バチを背おって付加地点まで戻ってくる。
- 11) 「傭」身分としての女性労働力は, 櫓出の最盛期に, バチバチ櫓搬出のアト押しのために労働過程に登場する。昭和7, 8年の記録にはすでに女性労働力に関する記述が散見されるので, おそらく煙害木整理伐採の最中から女性の雇用が始まったのであろう。
- 12) 川内営林署『森林鉄道のあしあと』昭和45年, 15ページ。
- 13) 大沢久五郎によると, 樺太では, 朝がた湯をひたしたゾウキンで櫓の滑走面を拭いて, 櫓を戸外に立てかけておくと, まもなく滑走面が氷りつくので, それが潤滑油の役割りをした, とのことである。
- 14) 前掲『あしあと』15ページ。
- 15) 川内貯木場, 新田土場がいつ開設されたのか判然としないが, 官斫事業開始後まもなくであろう。明治末から大正初年, 新田土場は1.09 ha, 川内貯木場は2.36 haであり, その後煙害木整理増伏期に, 前者は後者が狭隘なため「中間土場」として拡大された(同上, 4ページ)。またこの増伏期に, 後者の方も借地と買収により拡大され, 整理伐採最盛期には「椋積材積30万石とも35万石とも云われたが, 貯木場面積等一切さだかではない。」(同上, 10ページ)
- 16) 同上, 4ページ。
- 17) 青森営林局土木課「チャールストンと森鉄 森林鉄道の移り変わり」『青森林友』第170号, 昭和37年11月, 12ページ。
- 18) 前掲『あしあと』4ページ。
- 19) 同上, 6~11ページ。
- 20) 林鉄導入の全国的動向については, 小林裕『林業経営と機械化の歴史』昭和38年, 82~118ページ参照。
- 21) 同上, 117~118ページ。
- 22) 前掲『あしあと』はこの点について, 「森林鉄道は, 素材(丸太)の輸送を主体としながらも, 沿線部落の唯一の輸送機関だった。荷駄馬車曳, 人背に変わって, 自家用薪炭, 払下用材, 日常必需品, 雑貨等, 所謂民貨の受託輸送に当たったばかりでなく, 諸用務のため本町に通う部落民の輸送面に果した役割も見落してはならない」(9ページ), と指摘している。一方, 畑部落の間も次のように述べている。  
 「〔工藤〕其当時ノ交通ハドンナ工合デアッタネ  
 〔初五郎〕ホンノ山道デ牛デ通ッテ居タシ 牛ハズウト昔カラ釋運ビニ コテ(男手)バリ使ッテキタ 明治三十七年ノ頃ニ営林署デ牛馬道ヲ作り 大正十二年頃ニ森林鉄道ガ出来テ汽車ガ歩ク様ニナリ非常ニ便利ニナッタ」(川内営林署「昭和八年九月二十五日調 山村畑部落経済調査並座談会記録」6ページ)。
- 23) 前掲『あしあと』9ページ。
- 24) 積込は貨車1両につき2人。通常機関車1台が10両の貨車をけん引する。
- 25) この巻立組は昭和10年ごろに吉岡惣太郎が山頭となって吉岡巻立組を編成した。おそらくこの時点で地元労働力が中心となったのであろう。そして終戦を前後して山頭は吉岡から山田友三へ, さらに浜田常太郎へと変遷したが, 夏期は巻立, 冬期は伐木~櫓出という形態はかわらなかつた(松山幸策からの聞きとり)。

- 26) 有永明人「林内殖民制度に関する研究——北大演習林の林内殖民制度——」北大農学部『演習林研究報告』第31巻第2号，昭和49年，185ページ。
- 27) 同上，227ページ。
- 28) 加納瓦全・小関隆祺「北海道林業労働に関する研究（II）冬期斫伐労働者の実態調査」北大農学部『演習林研究報告』第15巻第2号，昭和27年，171ページ。
- 29) 甲斐原一朗『林業政策論』昭和31年再版，210ページ。
- 30) 小鹿勝利「北大雨竜地方演習林の林内殖民制度について——その史的展開を中心に——」北大農学部『演習林業務資料』第13号，昭和43年11月，25ページ。
- 31) 最近国有林では5～6人の単位労働組織（セット）において，チェーンソー使用の2時間規制によって労働者が伐木，荷かけ，荷おろしなどの職種間を流動する形態が定着している。しかしこれは機械を基礎とする労働過程での人的流動であり，一方本稿がいま対象としているのは道具の使用にもとづく流動現象であって，両者の性格は区別しなければならない。
- 32) 全林野労働組合『山に働く人々』昭和33年，260ページ。
- 33) 「伐りだし」に対して「伐りっぱなし」といわれる労働過程の形態がある。これは杣夫が伐木ないしは造材までしかおこなわないもので，「伐りだし」よりは普遍的であったと思われるが，その典型としてはさしあたり木曾地方御料林の労働過程・労働組織をあげておこう。

#### 第四節 賃金形態

国有林から組に支払われる賃金の形態は共同出来高制である。それは上述のような労働過程の特質と関連する。すなわち，職種間の流動現象に規定されて伐採にあたっては採面の個人割りがなく，また各部分過程の専門化もない労働過程では，各部分の功程把握は一切ネグレクトされる<sup>1)</sup>ことになり，いきおい当該労働組織がその受持ちの範囲までどれほどの材積を搬出したのか，これが唯一の把握基準になる。つまり一括して支払われる賃金額の多寡は，ひとえに労働組織内の編成の巧拙により最終結果がどれほどであるのかという点にかかっている<sup>2)</sup>。

これは「伐りだし」いくらの賃金決定方法といわれるが，この賃金形態は，「伐りだし」労働過程とそれを実現する労働組織の性格をふまえた前期的労務管理の一環として位置づけることができる<sup>3)</sup>。

組に支払われた総賃金は次のような基準で，夏山・冬山の終了する時点でそれぞれ総決算される。まず組の共通費は，①食費，②共有の道具代，③炊事の共有道具代，④役付者の手当，⑤交際費，⑥“飯たき”<sup>4)</sup>の賃金，⑦その他であり<sup>5)</sup>，総賃金からこの共通費を控除したものを全員の総出役日数で除すると各人の一日分の賃金となる<sup>6)</sup>。そこで一日分の賃金額に各人の出役日数を乗じれば各人ごとの賃金が算出される。だが実際の手取り額は，前借りや留守家族のつけなどが差し引かれるのでそれを下回る額になる。

この計算基準——いわゆるドンブリ勘定——は，各人の賃金が平等割りであることを意味している。この点について資料は次のように伝えている（畑部落の場合）。

〔工藤〕 賃金ノ分配方法ハ昔ト変ッタコトハアリマセンカ

〔留吉〕 分配ハ昔モ今モ何モ変リハアリマセン 平等割デ一級ヤ二級ノ等級ナドアリマセン 旅カラ来ル者ニ対シテハ標準賃金ダケカケテキマス<sup>7)</sup>。

また大沢久五郎は、同じく畑部落の労働組織に関して、病気で仕事を休むものにも通常の額ないしはそれに近い額を与えた、と説明している。いずれも平等割り精神の徹底である。そして、計算基準に関する明細は構成員の前に公開される場合が多く、この平等割りとあいまって、そこには山頭による中間収取実現の間隙はほとんどなかったのである。

以上のような賃金形態においては、国有林から組に支払われるさいは共同出来高制であるが、それが各人に配分されるときには、平等割りを基礎に日給制に転化しているといっている。だが、日給制といっても、それはあらかじめ当事者間で確認されている日給額ではなく、共同出来高額をドンブリ勘定で配分した日給額であり、各人は賃金を受けとるまで実額を知ることのできない日給額である。だからそこには、組全体が一致協力してより多くの材を搬出すれば組の総賃金が多くなり、したがって各人の取得額も多くなるという論理がなりたつ。このような賃金形態は、「伐りだし」労働過程を促進せしめる推進要因として、また前期的労働組織に固有の低賃金構造を補完する一つの要因として、戦後段階まで強固に存続したのである。

#### 注

- 1) ただ可能性の問題としては、各部分過程ごとに、ないしは各人ごとに功程を把握することができないわけではない。しかしそれには毎日、相当緻密な調査活動が要請されることになる。それをおこなわなかった原因は、前期的労働関係に寄生する国有林経営の体質に求められる。
- 2) 各月の功程調査時に、伐採された材が土場まで搬出されていないで、山中に放置されている場合もでてくる。このようなものについては賃金支払いの対象にならないという“悲劇”がうまれるわけである。
- 3) 単金の決定はすでに明らかにしたように、山頭と事業所詰員のあいだで決定されるのが普通であるが、そこでまともなければ直接斫伐主任と交渉することもある。いずれにしても「山頭の個人的力量」による以外なく、結局「妥協に終わった」(全林野労働組合『山に働く人々』昭和33年、259ページ)という。
- 4) ちなみに「飯たき」の賃金は昭和6、7年ごろで1日25銭であった。前掲『山に働く人々』によれば、当時米1升約30銭、地下足袋1足35銭、女性の襦出手伝いが20銭だったので、女性労働とともに格安だったといえる。「飯たき」の期間は尋常卒後2~5年間、高小卒では1~2年間であった(259ページ)。
- 5) 同上、260ページ。
- 6) 各人の1日分の賃金が算出されるとき、女性と「ドンコロ柚子」は別の基準による。後者について説明すると、最初は7分の分をつけられる(分付け)。そして一つの夏山、あるいは冬山ごとに1分ずつ上っていく場合が多いが、それでも14歳で山仕事にはいって一人前になるのは19歳から21歳であった(同上、260ページ)。
- 7) 川内営林署「昭和八年九月二十五日調 山村畑部落経済調査並座談会記録」23ページ。

### 第五節 地元部落の経済構造

#### (一) 予備的考察

大正期、第一次大戦の側庄と農村の困窮、農民層分解の進展、小作争議の多発によって青森県における地主制は動揺しつつも、不在地主を中心とするあらたな大地主制の展開をみせた<sup>1)</sup>といわれるが、しかし下北郡は、当時の青森県下の市・郡のなかで唯一50町歩以上の地主がうまれにくいところであった<sup>2)</sup>。そこで、この下北郡の一角をしめる川内町では、土地所有の

状況はどんなものであったのか、本論にはいる前にひと言ふれておこう。そのさい、① できれば大正期から昭和初期の状態に直接ふれることができればよいのであるが、手もとの資料はほとんど終戦（第二次大戦）直前と農地改革時のものに限られている。しかしここでは所有状況を概観的に把握しようとするものであって、厳密に整理しようとするものではないので、終戦前後の資料でも往時を類推するには充分であると考え。② 国有林地帯としての下北半島——川内町といえどもわずかの民有林野はあるわけであるが、ここでは林野に関する叙述は割愛して、農地に限定する。

第15表 青森県東部地方における小作地（昭和15年）（単位 町）

地 域	耕地種類	耕地総面積			全小作地			うち刈分小作地		
		田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計
上北・下北・ 三戸郡；八戸市	(A)	22,018.11	33,848.71	55,866.82	9,620.50 (43.7)	15,450.69 (45.6)	25,071.19 (44.9)	5,379.66 (55.9)	3,155.68 (20.4)	8,535.34 (34.0)
下北郡	(B)	2,460.50	2,787.10	5,247.60	675.60 (27.5)	704.90 (25.3)	1,380.50 (26.3)	58.00 (8.6)	51.70 (7.3)	109.70 (7.9)
川内町	(C)	359.10	424.40	783.50	89.60 (25.0)	92.00 (21.7)	181.60 (23.2)	4.40 (4.9)	—	4.40 (2.4)

注1) 『青森県農地改革史』296～299 ページ。

2) 「全小作地」のカッコ内は「耕地総面積」に対するそれぞれの割合。

3) 「刈分小作地」のカッコ内は「全小作地」に対するそれぞれの割合。

第15表は青森県下の旧南部藩領地帯における、昭和15年当時の総耕地面積ならびに小作地を示している。(A)のなかで「全小作地」は45%であるが、(B)では26%、(C)では23%にすぎない。それは、岩手県もふくめて旧南部藩領全体に広範に成立したといわれる刈分小作地<sup>3)</sup>が少ないことに大きな要因がある。(A)では「全小作地」中の「刈分小作地」が34%（「計」）であるのに対して(B)、(C)では10%にみたく、とくに(C)は全く無視してさしつかえないほどである<sup>4)</sup>。

そこで川内町における土地所有の内容にもう一步たちいってみよう。第16表は、農地改革によって農地を買収された地主数をあらわしている。区分は土地所有の階層ではなく、買収された面積によるものである。第17表は農地の売渡しをうけた農家の、昭和20年11月時点における耕作面積別区分である。

第16表 農地買収面積の広狭別地主数（川内町，昭和25.8.1現在）

種 類	規 模	～0.5 (町)	0.5～1	1～3	3～5	5～10	10～50	計
		個 人	在 村	11	2	6	0	1
	不 在 村	53	15	2	1	0	0	71
法 人	在 村	0	0	3	0	0	3	6
	不 在 村	0	0	0	1	0	0	1

注1) 『青森県農地改革史』460 ページ（「個人」）、465 ページ（「法人」）。

第17表 農地の売渡しをうけた農家(川内町, 昭和25.8.1現在)

規模	~0.5(町)	0.5~1	1~2	2~3	3~5	計
戸数	392	98	32	9	3	534(戸)

注1) 『青森県農地改革史』473ページ。

2) 区分は昭和20年11月23日当時の耕地面積。

買収面積は田24.8町, 畑109.0町, 計133.8町<sup>5)</sup>であるが, 「法人」7戸のしめる面積は「寺社団体」14.4町, 「法人団体(部落)」51.5町である(「個人」は残り67.9町<sup>6)</sup>)。このうち「法人団体(部落)の保有にかかわる地積」は, 「それらは多く戦後の開拓関係地」<sup>7)</sup>であるので, 売渡しをうけた側の2町以上層はほとんど開拓者(緊急開拓)であるとみられる。したがって売渡しをうけた側とともに買収された側も, 「寺社団体」および「個人」の一部を除いて零細層に集中している。

これらの資料はもちろん土地所有の全貌を伝えるものではない。だが, 両表のデータ収集時の昭和25年8月といえれば農地の買収はほぼ終了した時点である<sup>8)</sup>ので, 単に「本県(青森県……神沼)における農地解放が零細地主から行われた」<sup>9)</sup>という事情にとどまることなく, 川内町における地主的土地所有がきわめて未熟な段階に終始していたことを十分に想像させるものである。かといって自作農層が自立的であるかといえれば決してそうではない。これも零細地片の所有にもとづく自作農であり, 階層分化の進展もさしてみられず, 総じて農業生産力の低位性にあえぐ零細耕作だったのである<sup>10)</sup>。

## (二) 地元部落の経済構造

官斫事業が開始される以前, 川内川ぞいの諸部落がそれぞれ固有の生活様式を有していたことはすでに明らかにしたところであるが, それらは何よりも貧困な農業構造を基盤に成立した様式である。官斫開始以降, これら諸部落では, 「〔三六〕大正五年頃カラ盛ソニ不要存置ヲ払下テ畑ノ耕作ヲシテキマシタ」<sup>11)</sup>とあるように, 国有地の払下げや借地により一部分農地の拡大はあったものの, 農業生産にさしたる進展はなく, むしろ官斫事業への出役, 他地域への出稼ぎが増大した。これらの就労形態は, いずれが欠けても労働力の再生産に直接支障をきたすという意味で重要なものであり, なかでも官斫労働は, 低賃金水準にしろ恒常的に現金収入をもたらし, その中心的位置へと上昇した。ここではこうした経済構造を, 大正末期から昭和初期にかけて少しあとづけてみよう。

第18表, 第19表に注目すると, 第一に大正13年と昭和4年では各部落ともに, 戸数増加があるにせよ一様に「杣夫」が増加している。これら「杣夫」はいずれも農業を兼ねている(湯野川の「杣夫」も農業を兼ねていることは第19表から認められる)。また上小倉平, 銀杏木両部落ではその他に「労働者」, 「その他」が出現ないし増加している。第二にこのような兼業化傾向(とくに「杣夫」の増大)は, 上小倉平, 銀杏木の場合, 耕地面積の減少をとまなってい

第18表 部落別職業別戸数（大正13/昭和4）

部落名	職業	農業	杣夫	労働者	その他	合計
上小倉平		12/8 (37)	30/37	/2	2/4	44/51
銀杏木		41/ (51)	20/51	/9	2/7	63/67
畑		/ (36)	31/36		/2	32/33
湯野川			7/13		1/1	8/14

注1) ①/② ① 青森営林局『第三次検訂』大正13年度。② 同『第四次検訂』昭和4年度。

2) カッコ内は昭和4年度の兼業農家数。

3) 畑部落大正13年の残り1戸は不明。

第19表 部落別耕地面積（大正13/昭和4）（単位 町）

部落名	田	畑	農地1戸平均	民有山林原野
上小倉平	14.5/27.0	30.9/18.7 <sup>▲</sup>	$\frac{田}{0.35} + \frac{畑}{0.74} = 1.09/0.60 + 0.42 = 1.02$	202.7/53.5 <sup>▲</sup>
銀杏木	18.1/11.7 <sup>▲</sup>	42.5/21.1 <sup>▲</sup>	$\frac{田}{0.30} + \frac{畑}{0.70} = 1.00/0.23 + 0.41 = 0.64$	141.8/133.3 <sup>▲</sup>
畑	3.0/3.0	21.0/22.4	$\frac{田}{0.10} + \frac{畑}{0.68} = 0.78/0.08 + 0.62 = 0.70$	67.3/32.0 <sup>▲</sup>
湯野川	—	4.5/3.7 <sup>▲</sup>	0.64/0.28	19.6/17.8 <sup>▲</sup>

注1) 第18表と同じ。

2) 1戸平均は各部落とも第18表の農業+杣夫の戸数（大正13/昭和4，上小倉平42/45，銀杏木61/51，畑31/36，湯野川7/13）で除して求めた。

3) ▲は大正13年よりも減少したことを示す。

る。銀杏木は、大正13年の「農業戸数」が41戸であるのはいささか多すぎる（逆にいえば「杣夫」が少なすぎる）し、昭和4年のそれが0戸になってしまうのも理解できかねるところである<sup>12)</sup>が、それにしても耕地面積の減少は顕著であって、この時期に非耕作化が進展していることは明白である。それは畑部落の上山石蔵をして、国有林から「払下ヲ受ケ（て開墾す……神沼ルト資本家ニ抵当ニ入レテ取ラレテ仕舞フオソソガアリマスカラ開墾地ヲ永ク貸シテ頂キタイモノデス）」<sup>13)</sup>と語らせしめるような、所有権の移動、耕作権のとりあげが生じたことによるものでもあろう。第三に、大正13年の場合もそうであるが、とくに昭和4年は各部落ともに1戸当り平均耕作面積がきわめて少ない。当時の青森県のそれが1.5町（第21表）であることを考えると、まことに零細であるといわなければならない。

いま筆者は、これらの農地の所有・経営に関する階層性をあらわす資料をもっていないが、しかし諸部落ともおしなべて零細な経営であって、第19表の平均数値が、各部落においてそのまま各戸の経営状況に該当するといつてよい。所有の点でも在村（在部落）地主の発生は、後に述べる部落秩序の内容と関連して考えても、その余地はほとんどないものと思われる。また不在村地主の成立についても、銀杏木部落を除けば、農地の絶対的狭隘さの前にきわめて未熟な段階にとどまったことは疑いない。下北郡ないしは川内町における未熟な地主制のいわば縮刷版がこれら諸部落にみられたといえよう。

そこで、農業・賃労働等の収入状況を考察することによって経済構造の実態にもう一歩た

ちいってみよう。第20表は昭和7年度の畑部落にかかわる数値である。畑部落は大正13年当時に「農業」専業が1戸もなく、したがってこの段階では諸部落のなかの平均的部落とはいいがたいが、昭和4年になると、上小倉平、銀杏木の方も兼業化が進行してくる(第18表参照)ので、昭和7年段階ではもはや平均的様相をもつにいたっているといつてよいであろう。

農業作目のうち重要なものは最大の収入をあげている「米」である。昭和8年の座談会記録に、「〔久次郎〕……五六年前カラ 僅ニ五六反歩ノ試作ヲヤッタ結果……」<sup>14)</sup>とか、「〔三六〕……米ハ八九年前カラ取ッテキマス」<sup>15)</sup>とあるので、いずれにしろ昭和初年から作付が開始されたものである。この「米」について、単純に一戸当りの平均収量を求めると、

『青森県統計書』による昭和7年の「年平均石当り米価」——17.57円<sup>16)</sup>

畑部落の「米」収量は  $1,146.71/17.57 = 65.27$  石 = 163.18 俵

昭和7年11月の畑部落総戸数は40戸<sup>17)</sup>。このうち農業が何戸かはわからないが、第18表の昭和4年を考慮すると全戸数に近い割合が耕作していたとみられるので、一応40戸とすると、

$$163.18/40 = 4.08 \text{ 俵/戸}$$

米作導入以前の主食であるアワやヒエも、「〔佐市〕……一年ニ食フ粟ヤ稗ガ村中デ食バルダケ取レネカッタノデ川内ノ方カラ来タモノダ」<sup>18)</sup> だったが、米も以上の収量では同様の事情であり、「〔久次郎〕……自給自足出来ナイ為ニ津軽米ヲ一年ニ約七百五拾俵位入レテキマス」<sup>19)</sup>と、部落内収量の約4.6倍もの大量移入にたよるほかなかったのである<sup>20)</sup>。

「米」を筆頭とする農業生産額2,526.47円(13.6%)は、「田」10.58町、「畑」18.85町(「自己所有」17.19町、「公有林借地」1.66町<sup>21)</sup>)の作付面積にもとづいているので、反当り生産額は8.58円である。注10)にみるように、昭和7年の反当り生産額は東北平均30.2円、青森県が23.5円であるから、畑部落のそれは全く問題にならない。こうした状態は、前年の冷害凶作の傷痕

第20表 畑部落昭和7年の収入状況  
(昭和7.11.30現在)

種 目	生 産 額 (円)		割 合 (%)		
	種目別	小 計	種目別	小 計	
農 業	米	1,146.71	2,526.47	6.16	13.57
	麦	8.00		0.04	
	大豆	492.40		2.65	
	小豆	42.89		0.23	
	アワ	51.71		0.28	
	ヒエ	8.00		0.04	
	ソバ	165.76		0.89	
馬鈴薯	611.00	3.28			
賃 労 働	出稼	176.00	14,566.28	0.95	78.23
	官斫	14,269.00		76.63	
	造林	109.85		0.59	
	日雇	11.43		0.06	
その他	山林	307.00	1,527.00	1.65	8.20
	その他	1,220.00		6.55	
合 計		18,619.75 (円)		100 (%)	

注1) 川内営林署「山村畑部落経済調査並座談会記録」より。

2) 「官斫」の掲上額は、食費および器具代金をさしひいたもの。

いまだ癒えきらず、また農業恐慌にともなう農産物価格値下りという情勢のなかでもたらされたものであるものの、それにしても基本的な要因が零細所有・経営と、生産性の極端な低位性、停滞性との融合にあることは明らかである。

一方労賃収入は14,566.28円、「合計」に対して78.2%、なかでも官斫事業への出役による収入は14,269.00円、同76.6%の高率をしめている。しかも「官斫」収入からは食費、道具代があらかじめ控除されているのであるから、それらを加えれば「官斫」および「賃労働」収入の「合計」に対する割合はより高いものとなる<sup>22)</sup>。

大正10年当時、秋田大林区署管内の「中農以下」の「森林労働者」のなかで、「杣夫」、「運材夫」の場合、前者は家族総収入（1ヵ月）85.93円に対して「森林労働月収」47.29円、55.0%、後者は78.35円に対して39.62円、50.1%<sup>23)</sup>であり、他方これらの労働者の「田畑収穫ノ月割」が家族総収入にしめる割合は等しく19%で「官行斫伐事業の『臨時雇』」といってもその農民経済は大きく分解し、広範に賃労働者化しつつあった<sup>24)</sup>といわれている。これに対して昭和7年の畑部落では「農業」が14%、「官斫」労賃は8割に近く、あるいは越えているとみることもできる。まさに「農民経済は大きく分解」し、「賃労働者化」しきっているといつてさしつかえない。しかしそれは、すでにみた農業の反当り生産額8.58円、「米」の一戸平均収量4.08俵などのように、農業部面が極端に脆弱であることからうまれる賃労働収入の相対的な高さであり、いわば経済的に強制されて析出される窮迫賃労働の結果である。ここに、官斫事業に「恩恵」的性格を付与し（第二節、注11）参照、低賃金構造<sup>25)</sup>を決定づける経済的要因があったのである。

#### 注

- 1) 青森県農地改革史編纂委員会編『青森県農地改革史』昭和27年、162~185ページ。
- 2) 同上、176~177ページ。
- 3) 分益農制は「折半小作ともいわれ、わが国では圃場の立毛を分割して収穫するところから刈分小作とよばれている。……わが国の刈分小作は労働提供を伴う名子制度と並存する色彩が強く、資本制借地農への過渡的形態の色彩が強いといつてよい。」（古島敏雄「分益農制」大阪市立大学経済研究所編『経済学辞典』昭和44年第1版第5刷、1024ページ）
- 4) かつて平野義太郎は、「青森県の上北・下北・三戸郡のごとき全地方の小作が全般的に刈分小作である」（「名子制・刈分小作ならびに小作地における凶作」『農業問題と土地変革』昭和24年第1版第2刷、第9章第3節、336ページ）と指摘した。平野の叙述が昭和9年から10年（『経済評論』昭和10年2月号所収）であり、第15表の数字が昭和15年であって、両者がわずか5~6年の差であることを考えると、農地に関する限り平野の指摘は事実関係に反するといわなければならない。
- 5) 竹内利美編『下北の村落社会』昭和43年、205ページ。
- 6) 同上、206ページ。
- 7) 同上、204ページ。
- 8) 前掲『農地改革史』記載の農地買収期日は、第1回昭和22年3月31日から、第18回26年3月2日までであり、25年8月1日時点ではすでに第17回買収（25年7月2日）を終了している（455ページ）。
- 9) 同上、455ページ。
- 10) ちなみに昭和初期の、農家1戸当り耕地面積の平均では、青森県は大きな値を示している（第21表）。し

かし反当り生産額(昭和7年)では青森県は東北6県(平均30.20円)中最低の23.50円であり、近畿地方最高の奈良県60.70円に比較するとその39%にすぎない(同上, 244ページ)。ましてや川内の場合、それも本稿の取扱い諸部落の場合、本論で示すように耕地面積が青森県平均を下回り、かつまた生産性も同様の傾向にあるので、きわめてミゼラブルな農業構造といわなければならない。こうした状態は、昭和6年東北地方冷害凶作の打撃によって惨憺たる結果をもたらした。下北郡は、農家総数3,045戸のうち、皆無作かあるいは例年比の被害程度7割以上の農家が2,930戸、96.2%発生し、県下の市・郡中最高の割合であった(同上, 195ページ)。また川内町では、同年11月、「冷害凶作で身売娘、一家離散続出」(川内町『川内町消防史』昭和48年, 25ページ)という状況であった。

- 11) 川内営林署「昭和八年九月二十五日調 山村畑部落経済調査並座談会記録」22ページ。
- 12) 職業区分の基準は『第三次検訂』、『第四次検訂』ともに不明確であるが、とりわけ前者の方があいまいである。
- 13) 前掲「山村畑部落」25ページ。なお、土地を「抵当=入レテ」取りあげてしまう「資本家」としては、第二節注13)でみた、各組に物資を供給する「親方」の存在が想起される。
- 14) 同上, 7ページ。
- 15) 同上, 22ページ。
- 16) 前掲『農地改革史』192ページ所収。
- 17) 前掲「山村畑部落」の付表。
- 18) 同上, 6~7ページ。
- 19) 同上, 7ページ。
- 20) ちなみに750俵の価格は、さきの石当り17.57円で計算すると5,271円になる。昭和7年11月末までの畑部落総支出は18,393.40円であるが、そのうちの最高は、この移入米代をふくむ「米増」で、6,682.08円(36.3%)である(同上, 付表)。米の移入がいつ頃から開始されたかはわからないものの、それが大量化したのは畑部落で米作をはじめて以降のことであろう。つまり米作開始によってアワ、ヒエ作はいよいよ後退した。しかし消費量にみあうだけの米収量は得られず、そこで大量移入がはじまったと解される。この移入は、商品経済が畑部落を席卷するにあたって大きな契機となったのである。
- 21) 同上, 付表。
- 22) 当時の食費・道具代を伝える資料がないので、昭和30年代初期の川内に関する資料をもとに、それを算出してみよう。昭和30年代初頭といっても労働条件自体は戦前の状態とほとんど変わらなかった——この状態が、いわゆる東北闘争の発生と関連をもつ——ので、この計算は昭和7年当時の実態に近いものを描きだせるであろう。

① 昭和30年代初頭、食費は1日130~160円(全林野労働組合『山に働く人々』昭和33年, 273ページ)なので、これを145円とする。このときの米価は1俵4,910円(同上, 275ページ)である。一方、昭和7年当時の年間就労日数をかりに200日とすれば、当時の米価は1俵7.03円だから、1人当り年間の食費は

$$145 \times \frac{7.03}{4,910} \times 200 = 41.52 \text{ 円}$$

② 30年代初頭の道具代が1人年間1.5~2.2万円(同上, 278ページ)なので、これを1.85万円とすると、道具代は

$$1.85 \times \frac{7.03}{4,910} = 26.49 \text{ 円}$$

第21表 農家一戸当り平均耕地面積(単位:町)

地域 年度	青森県	東北	近畿	全国
昭和3	1.62	1.44	0.72	0.09
4	1.50	1.42	0.73	1.06
5	1.50	1.41	0.73	1.07

注1) 『青森県農地改革史』243ページ。

③ 第20表の「官斫」14,269円は54人（前掲「山村畑部落」の付表）の出役にもとづいているので、1人分は264.24円である。これに①、②を加えれば1人当り年間の「官斫」労賃は332.25円となる。これをさきの年間就労日数200日で除すると1人1日1.66円である。これは、昭和7年内地国有林労働者（「杣夫」）のそれが約1.15円（田中純一『日本の林業賃金』昭和48年、97ページの「第12図」より）であるに對してかなり高い額となり、この点ではやはり計算基準のあいまいさが残る。しかし、2円を越えている「重工業職工（男）」、「建設職人」（同上「第12図」）よりはるかに低い。やはり「日本の賃金構造の下層部」（同上、97ページ）に位置することには相違ない。なお、昭和7年、樺太における林業賃金は出来高給で2.75円、日給で2.00円（前掲「山村畑部落」24ページ）であったという。

④ 1人年間収入332.25円を54倍して全人数の総賃金を求めると17,941.5円となり、第20表「官斫」との差は3,672.5円である。そこであらためて、「官斫」労賃が全体にしめる割合を算出すると、

$$17,941.5 / (18,619.75 + 3,672.5) = 0.8048$$

じつに80.5%の高率である。

23) 奥地 正「国有林における労働組織の形成と展開（二）——東北・秋田国有林を中心に——」『立命館経済学』第23巻第5・6号、昭和50年2月抜刷、「第5表」。

24) 同上、61ページ。

25) 賃金水準が低位であることについて、畑部落の人間は次のように訴えている。

〔工藤〕 官行ニツイテ何か希望ガナイカネ

〔留吉〕 現在デハ 多ク取ル人デーケ年二百円ヨリアリマセン コレデハ家族共ヲ養フテ行ク事ハ出来マセン 標準賃金ヲドウシテモ一円五十銭ニシテ貰ハネバナラナイト思ッテ居マス

〔工藤〕 現在ノ標準賃金一円二十銭ハ 種々ナ方面ノ仕事ニ比較シテ安クナイト思ヒマスガ

〔留吉〕 賃金ヲ上ゲテ貰フ事が出来ネバ セメテ鍋 釜 トロ用油 ムシロ等ヲ官給ニシテ貰ヒタイモノデス（前掲「山村畑部落」24ページ）。

この点に関する問答はこれで終っていて、営林署当局者は留吉の要望に何も答えていないが、それにしては低賃金と「道具持ち労働」の実態を端的に表現した発言である。

## 第六節 部落共同体的秩序

『青森県農地改革史』はかつての青森県の社会構造を「南部型」、「下北型」、「津軽型」の三類型に区分している。「南部型」は「オオヤ」と「カマド」によって構成される「スマキ」関係に社会的結合の基礎を求めることができる。「スマキ」関係には大きくわけて血縁的關係と非血縁的關係があり、後者における「カマド」は「ケライカマド」、「名子」、「ヤッコ」などと呼称される。部落内にはこのような「スマキ」関係が複数存在するものであり、相互の「スマキ」における「オオヤ」どうしの間でまた「オオヤ」対「カマド」的な関係がうまれる。この場合、「カマド」的立場におかれた「オオヤ」を称して「ヨセカマド」という。そして部落内で最高の地位につく「オオヤ」は「ダンナサマ」として村落秩序を支配する。これが名子地帯としての青森県東南部における階層的ヒエラルヒッシュな社会的結合の基本構造であり、血縁的ないしは非血縁的關係にもとづく集合家族形態・「南部型」の概要である<sup>1)</sup>。

「津軽型」は単位家族の横の連携を基礎にしているが、しかし家族間の強固な連携ではない。わずかに農繁期、冠婚葬祭などにおいて狭い範囲で結合がみられるものの、その結合は短期的、合目的である。「津軽型」においては部落そのものは単位家族のなかに影を没している<sup>2)</sup>。

これらに対して「下北型」は、「南部型」にみられるような上下関係はなく、「津軽型」のように横の関係である。しかしながら部落の運営は、住民の「ヨリアイ」によって任期を定めて選出される部落総代を中心におこなわれ、強力な部落共同経済が遂行される。各単位家族はその共同経済の一環として位置づけられ、部落は家族間の統一性、組織性によって裏づけられているのである<sup>3)</sup>。

下北地方の社会構造に関する社会学的研究は従来から数多く種み重ねられてきた。なかでも代表的な調査地は東通村尻屋部落であるといつてよい。第二次大戦前から尻屋をめぐって原始共産制であるか否かという論争がたたかわされたが、いずれにしろ尻屋は僅少な農地、林地、水産資源を基礎とする生産と生活の様式のなかから、上記「下北型」の典型的な部落共同体をつくりあげてきたものであろう。

川内町の諸部落に関する研究は、主として第二次大戦後にいたってからである。筆者の散見する限り畑部落と銀杏木部落に関する研究が発表されている。ここではこれらの研究成果を参酌して、川内川ぞいの部落における共同体秩序の実態を明らかにしようとするものであるが、そのさい畑部落をとり扱った研究が比較的多くある関係から、また前節で主として畑部落をとりあげた経緯から、畑部落を対象として叙述を進めることにする。ただ畑部落は、たびたび指摘したように、古来マタギを主にした部落であるため、大正から昭和初期といえども共同体秩序のあり方に他の部落とあい通ずるものがあるか否かという疑問が残ると思うので、その点に答えるため、その限りで、あとから銀杏木部落をとりあげるものである。

### (一) 畑 部 落

社会学(いまここで参考にするのは『青森県農地改革史』、および竹内利美編『下北の村落社会』)が畑部落を対象とした動機は、やはりそれがマタギ——固有の生活様式を有する部落であったことにある。マタギによって獲物があれば、それを全戸に平等に分配するという慣習に着目したのである。しかし社会学が畑部落に歩を入れて以降の時期は、マタギは皆無ではないがすでにほとんどみられなくなっていた。そこで社会学は、畑部落の共同体的秩序の端的な表現を、かつてのマタギの旧習と「一脈のつながりを見出しうる」<sup>4)</sup>消費機構の存在に求めた。この視角は今日にいたるまで基本的に変わっていないようであるが、ともあれ昭和20年代における消費機構は以下のとおりである。

消費機構の中核をなすのは◎＝「マル畑」であり、「マル畑」を通しておこなわれる消費生活は「村勘定」といわれる。「村勘定」には部落のほとんどの戸が加入する。「マル畑」の帳場はそのときどきの部落総代が兼ねることになっており、帳場は部落を代表して商人と契約し、物品の借入れをおこなう。そのさいの運転資金は節句、盆、秋まつり、正月に戸数割りをもってあてる。決済は当初は年3回であったが、その後1カ月勘定となり、しかもできる限り現金決済化の方向へうごいている。取扱品目は米、砂糖、しらしめ、たび、せっけん、むしろ、その他一切に及ぶ。そして「村勘定」は、部落内で困窮するものがあれば、寄合いの決議でその

決済を一時猶予ないしは全免を認める<sup>5)</sup>。

この内容だけからでも、さきの「下北型」に固有の性質と、各戸が平等な関係にもとづくうえでの相互扶助精神——これもまた「下北型」の特徴である——の存在が看取できる。しかし、「生活物資の購入がほぼ全面的にこのルートによって久しく保障されてきた」とはいえ、「畑部落における生活協同機構として、もっとも重要なものは、いうまでもなく前掲『マル畑』消費組合を中心とした『村勘定』の組織である<sup>6)</sup>」とするのは、“生活”だけを見て“生産”をみていない点、および“生活”についても消費生活だけを強調している点で一面的にすぎる。これに対して筆者は、「村勘定」も含めた、生活と生産の歴史にかかわる各種の部落組織・機構全体が、部落共同体のそれぞれの局面における「下北型」の表現であり、これらの基底として“生産”を位置づけなければならないと考えるのである。

いま、大正中期から昭和初期にかけて設立された部落組織の主なものを示すと<sup>7)</sup>、

大正 6 年——森林保護組合<sup>8)</sup>、共同浴場設備

大正 8 年——共有の家具類購入

大正 9 年——納税組合、青年団、共同水車

大正 11 年——処女会

大正 15 年——購買組合（「マル畑」）

昭和 8 年——火防組合

また、日常生活の細かな側面にまでたちいって、部落住民の生活に規制を加えるものとして「村定メ」がある。制定年度は判然としないが、昭和初期であろう。

#### 村 定 メ（抜萃<sup>9)</sup>）

- 一、部落有ノ総テノ財産ニ対シテハ 分家者ニモ平等ノ権利ヲ有ス
- 一、部落ニハ総代外重役九人ヲ置ク 総代ハ当時ノ購買組合ノ帳場トス 重役ハ事ノ大小ヲ不問評議決定ス 議決シタル事件ニ対シテハ何人ト雖モ異議ナキコト
- 一、春先三ヶ月間夜警スルコト 家ノ順番トシ 一夜二軒ヅツトス 各戸ノ消燈ハ午後九時トス
- 一、道路愛護デーニハ 青年団 処女会員全部出役ノ上普請ノコト
- 一、学校ノ薪炭費不足分ハ 生徒アル家ノミニテ現品補給スルコト
- 一、畜犬ハ春雪消ヨリ旧七月マデ繋グコト
- 一、水車ハ二軒ヅツ順番ニ使用スルコト 番外者ニテ使用スル場合ハ金四十銭ヲ村ニ納メルコト
- 一、履物ヲ取り違ヒタル者ハ他人 家族ト雖モ金五十銭ヲ村ニ納メルコト 但シ履物ニハ各自ノ頭字ヲ刻ミ置クコト
- 一、山道 水路ニ掛リタル土地ハ 其種類ノ如何ヲ不問坪当リ金十三銭ニ売ルコト

## 一、女房ハ亭主ニ万事一步ヲ譲ルコト

(亭主ノ収入不如意ナルニ拘ラズ 妻女ノ衣類ヲオゴリ家庭不和ノモノ広々アリ 村中男女一同村社ニ集リテ 女房ハ亭主ニ万事一步ヲ譲ルコトヲ村定メニシ若シ守ラザルモノハ村ノ制裁ヲ加ヘントスルモノナリ)

## 一、正月青年ニ対シテ与フル小遣錢ハ 最高金三円ヲ限度トスルコト

## 一、入営兵ニ対シテハ 大山酒五升 錢別金五円ヲ村ヨリ出金スルコト

## 一、棟上式ニハ各自酒肴ヲ持参ノ上御祝ヒノコト

## 一、嫁取祝儀ニハ フキモノ 吸物 手拭類ノ祝儀物ヲ廃止ノコト

## 一、御祭礼ニハ村費ヨリ 酒二樽(三斗)以上絶体出費セザルコト

## 一、衣服ハメリンス以上ノモノヲ着用セザルコト

## 一、葬式ノ当日ニハ村全体休ムコト 葬式ニハ酒ヲ出サヌコト 御馳走ハ土地ノ産物ニテ足ル様ニスルコト 白木綿ハ四反限リ 黒茶羽衣廃止ノコト 各戸白米一升 金二十錢梅ミスルコト

## 一、秋仕末ノ休ミハ「ヨザカモリ」餘酒盛 処女三日間 婦人二日間トス

## 一、五十才以上ノ婆サン会 一ヶ月二回 念仏講タルコト

## 一、大正十五年 地元官行斫伐柚夫不足ヲ来シ事業ノ中止ヲ虞レ出稼制限スルコト次ノ如シイ、一ヶ年十人以上出稼セザルコト 但出稼希望十人以上ナルトキハ抽選ノコト

ロ、七月ニハ必ず帰ルコト(帰郷セザルモノ四人アリ 問題トナリ酒一樽菓子一箱ヲ出シ謝罪シタル事実アリ)

## 一、如何ナル犯罪タリト雖モ 村ノ相談ニ掛ケタル後正式ニ訴ヘ出デルコト

## 一、選挙ニハ必ず金品ヲ受領セザルコト及部落一決スルコト

## 一、酒上ノ喧嘩 暴行者ハ一ヶ年間禁酒スルコト 破約シタルモノハ違約金ヲ仰付ケルモ異議ナキコト

## 一、盗伐セザルコト 若シ盗伐シタルモノアルトキハ 金三十円ヲ破約金トシテ村ニ納付ノコト

## 一、野犬ガ他人ニ損害ヲ与ヘテモ 犬持チガ全部損害負担ノコト

## 一、村ノ使ヒ又ハ仕事ニテ 怪俄シタルモノニ対シテハ其ノ家ノ資力ニ鑑ミ 治療金ヲ給与ノコト

## 一、賭博ニ類スル遊ビハ必ずヤラスコト

下北では「ほとんどの部落にかなり整った成文の『村規約』があり、……『村規約』に則って、村寄合、部落役職制、村夫役制、協力慣行、部落費醸出、消費規制、生産規制などの万般にわたって、それぞれ特色ある部落協同生活が展開されている」<sup>10)</sup>が、さしあたりこの「村定メ」は、「些些たる個人的消費規制までが、部落協議にとりあげられる点はまさに『下北的』で  
 であろう。」<sup>11)</sup>

こうした成員規制の発生について、竹内利美は次のように説明している。つまり、下北地方では居住の関係は部落共有にかかわる土地や漁場の占有・用益権の分有関係と不可分に結合していた。しかし明治以降の法体系は、居住と土地の占有関係を明確に分離するとともに、部落を制度的には単に行政区として位置づけて、それをあくまで行政の枠内における住民把握の仕組みとした。それゆえ土地占有権の分有と居住関係との調整処理はあげて部落内部の慣行にゆだねられることになり、そこで成員規制は土地占有権の分有とからみあって、きわめて複雑な姿でそれぞれの部落ごとにあらわれてくる。かくして既得権の自衛と住民生活の保全・協力というジレンマのなかで、さまざまな規制が生じ、それが改変されてきた、としている<sup>12)</sup>。

さきにみた部落機構の整備（「村定メ」も含めて）は戸数増加という「居住関係」の展開に即応している。戸数が、明治25年には16戸<sup>13)</sup>であったものが、「〔初五郎〕……今カラ二十二、三年前後（明治43、44年ごろ……神沼）カラ盛ンニ分家ヲ出ス様ニナ<sup>14)</sup>り、大正13年32戸、昭和4年38戸（第18表参照）、昭和7年40戸<sup>15)</sup>と、明治末期から急激に増加したのである。だが「些些たる個人的消費規制」にまで及ぶ機構整備の原因は、単に明治以降の行政体系に対する部落側の対応に求められるという一般論にとどまることなく、国有林経営の動向と深くかかわっているところに存在すると考える。

官斫以前の時期における畑部落は、国有林野保護・管理のための協力体であり、また、「〔佐市〕……糠取ラネ稗飯バリ食ッタモンダ<sup>16)</sup>とあるように自給自足的側面が濃厚であった。ところが官斫開始以降、とりわけ大正中期からの官斫量増大以降、設立された森林保護組合が、当時唯一の部落組織として官斫労働力の追加供給機関の役割りを演じ、畑部落は重要な労働力供給体へと転化した。と同時に、部落総出役ともいえる官斫賃労働は、部落総収入の約8割をカバーするほどの位置をしめる一方、道具、衣類、米などの購入を促進させて畑部落を大きく商品経済化の方向へむかわせることとなった。一度商品経済に席卷されると、官斫出役による賃収入は経済構造的に決定的な意義をもつにいたる。まさに官斫事業が存続されるか否かが部落の命運を左右するのであり、畑部落にとって国有林経営——官斫事業の遂行はまことに「恩恵」的なのである。そこで畑部落は「事業ノ中止」を「虞レ」て、部落憲法的な「村定メ」のなかの一つに出稼ぎ制限条項を設けて、恒常的な労働力の供給を宣言するにいたる。この条項こそ、部落経済がよって立つ最大の基盤を的確にみきわめた自主規制的措置であり、官斫事業の遂行に対応すべくとられた部落秩序強化の集中的表現であるといえる。

畑部落における諸部落組織・機構のそれぞれが、各戸を部落の構成単位として位置づける部落共同経済の各種軛帯であり、「下北型」共同体の一つの成熟した姿態をあらわすものであるが、以上みたように、その歴史が森林保護組合にはじまり、「村定メ」——出稼ぎ制限条項に結実していることは、部落共同経済の態様が国有林との関係をめぐってうまれた経済情勢の変化に規定されていることを物語っている。そのさいの基本的要因は、かつてのマタギの基本性格——数人で組をつくる共同労働、分配の公平——が、職種を固定しない「伐りだし」共同

労働の不断の遂行によって再確認、再強化され、それがさらに部落の全生活に波及したことである。

## (二) 銀杏木部落

畑部落においてみられた、各戸を基礎単位とする強力な部落共同経済という特質は銀杏木部落にも該当する。ただ畑部落のそれが国有林経営の展開過程と深く関連しつつもたらされたものであったに対して、銀杏木部落の場合は、資料的制約によりこの点を明らかにすることはできない。しかし時期的には同じく大正期に成員規制の強化が進行したのであり、やはり官斫事業への出役開始(大正7年)によって商品経済が大きく進展するという事態に対する一つの対応形態とみてよいであろう。

銀杏木部落における共同体的秩序の成熟は、現象形態としては部落有林野の取り扱いについてみられる。例の安部城鉱山の操業はその部落有林77haにも甚大な被害をもたらした。そこで銀杏木部落は被害立木の補償をうけて、それを基金に大正9年、16,000円あまりの部落基本財産をもうけた。そのさい、部落会の協議を成文化して「分家者ヲ村方へ加盟スル件」<sup>17)</sup>を定めた。

- 第一項 本村出身ノ分家ハ願出ニ依リ左ノ加盟金ヲ納入シテ本村ノ共有財産ニ加盟スル事ヲ得  
一、尅時金ナレバ金五十円 但シ本年中ニ完納スル時ハ回数ニ渉ルモ差支ナシ  
一、年賦金ナレバ金八十円 本年ヨリ向五ヶ年毎年六拾円宛納入スルコト
- 第二項 前項ノ加盟金額ハ時勢ノ変遷ニ従イ増減スル事アルベシ
- 第三項 本村出身者ト雖モ外来ノ他家ニ入り其ノ家ノ家名ヲ継グモノハ第一項ヲ適用セズ 但シ止ムヲ得ザル事情ニ依リ戸籍上他家ノ名ヲ継グモ事実本村民分家者タルヲ認ムル時ハ相当ノ保障ヲ立テシメ加盟セシムル事アルベシ
- 第四項 村民ニ加盟者ハ加盟金ノ完納ノ時ニ於テ村民同等ノ権利並義務ヲ有スベシ
- 第五項 本村民ハ如何ナル事情ニ依リ本村ヲ退去スル場合ト雖モ共有財産ノ配分割戻シヲ為サザルハ勿論既納ノ加盟金返還セザル事
- 第六項 加盟出願者安田要助ノ第三項ニ該当スルヲ以テ協議ノ上本村民ノ分家者ト認メ兄杉本嘉代松ノ保証ニ依リ加盟セシムル事トス
- 第七項 加盟者酒井藤松ハ本村民タル酒井長左衛門ノ相続再興スルヲ以テ第一項ノ加盟金ノ半額ヲ納入シテ加盟セシムル事トス

右決議ス 大正九年六月(旧五月六日)<sup>18)</sup>

部落の居住者を「村民」とそうでないものに分けて、後者が前者になろうとする場合は一定の基準額を支払うことを明記したわけである。その後、第一項にもとづく4戸の加盟者があって計49戸となったが、そのとき、それまで部落共有地であった林野を、49戸の記名共有地として登録し、これを「元部落」<sup>19)</sup>と称するようになった。部落有林野から「元部落」への

形態転換であり、部落内における「村民」の地位の上位性を物語っている。とはいえこれは、「南部型」のようにせいぜい数戸が部落内ヒエラルヒーの上位に位置してその部落を支配するというものとは異なる。資料は、大正期に安部城鉱山関係者の銀杏木部落への来住が14戸あったことを伝えている<sup>20)</sup>が、こうした来住者と旧居住者とを排他的に区別して、旧居住者の内部においてはフラットな連携をもとに各戸相互の結びつきを強めるという自衛的措置であり、「下北型」の一形態である。

なお、この銀杏木部落は同じ大正期に御料地の払下げをめぐる混乱を起したことがある。宮本常一の文章をかりてそれを紹介しておこう。

「この地（川内町……神沼）には三代まえに加賀からやってきた大きな山林地主がいる。初代は丸太をはこぶ千石船の船頭であった。それがここにおちついて雑貨商をはじめ、その子が傑物で若いとき郷里を出て大阪で活躍し、藤田組の林業部長にもなった。それが大正八年頃であったか、四一～二歳のときかえって来て、小倉、銀杏木の村々の者に、御料林の払い下げをしてやるという請願書をつくり、それをそのまま自分の山にしてしまったのである。面積にして八〇〇ヘクタールである。払い下げ当時、川内の町の人にはホタテ貝がたくさんとれて景気がよく、そのほかは大工が多く、山林問題にはそれほど関心をもたなかった。困ったのは奥地の銀杏木や小倉などであり、いろいろ抗議したが、相手にされなかった。この問題を中心に町の中は二つに割れて政治的な争にまで発展し、それが戦後までつづき、しまいには町長になる人すらなくなり、町外から迎えた時代もしばらくつづいた。」<sup>21)</sup>このとき銀杏木内部では「川内の財閥に買収されて、その味方をするものがあり、村の中は完全に二つに割れてしまった。それはこの地（銀杏木……神沼）にあっては何より不幸なことであったといっている。なぜならそのしこりはいつまでものこったからである。」<sup>22)</sup>

この事実は山林地主の土地集積過程に関する興味深い例であるといえようが、それはさておいて、等しく「下北型」の共同体的靱帯といえども部落によってはそれが弛緩した側面をもっている場合もあるという点を示している。さしあたり銀杏木部落の成員規制は、畑部落に比較してよりゆるやかだったのである<sup>23)</sup>。

#### 注

- 1) 青森県農地改革史編纂委員会編『青森県農地改革史』昭和27年、321ページ。
- 2) 同上、322ページ。
- 3) 同上、321～322ページ。
- 4) 竹内利美編『下北の村落社会』昭和43年、405ページ（石崎宜雄、執筆部分）。
- 5) 前掲『農地改革史』339～341ページ。
- 6) 前掲『村落社会』406ページ（石崎、執筆）。
- 7) 川内営林署「昭和八年九月二十五日調 山村畑部落経済調査並座談会記録」13～17ページ。
- 8) 第二節で示した森林保護組合の設立は大正4年6月であったが、ここではこれら部落組織掲載の資料（同上）に従って大正6年としておく。
- 9) 同上、所収。

- 10) 前掲『村落社会』215 ページ (竹内, 執筆)。
- 11) 同上, 408 ページ (石崎, 執筆)。
- 12) 同上, 213~214 ページ (竹内, 執筆)。
- 13) 川内村役場『下北郡統計書』明治25年7月。
- 14) 前掲「山村烟部落」5 ページ。
- 15) 同上, 付表。
- 16) 同上, 5 ページ。
- 17) 九学会連合下北調査委員会編『下北——自然・文化・社会——』昭和45年再版, 402 ページ。
- 18) 同上, 402~403 ページ所収。
- 19) 同上, 403 ページ。
- 20) 同上, 407 ページ。
- 21) 宮本常一『私の日本地図 3 下北半島』昭和42年, 182~183 ページ。
- 22) 同上, 189 ページ。なおこの払下げについて, 前掲・九学会『下北』は, それが大正14年のことであり, 銀杏木部落に対しては御料地105町あまり, 26,400円の縁故有償払下げ計画であったと指摘している(403 ページ)。この御料地は放牧地が中心であったと思われるが, すでに明治26年には, 川内村に1,619 ha 設定されていた(青森県林局蔵「青森県下北郡川内村地内土地区分及戸籍諸表」明治26年1月1日現在)。
- 23) 部落内を二分するほどの事態が生まれたことは, 部落秩序による成員規制について烟部落と銀杏木部落を比較した場合, やはり後者の方がより弛緩していたことの結果であるといつてよい。そこで, なぜそうだったのかの原因は, 銀杏木部落により深くたちいってみなければわからないにしても, ただ次のことはいえそうである。すなわち事件発生当時, 部落内戸数における官斫事業出役戸数は, 烟部落・32戸中の31戸に対して銀杏木部落・63戸中の20戸にすぎない(第18表参照)。すでに烟部落が部落総出役ともいいうる官斫賃労働の遂行によって, 官斫事業の存続に対応する部落秩序を次第に形成しつつあったに対して, 銀杏木部落の場合, 出役戸数の割合はまだ32%であり, 部落経済における労賃収入の比率は低く, いきおい烟部落ほどの成員規制強化が契機づけられておらず, そこに“混乱”を招く一つの間隙があったのである。

### 第七節 小括——官行斫伐事業をめぐる諸条件

本章では官斫事業の発展を支えた社会経済的, ならびに技術的諸条件をそれぞれ個別的に検討してきた。そこでここでは, もう一度官斫開始の前後にまでさかのぼって, それら諸条件の歴史的相互関係を明らかにする。

① 川内川ぞいの諸部落は, 国有林地帯としての下北郡, 下北半島のなかでも周囲を完全に国有林に包囲された地域であり, 「軒先国有林」のいわば典型地域である。こうした土地所有——国家的林野所有状況に規定されて, 諸部落における民有農地は絶対的に狭隘であり, 農業生産力もきわめて低位で, 農業構造はおしなべて脆弱であった。

② 諸部落は貧困な農業のほか, あるいはマタギ, あるいは国有林立木処分事業を担う造材業者のもとへの不安定就労などによって生計を維持しつつ, それぞれ部落慣行にもとづく成員規制を有していた。この規制の性格は基本的には「下北型」部落共同体の秩序として統一的に理解できるものである。その成立の要因については, 単に, 幕藩体制期の旧村機構が明治期の行政体系に席卷されるなかで, この行政体系に対する対応形態として自らを再編した, という点にとどまらない。すなわち, 土地所有権設定以降の国有林は, 地元農民の伝統的林野利用を極力排除しつつ, 他方で「恩恵」的地元施策を実施しながらその管理・保護のための労働

力組織化を図ってきたが、それはこうした国有林と地元部落の対応関係において、地元部落を国有林経営の協力組織として位置づけるべく、国有林経営によって上から再編された共同体的秩序でもあった。

③ 国有林は明治末期、軍事用材の供給を中心目的として官斫事業を開始するにあたり、二つの部落からそれぞれ一つずつ部落単位で労働組織を編成した。一つはあらたに編成された労働組織であり、もう一つはおそらく旧立木処分事業労働組織の踏襲であるが、それらが官斫事業へ出役するようになった契機は、いずれも国有林が上記部落秩序の中樞を直接把握したことである。そのさい労働組織の統制はあげて部落秩序の存在に、いわばその再現形態に依存し、それを基軸とするものであった。この意味で官斫労働組織は初発から部落請負的性格をもっていった。

④ 官斫事業は当初、国有林経営の地主経営としての発展を担う、計画的な森林施業の一環に位置づけられていた。ところが官斫開始後まもなく、管内安部城において鉦山操業が開始され、第一次大戦期の好況下でそれが最盛期を迎えるころ、噴出する亜硫酸ガスのため甚大な量にのぼる煙害被害木が発生した。このため国有林は、大正中期から昭和初期にかけて約15年間、経営の総力をあげて煙害木整理伐採にとりくむことを余儀なくされた。これが川内営林署（小林区署）の経営を伐出事業に傾斜させるとともに、同署を伐出経営型の営林署として方向づけた最大の要因である。そこで官斫事業は整理伐採の中心として、しかも整理伐採ただそれのみとして急激に膨脹することとなった。

⑤ 整理伐採としての官斫事業には他地域からの出稼ぎ労働力も少なくなかったが、同時に地元労働力も多数出役するようになった。国有林は、以前は二つの部落からであったに対して、今度はすべての部落から、やはり部落単位の労働組織編成を実現し、労働組織数、雇用労働力数は大幅に増加した。それは、大正初・中期、地元施策の一環として創設した部落組合によって「下北型」部落共同体の成熟化が契機づけられるとともに、部落組合に代表される部落共同体そのものがいわば労働力供給機構として大きく前面にたちあらわれてきたことにもとづいている。したがって、こうした経過において労働組織には一つ二つ役職者の増設がみられたとはいえ、それが労働組織の基本的性格を左右するほどのものではなく、組織統制の規範は成熟段階にたちいたった共同体的秩序にあり、労働組織はますます部落請負的性格を色濃くした。

⑥ 全部落におよぶ官斫事業への出役開始と出役者の増加は、もともと農業が貧困であったところへ形成された官斫事業の労働市場に、窮迫賃労働者が労働力の売り手として殺到した結果であり、おのずから低賃金構造を決定づけるものであった。しかし、官斫出役は地元部落の商品経済化を大いに促進せしめ、労賃収入をもはやそれがなくては労働力の再生産がとうてい不可能であるほどに意義づけ、官斫事業に「恩恵」的性格を強く付与することとなった。そしてこうした官斫出役はさらにつぎのような事態をもたらした。

⑦ 第一は労働過程についてである。各戸を強力な部落共同経済の平等な構成単位として

位置づける共同体から析出される労働組織では、とくに基幹労働者としての「元柚子」のあいだにおいては、その共同体的秩序の存在様式とあいまって、職種の固定化、専門化のない、各人が職種間を適当間隔で流動するという、いわば各人の労働の平均化を志向する労働過程の技術形態が定着した。それは従来の研究によって明らかにされた「伐りだし」より範囲の広い「伐りだし」であり、組織的な素材生産に関しては最も徹底した「一貫作業」の共同労働形態であった。このような労働過程が成立した社会的要因はうえにみたとおりでであるが、これに対して技術的要因はつぎの点にもとめられる。すなわち、労働手段の道具段階における事業規模の拡大は充用労働者数の増大により裏づけられ、そのさい全体労働組織は各部分過程ごとのあるいは部分過程のなかでもさらに細かな単位の部分労働組織の集合体として構成される。そしてこの労働組織が実現する労働過程は、部分労働者の存在を基礎に、職種の専門化と精緻な人的配置、技術体系からなる分業体系によって、獲得生産物の増大を目的として遂行される。だが秋田などに比較してはるかに少ない数の労働者により構成される川内の労働組織では、部分労働組織が形成されるほどの人数的余裕はなく、したがって労働過程も職種の専門化にもとづく部分労働者の形成がおこなわれる可能性はなく、そこで全体労働者を一つの単位としてそのなかで不断の職種間流動をみせるというより単純協業的な技術形態が定着したのである。

⑧ 第二に、「伐りだし」労働過程の成果に対する支払いは、各部分過程ごとの功程の査定を基礎とするものではなく、最終的な結果だけを算定の基準とする、「伐りだし」いくら共同出来高制であった。そしてそれが労働組織内部では、上述の労働の様式にもとづいて、いわゆるドンブリ勘定の日給賃金として各人に配分された。これが賃金の平等割りである。また労働組織は、その平等割りによって基本的に山頭による中間収取の生ずる間隙がなく、この点からも部落請負的、同郷的性格を裏づけるものであった。

⑨ 以上のような経過はまた次のような相互関係を日常的にうんだ。すなわち「下北型」部落共同体の大部分の戸から析出されて編成される労働組織では、つねに反復される伐出生産行為——「伐りだし」労働過程——の技術的諸契機を基礎としてさきの「下北型」の基本的性格が増幅され、再強化されて、それがまた賃金形態を媒介として労働組織の統制に反映する。そしてこれは当該出身部落に不断に還元されて、部落内における成員規制の一層の展開をうみだす重大な要因となる。大正中・後期から昭和初期、なかんずく官斫事業の発展期、諸部落組織のあいつぐ設立や組織目的の成文化がおこなわれ、共同体的秩序の存在様式が日常生活の細目にまでわたるようになったのはこのような事情によるところが大きい。これを筆者は、今日の社会学が指摘する「下北型」部落共同体的秩序の、川内川ぞいの諸部落における成熟段階であるとみたい。

⑩ 川内営林署における官斫事業の初期資本主義的発展は、国有林が部落秩序の中枢を把握して、この部落秩序を規範とする部落請負的労働組織とそれが実現する「伐りだし」労働過程に寄生し、同時に地元部落の労働力再生産構造における官斫出役の意義を決定的なものとし

つつ部落秩序の様式を「下北型」として成熟せしめることによってなしとげられたのであり、決して労働組織の近代化によるものではない。単に労働力の再生産構造で労賃収入が多大な割合をしめるといっても、部落請負的労働組織のもとで労働者が無権利状態のまま低劣な労働条件にとどめられている限り、窮迫賃労働形態からの脱皮は望めなかったのである。なお最後に、以上のような事態は単一部落内の連携を強化させるものではあったが部落間のそれにはいならず、したがって出身部落を異にする労働組織間においても同様であったことを指摘しておく。

#### 第四章 官行斫伐事業の縮小と労働組織・労働過程の再編志向

##### 第一節 『第四次検訂』（昭和4年度）における施業方針とその実績

###### （一）『第四次検訂』の施業方針

『第四次検訂』によって川内事業区から脇野沢事業区が独立（復活）して川内営林署は二つの事業区を管轄するようになったこと、その結果新川内事業区の面積は約3.1万haから約1.9万haへ減少したことはすでに指摘した。ここではまず新川内事業区の施業方針を明らかにするため、第10表のなかの大正13年と昭和4年の施業地別面積を第22表として再度掲載し、その両年を比較することからはじめよう。

第22表でまず注目すべきは、昭和4年の「普通施業地」11,771haのうち11,501haが「択伐喬林」として一括されていることである。この「択伐喬林」は大正13年の①「煙害地」の一部と、②「皆伐喬林」・「前更喬林」の一部とからなっている<sup>1)</sup>。

① 大正13年の「煙害地」14,224haはすべて旧川内事業区時代の川内地域のものであり、このうち「択伐喬林」に編入された“一部”とは「択伐前更見込地」7,668haのこと

である<sup>2)</sup>。この数値は第9表における大正13年当時の「微害地」7,108haに近い。なお、この「択伐前更見込地」面積は、大正13年と昭和4年の「煙害地」の差9,363ha(14,224-4,861)にはおよばない。9,363haと7,668haとの差1,695haが昭和4年のどの作業種に編入されたかは不明である。

第22表 施業地別面積の推移（単位 ha）

施業地		年 度	
		大正 13	昭 和 4
普通施業地	皆伐喬林	2,978	
	前更喬林	7,311	
	〃（長期輪伐）	510	
	択伐喬林		11,501
	矮林		270
	その他	1,213	
	小計	12,012	11,771
準施業制限地	択伐喬林	2,671	1,948
	煙害地	14,224	4,861
	その他	458	6
	小計	17,353	6,815
	その他	1,566	444
	合計	30,931	19,030

注1) 各年とも第10表に同じ。

② 大正13年における「皆伐喬林」・「前更喬林」の合計10,799 ha (2,978+7,311+510)のうちの一部、つまり11,501 haと7,668 haとの差3,833 haが①以外の「択伐喬林」を構成している。この3,833 haは旧川内事業区時代(大正13年)の川内地域における「皆伐喬林」・「前更喬林」のすべてである<sup>3)</sup>が、しかし3,833 haが両作業種にどのように配分されていたかは不明である。

このように「択伐喬林」として一括したことの理由を『第四次検訂』は次のように説明している。第一に「皆伐喬林」から「択伐喬林」への転換については、これは従来「潤葉樹純林」であったが、「皆伐シテ潤葉樹ノ天然生育ヲ期待スルモ往々ニシテ樹種ノ悪化ヲ来スコト多ク又更新ニ長年月ヲ要スルモノナルヲ以テ本案ニ於テハ択伐法ニヨリ林木ヲ其ノ蓄積及疎開度ニ於テ30~40%ニ伐採シ相当ノ庇陰度ニ置キ下木トシテハハ補植シ徐々ニハ林ニ誘導スル方法ヲ採ルコトナセリ」。第二に「前更喬林」,「煙害地」の「択伐前更見込地」の両者からの「択伐喬林」への転換については、「林地ノ大部ハ疎開甚シク然モ稚樹ノ発生ハ決シテ更新ノ安全ヲ保スル程度ニ至ラズ」。とくに「皆伐作業ニ近キ前更作業ヲ以テ施業スルハ森林ノ調和ヲ損シ……悲惨ナル状況ヲ現出スルコト火ヲ見ルヨリ瞭ナリ」。これに対して、かつて「明治四十二,三年度ニ於テ択伐セル林地ハ当時ノ伐採量伐採歩合等ハ知ルヲ得ザルモ既ニ林況ヲ回復シ今復主伐可能ナル蓄積ヲ保有シ且後継樹ノ発生亦尠カラズ……尠クトモ択伐法ノ安全ナルヲ証スルニ足ル可シ」。

これらに共通することは、旧来の作業種では「樹種ノ悪化」がみられたり、「森林ノ調和ヲ損」する事態が生じたため、もっぱら「更新ノ安全」を目的として択伐を採用するということである。しかし皆伐や「皆伐作業ニ近キ前更作業」に比較して更新上の問題で択伐により有利な点が理論上認められるにしても、またすでに大畑営林署の択伐試験地において良好な生長具合が確認されつつあった<sup>4)</sup>としても、大正期の川内事業区では択伐は全く採用されていなかったところへ再度それを、しかも圧倒的な面積比率をもって導入しようというのである。明治40年代の択伐については「当時ノ伐採量伐採歩合等ハ知ルヲ得ザル」として、いわば旧作業種の施業技術に関する全面的かつ科学的な総括のないままこのように次の作業種へ簡単にのり移ってゆく“発想の転換”の早さは、すでに当時から国有林官僚の得意とするところであったのか?! それにしてもきわめて説得性に欠けるといわなければならない。

ところで択伐への画一化方針は川内事業区独自の問題として提示されたものではない。それは恒続林思想にもとづく昭和初期の択伐天然更新論ないしは天然林施業論<sup>5)</sup>の一環としてでてきたものである。この天然更新については賛否両論<sup>6)</sup>あったが、和田国次郎は次のように賛意を表明している。すなわち、「樺は森林樹木中最も耐陰性の強い樹木であって、他の樹冠下に於て良好なる生育を遂ぐる許りでなく、伏条に依り多少の幼樹が生育する特性を有している為極めて容易に天然更新が遂行しえられるので、樺林に対しては択伐作業を施行するのが最も適当である。』<sup>7)</sup>

この天然林施業としての択伐には回帰年はあるが輪伐期は採用されなかった<sup>8)</sup>。『第四次検訂』は、注4)に示したような、現実林に対する期待生長量をもとに、この「生長量ヨリ考フレバ回帰年十年ヲ以テ取扱フヲ可トスルモ本案ニ於テハ更新ノ安全ヲ期スルト共ニ搬出路ノ整備ヲ待ツタメ回帰年十五年ヲ以テ施業スルコトナセリ」として回帰年を15年に定めた。そのさいの伐採率は、ヒバは「地位上35%、中31%、下27%」、混交林の広葉樹25%、純林の広葉樹31%である。そして「択伐喬林」11.5千haのうちの未整理林分7,917haを五つの「施業団」（現在採用されている施業団とは異なり、当時の青森営林局独特のもの）に区分し、材積平分法にもとづいて伐採をおこない、標準年伐量はヒバ12,695 m<sup>3</sup>、広葉樹16,138 m<sup>3</sup>、計28,833 m<sup>3</sup>である。

以上のような「普通施業地」における「択伐喬林」に対する施業方針の他に、同じく「普通施業地」の「矮林」について一言すると、これは上・下小倉平86ha、銀杏木78ha、畑88ha、湯野川18haからなる、計270haの委託林見込地のことである。委託林に関しては、昭和恐慌下の国有林経営における育林労働力確保政策との関連で独自の考察がなされなければならない<sup>9)</sup>が、さしあたり設定の目的を『第四次検訂』の表現を借りて示すと次のとおりである。つまり、すでに諸部落では「森林保護組合ヲ組織シ森林ノ火災盜伐ノ防止等国有林ノ保護ニ勉メ国有林ト地元民トノ関係緊密ナル」状態ではあるものの、さらに「諸部落自家用薪炭材供給ノ円満ヲ計ルト同時ニ国有林保護管理ノ完璧ヲ期スルタメ委託林見込地ヲ分画セリ」。

また、「準施業制限地」のうち「択伐喬林」は「現況疎林ニシテ伐採ヲ許サザルヲ以テ所期ニ編入セス」。さらに、「煙害地」4.8千haのうち「相当蓄積ヲ有スル林分ニ対シテハ地元諸部落薪炭材供給ノ目的ヲ以テ伐採ヲ行ヒ適地ハ皆伐シテすぎヲ植栽シ又一部ニハひは下木植栽ヲ計画セリ」。

## （二）煙害木整理後の官行斫伐事業——事業量の減少

「煙害地」に一部残る「相当蓄積ヲ有スル林分」に対して、「本施業期ニ於テハ可及的速ニ煙害木ノ整理ヲ了スル」という『第四次検訂』にもとづいて、昭和4、5年に最後の集中的な伐採がおこなわれ、煙害木整理は実質的に昭和5年をもって終了した（以下、第12表参照）。と同時に、その4、5年には70千m<sup>3</sup>に近い実績を示した官斫事業量も6年には急激に30千m<sup>3</sup>台へと減少し、さらに12年以降は20千m<sup>3</sup>台へと傾向的低落をみせるにいたった<sup>10)</sup>。こうした官斫事業量の推移からは、煙害木整理伐採のしめる格別の意義が再確認できるところである。

ところで伐採量の減少にあたっては、整理伐採が終了したことの他に、他地域からの出稼者の減少・絶滅、さらには川内から他地域への出稼ぎ者の増加という労働力不足問題が顕在化していた。前者に関していえば、たとえば大正12年、他からの出稼ぎ者が約60人（前章第二節）あったに対して、昭和10年のそれは皆無であった<sup>11)</sup>。後者に関しては、大正12年の地元労働者約140人に対して、昭和10年のそれが154人<sup>12)</sup>とむしろ増加しているにもかかわらず、昭和恐慌による国内賃金水準の低下<sup>13)</sup>を契機に樺太・満州等への出稼ぎ者が増大傾向にあり、

この事態が国有林当局の目には、「労働者ノ需給関係ヲ見ルニ近来各種事業ノ勃興ト共ニ各地ヘノ出稼及友邦満州国ヘノ移民等続出シ各部落共労働力ノ不足ヲ告ケツツアリ」<sup>14)</sup>と映ったのである。

こうした労働力不足化傾向は、さきに述べた賃金の低下、農業恐慌、あいつぐ凶作などによる地元部落の困窮化に基因するわけであるが、ともあれそれは国有林にとって経営の危機を意味するといえる。そこで国有林は、東北地方経済更生運動のもとに各種施策を実施しながら地元労働力の安定的確保および労働組織・労働過程の改編を企図することによって経営の危機を乗り越えようとするのである。

#### 注

- 1) 青森営林局『第四次検訂』昭和4年度。
- 2) 同上。
- 3) したがって大正13年当時の脇野沢地域における「皆伐喬林」・「前更喬林」は10,799 haと3,833 haとの差6,966 haとなる。
- 4) 大畑営林署大畑事業区管内長次郎沢ヒバ択伐試験地は大正4年に設定された(松川恭佐『青森ヒバ林の施業に就て』林友会青森支部, 昭和25年2月, 7ページ)。その「結果等ヲ考察スルモ現実林ニ於テ合理的ニ取扱フ時ハ少クトモヒバは地位上2.0%, 中1.8%, 下1.6%, 平均1.8%, 混交林ノ潤葉樹1.5%, 純林ノ潤葉樹1.8%, 平均1.5%」(前掲『第四次検訂』)の生長率が期待できるという。なお、大畑実験林は津軽の増川実験林とともに昭和6年設定、翌7年から事業が開始され(前掲『青森ヒバ林』8ページ)、今日にいたっている。
- 5) 大金永治は、わが国における天然林施業方針の背景には、不況期の財政緊縮政策があると指摘している(大金永治編著『北海道林業技術発達史論』昭和48年, 53~54ページ)。十分に検討すべき点である。なお、最近また天然林施業論が脚光をあびてきたが、では一体天然林施業とはどのようなものであるべきなのか、これが問題である。いまこの点について論じる余裕はない。さしあたり、渡辺 惇「ある天然林の記録——夕張営林署513林班の語る北海道林業技術史——」(札幌営林局『札幌林友』No. 185, 昭和50年8月, 93~122ページ)は、旧北海道御料林の天然更新補助作業に関する示唆に富んだ研究であり、参照されたい。
- 6) 和田国次郎「青森櫛林及秋田杉林の択伐作業に就いて」は、反対論の根拠が「名を天然更新に籍って過度の伐採を行わんとする」ところにあり、賛成論のそれが「択伐作業を施行すれば林木の成長を促進し、自ら年々の伐採量を増加し得るべきものである」というところにある、としている(秋山智英『国有林経営史論』昭和35年, 190ページ所収)。
- 7) 前掲「青森櫛林及秋田杉林」同上, 190ページ所収。
- 8) 和田国次郎は輪伐期の不採用を次のように批判している。「秋田, 青森両営林局に於ては択伐期に対して、輪伐期を設定せずして連年成長率を基準とする連年成長量に依り年伐額を定め且15年乃至20年の循環期(回帰年)を用いて約3割乃至5割の択伐を施行してられるのは、生産保続を第一義とする国有林の経営方法としては頗る不合理であり、且過伐の弊を招く虞がある。」(同上, 191ページ所収)
- 9) 委託林制度については、菊間満「国有林経営における造林労働組織と委託林制度——秋田営林局角館営林署管内における委託林制度を対象にして」(北大農学部『演習林研究報告』第33巻第2号)参照。
- 10) なお、伐採量が傾向的に低落したとはいえ、官斫事業はそれ単独で『第四次検訂』の標準年伐量28,833 m<sup>3</sup>を上回る数量を昭和11年まで維持した。ここには、さきの天然林施業論に対する批判論、つまり天然更新に名を借りてそのじつ伐採量を多くするという主張が、結果的にはそのままあてはまるといえよう(標準年伐量28,833 m<sup>3</sup>は「普通施業地」の「択伐喬林」だけのものであるが、このほか同「矮林」はわずか

に 270 ha であり問題にならない。また「準施設制限地」の「煙害地」の伐採は早々に終了するし、同「択伐喬林」1,948 ha では（一）の末尾に示したように伐採はおこなわれなかったのである。したがって 28,833 m<sup>3</sup> だけを比較の対象とすることは当を得ている。

- 11) 青森営林局「国有林野地元農山漁村に於ける貯蓄の奨励並負債整理の指導事例」『経済更生資料第7号』昭和10年4月、104~105ページ。
- 12) 同上、104~105ページ。
- 13) 賃金水準の推移については、田中純一『日本の林業賃金』昭和48年、97ページの第12図参照。
- 14) 青森営林局『第五次検訂』昭和13年度。

## 第二節 地元諸部落における経済更生運動

昭和5年に端を発する農業恐慌と、6年、9年<sup>1)</sup>の大凶作、および10年の冷水害凶作との挾撃によって昭和初期の東北地方農山村は窮乏化の一途をたどりつつあり、一方小作争議は単なる小作料減免闘争から、新地主中心の土地とりあげ策動に対する耕作権闘争へとあらたな展開をみせていた<sup>2)</sup>。こうした構造的危機が進展するなかで東北振興に関する世論が高まりをみせ、昭和7年の第63議会、いわゆる“救農議会”は救農土木事業と農山漁村経済更生計画を“救農”の二つの柱として決定した<sup>3)</sup>。このうち前者はわずか3カ年で打ち切りとなったものの、後者は7年10月に農林省が「農山漁村経済更生計画樹立方針」<sup>4)</sup>を制定して以降、ますます力を注がれて、「農政の新たな基調」<sup>5)</sup>となっていた。

このような経済更生運動（救農土木事業も含めて）の実施にあたり、国有林機構も種々なかたちで参画した<sup>6)</sup>わけであるが、以下、青森営林局発行の一連の調査報告書（『経済更生資料』）から、川内町諸部落における更生運動の実態とその意義を考えてみよう。

### （一）救農土木事業

第23表は川内営林署管内における救農土木事業の経過（昭和7、8年度）と予定（9年度）をあらわしている。「科目」のうち「林道開設」の一部と「砂防設備」は営林局の直営事業、他は川内営林署の直営事業としておこなわれた<sup>7)</sup>。最初の2カ年間にわたり、合計31,697.37円の資金を投下した結果、「本事業地の中心地たる安部城、銀杏木の両部落は小口負債例年相当多かりしに当年（昭和8年……神沼）は大体整理済となり、一般購買力は著しく向上し部落の金融円滑を来し其の効果顕著なるもの」<sup>8)</sup>となった。

このように救農土木事業は、「救農議会において、少なくともかなりの財政資金撒布の裏づけをもった政策として見るべき唯一のもの」<sup>9)</sup>（傍点は原文のまま）であった。だが、その後9年、10年とまた凶作に襲われて当事業の必要性がますます高まったのに、前述のとおりこれは9年までで打ち切られるところとなった。この原因は「何よりも軍事費が増大してそれだけで手一杯になりつつあった」<sup>10)</sup>ことである。「かなりの財政資金撒布」を用意した「唯一の政策」にしてこの状態であるから、経済更生運動は、掛け声だけは勇ましかったが財政措置はまことに貧困だったといえよう。事実、他の種類の更生運動はもっぱら「自力更生」を主眼とするのである。

第23表 川内営林署における土木事業の経過ならびに予定

科 目	事業種類	7年度 実行		8年度 実行		9年度 予定		計	
		数 量	経 費	数 量	経 費	数 量	経 費	数 量	経 費
公有林野 官行造林	更 新	3.68ha		15.00ha		—		18.68ha	
	道路新設	2,740m	1,416.38円	—	2,839.46円	—	230円	2,740m	4,485.84円
	道路修繕	—		5,280m				5,280m	
国有林 林道開設	牛馬道	3,180m	3,290.62円	—	470.00円	—	0円	3,180m	3,760.62円
	歩 道	8,352m		6,903m		—		15,255m	
国有林野 砂防設備	植 栽	—		20.00ha		147ha		167ha	
	護岸工	175m	1,832.03円	—	17,710.19円	—	9,965円	175m	29,507.22円
	石堰堤外	—		2カ所		—		2カ所	
国有林造 林地撫育	手 入	—		58.29ha		—		58.29ha	
	蔓 切	616.03ha	971.56円	1,463.97ha	3,167.13円	91.91ha	845円	2,171.91ha	4,983.69円
	枝 打	—		—		73.71ha		73.71ha	
	除 伐	—		—		24.70ha		24.70ha	
経 費 合 計			7,510.59円		24,186.78円		11,040円		42,737.37円

注1) 青森営林局『経済更生資料第4号』昭和10年3月より。

なお、当事業のなかで、国有林経営の見地からは「林道開設」がいささか注目に値する。『第四次検訂』（昭和4年度）における向う10カ年の計画では、牛馬道の新設9,786m、歩道31,233mであったに対して、当事業によりわずか1~2年間で前者が3,180m（計画の32%）、後者が15,252m（同49%）作設されたのである。

## （二）放牧地、採草地および農耕地の貸付

放牧地、採草地の貸付は「(三) 農村工業」などとともに、農業経営を多角的<sup>11)</sup>に運営させる方針の一環である。これらの貸付について『経済更生資料』は次のようにいう。

「東北地方は凶作に次ぐに凶作を以てするの現状にして、之が予防防止策は多々あるべしと雖も就中風雨、寒暖等の気象関係に左右せらるること少き産業に対し、多角的に食入りて自然に対する抵抗力を強大にし、併せて農家の収入面と其の回数とを拡大せしめ、農家経済に伸縮性と弾力性を持たしむる<sup>12)</sup>のである、と。

第24表のなかで採草地および限定地外放牧地はわずかながらも実体がある（昭和9年度のみ）が、限定地の放牧地は昭和5年以降9年にいたるまで全く利用されていない。それは、昭和8年、畑部落の座談会で上山石蔵が述べている次のような事情による。

牛を「主トシテ市日ニ出シテ小遣錢ヲ取ル為メニ飼ッテ居ッタ時ハ（畑部落で……神沼）四十八頭モアリマシタガ 大正十三、四年頃売払ッテ仕舞ッテ 今ハ一頭モナクナリマシタ 官行モ段々拡張セラレ杉夫モ沢山ヲ使フ様ニナッタ為メニ 牛ノ出入モ出来ナクナッタシ 収支モ立タナクナッタカラ止メマシタ<sup>13)</sup>。

第24表 川内営林署における放牧地・採草地の貸付

貸付内容	放 牧 地				採 草 地		
	限 定 地			限 定 地 外			
部落ないし 国有林名	畑	湯野川	計	以下国有林名 高野山	田ノ沢山	高野山	計
面積(町)	34.63	31.85	66.48	31.88	16.85	31.11	47.96
認容頭数(頭)	33	16	49	85	—		
料 金(円)	—			31.88	7.01	12.64	19.65
備 考	昭和9年の数字、ただし昭和5年から9年まで「使用ヲ休ム」			昭和9年度の貸付	昭和9年度の「生草払下」		

注1) 青森営林局『経済更生資料第6号』昭和10年4月より。

第25表 川内営林署における農耕地貸付状況 (単位 町)

貸付地種類		地 目	田	畑	その他	計
開墾 適地	貸 付	6	20.9400	3 57.4206	(3) 1.2423	9(3) 79.6029
	未貸付	要 存 置	5.3408	57.4018	—	62.7426
		不 要 存 置	437.3913	272.6900	50.0000	760.0813
一般貸付農耕地		7	1.5623	22 4.4725	—	29 6.0348

注1) 青森営林局『経済更生資料第9号』昭和10年7月より。

2) 左肩の数字は個所数。

3) いずれも昭和9年末現在のもの。

第26表 「成績良好なる開墾適地調査」

1. 場 所 川内営林署 高野山国有林 14林班 ほ小班
1. 面 積 畑 23.0500町, 未開墾地 2.5311町, 計 25.5811町
1. 借 受 人 下北郡川内町大字川内 高清水三四郎外 52名
1. 貸付年度 大正14年11月 開墾開始 翌15年
1. 昭和8年度の成績

作 目	作付面積	収 量	反当り収量	金 額
粟	5.30町	17.23石	0.33石	310.14円
大豆	7.95町	51.60石	0.65石	928.80円
馬鈴薯	7.90町	10,270貫	130貫	616.20円
その他	1.90町	190貫	10貫	76.00円
計	23.05町	—	—	1,931.14円

注1) 第25表に同じ。

第27表 「成績不良なる開墾適地調査」

1. 場 所	川内営林署 釜ノ沢国有林 186林班 ち,り,わ小班
1. 面 積	田0.2000町, 未開墾地1.9400町, 計2.1400町
1. 借 受 人	下北郡川内町大字絵川 東鴨松 外1名
1. 貸 付 年 度	昭和6年, 同年開始
1. 昭和9年度の成績	「9年度は耕作せず」
1. 貸 付 料 金	12,840円

注1) 第25表に同じ。

それにしても、1頭もない部落を対象に放牧地が設定されたのだから、「使用ヲ休ム」のは当然である。

農耕地の貸付は、「借地人一人に付自給自足し得る収穫高を得る面積を標準<sup>14)</sup>」としているものの、それにしては一人あたりの貸付面積が少なく(第26表, 第27表), 未貸付地が相当残っていて貸付が遅れている(第25表)ことが目立つ。

第26表(銀杏木部落)はいわば開墾の成功例である。当局者は、「本部落は畑地少く本貸付地の生産物が副食物の大部分となるものにして、本地無きときは其の購入に多大の経費を要するものとす<sup>15)</sup>」と、貸付地の意義を自賛する。しかし反当り生産額は8.38円で、昭和7年畑部落の8.58円(前章第五節)すら下回るものであり、生産性の低さは否めない。第27表の失敗例については論外である。なお、こうした貸付地は、「特殊の場合を除き開墾成功後は各開墾者に払下<sup>16)</sup>」られた。

### (三) 農村工業

川内営林署が指導、販売斡旋をおこなった農村工業は山菜類の加工、商品化であった。当初の計画は建物、器具、機械などの施設費689.50円、うち国庫奨励金407.00円、地元民の負担282.50円を基礎に生産に着手し、昭和10年度で1,340.00円の収入(支出予算は1,163.00円)をあげる<sup>17)</sup>、というものであったが、実際には第28表にみるような結果になった。

第28表 川内営林署の販売斡旋指導

部落	種 類	採取量	生 産 量	自家消費	販 売 ・ 斡 旋			
					数量	単 価	金 額	金額合計
湯野川	乾ぜんまい	130貫	左 に 同 じ	30	100	3.50円/貫	350.00円	452.50円
	ふき塩漬	45樽	左 に 同 じ	5	40	2.50円/樽	100.00円	
	山うど塩漬	1樽	左 に 同 じ	—	1	2.50円/樽	2.50円	
畑	山ぶどう	26貫	ぶどう液 200本 (4合ビン)	26	174	0.075円/本	13.05円	107.55円
	なめこ	30貫	なめこカン詰 400コ (半ポンド入)	46	354	0.250円/コ	88.50円	
	まい茸	5貫	まい茸カン詰 50コ (1ポンド入)	20	30	0.200円/コ	6.00円	

注1) 青森営林局『経済更生資料第11号』昭和11年3月より。

2) 湯野川部落の採取期間は①昭和10年5月10日から同30日, ②同6月20日から7月10日の2回, 畑部落は昭和10年10月6日から同30日まで。

実行にさいして労働力は、「近来官行事業分量減少並に人口増加と共に労働力に剰余を生じつつ」あるので、「官行斫伐出役人を除く部落の老幼男女の労力<sup>18)</sup>をもって充当する。原料については幸いにして、「本地方は殆ど軒下より国有林にして、而も広大なる面積を擁し、菌蕈、其他各種山菜豊富にして、該原料採取には何等困難を感ずることなきものなり。」<sup>19)</sup>まことに好都合である！そして経営主体は組合員382人<sup>20)</sup>からなる、産業組合としての川内信用販売購買利用組合<sup>21)</sup>で、営林署の役割りは主として販売の斡旋である。当初、「町当局と連絡協同して、青森、弘前方面の乾物問屋に紹介斡旋したるに結果良好ならざりしかば更に青森市内各旅館、工場、大湊要港部等に署員を派遣し販売斡旋に努め、一面又青函連絡船待合食堂に交渉して大量の製品を販売<sup>22)</sup>」することができた。

経済更生運動には「経営多角化の考え方」、「自給自足主義」、「共同化の考え方」、「産業組合主義」などもろもろの考え方が含まれており、「寄せ木細工さながら<sup>23)</sup>」であって、かつ共通して“自力更生”論が基調となっている。このような特徴はうえにみたくつかの例からも首肯できるところであるが、なお、農村工業についてとりわけ注目さるべきは、第一に生産、販売の奨励が統制経済の端初的な姿でできてきていることであり、第二に遊休労働力を対象とした労働力動員体制が形成されようとしていることである。そして第三に、これらが「経済更生計画樹立方針」にもとづく産業組合の四種事業兼営を基軸に、国有林の側面援助によって一定の実績をあげつつあったことである。

## 注

- 1) 青森県農地改革史編纂委員会編『青森県農地改革史』（昭和27年）は昭和6年、9年の凶作が世論に与えた影響を次のように指摘している。「昭和六年の凶作がもし一年で終わっていたら慈善的処置と補助金交付、低利資金融通、救済土木工事と一連の月並みな応急的政策でお茶を濁していたかもしれない。しかるに昭和九年再び凶作の襲うところとなってから全国的な社会問題として一般の関心を高め一時的救済のみでなく恒久的施設で臨まねばならぬとする世論がようやく高まった。」（203ページ）
- 2) 井上晴丸『日本資本主義の発展と農業及び農政』昭和47年、353ページ。
- 3) 同上、368ページ。
- 4) 農林省『農山漁村経済更生計画樹立方針』昭和7年12月2日発行。
- 5) 前掲『農業及び農政』368ページ。
- 6) 更生運動への国有林機構の参画では、「ことに営林署員のなかには末端における更生計画実施員として直接更生事業に参画する場合も少なくなかった。」（農林大臣官房総務課編『農林行政史 第五巻 下』昭和38年、1826ページ）これまでたびたび使用した資料・川内営林署「昭和八年九月二十五日調 山村畑部落経済調査並座談会記録」は一連の調査活動の一環としてできた報告書であり、座談会に登場する営林署側の人物は「直接更生事業に参画」した者であろう。
- 7) 青森営林局「国有林野地元農山漁村に於ける 救農事業並其の効果の概要」『経済更生資料第4号』昭和10年3月、6ページ。
- 8) 同上、123ページ。
- 9) 前掲『農業及び農政』361ページ。
- 10) 日本銀行調査局特別調査室『満州事变以後の財政金融史』30ページ（同上、364ページ所収）。
- 11) 多角化とは、「単純ナル農業経営組織ノ弊ヲ避ケ農家経済ノ安定ヲ期スル為当該地方ノ実情ニ応ジ耕種、

- 飼畜、養蚕及農産加工等ヲ適度ニ按配シ農業経営ヲ複雑化スルコト」(前掲『更生計画樹立方針』18ページ)である。
- 12) 青森営林局「国有林野地元農山漁村に於ける 国有林野内放牧採草地の利用状況」『経済更生資料第6号』昭和10年4月, 2ページ。
  - 13) 前掲「山村畑部落」21~22ページ。
  - 14) 青森営林局「国有林野地元農山漁村に於ける 国有林野内農耕地の利用状況」『経済更生資料第9号』昭和10年7月, 8ページ。
  - 15) 同上, 35ページ。当局者のこの自費からは、農耕地の貸付も恩恵の地元施策の一つであるとみることができよう。だが、貸付料金153.50円(1町歩当り6.00円)、その他の支出1,335.60円(種子代、人夫賃、自家労力、器具代など)、支出合計1,489.10円(同上, 35ページ)をさし引くと残額は442.04円で、1人平均8.34円にすぎない。まことに“自給自足”的である。
  - 16) 同上, 8ページ。貸付、払下げ過程における土地分配の方法は、①借地人全員で借地面積を平等に分割して各自開墾のうえ使用する方法、②借地人各自所有地の過不足を考慮して所有面積の大きい者は少なく、所有耕地の僅少な者は多く分配をうけて、各自開墾のうえ使用する方法、③借地面積を分配することなく共同で開墾し、そのうえで各自平等に分配して使用する方法、④村長の名義で土地を借受て、地元小農者のなかから開墾希望者を募って共同開墾せしめ、開墾成功の暁に開墾者に適当な方法で分配する方法(同上, 31ページ)の四通りであった。第26表の銀杏木部落がこのうちどれに該当するかは不明であるものの、いずれにしてもこうした貸付、払下げ、分配は既存の共同体的秩序を前提としたものである。
  - 17) 青森営林局「国有林野地元農山漁村に於ける 農村工業の計画」『経済更生資料第10号』昭和11年3月, 5ページ。なお、国庫奨励金407.00円はあくまで予算であり、実際にどれだけ補助されたかは不明であるが、全般的に安上りの経済更生運動において、農村工業は救農土木事業とともに若干の予算的裏づけをともなったものであるといえよう。
  - 18) 同上, 54~55ページ。
  - 19) 同上, 55ページ。国有林内の原料採取場所としては、昭和9年に8,200haにわたり設定された簡易委託林(青森営林局『青森営林局統計書』昭和10年度)が考えられる。経済更生運動下、簡易委託林が広範に設定されたことの意義は重要である。
  - 20) 前掲「農村工業の計画」67ページ。
  - 21) 新たに設立される産業組合には、「成ルベク当初ヨリ信用、販売、購買及利用ノ四種事業ヲ兼営セシムルコト」(前掲『更生計画樹立方針』59ページ)と、四種事業の兼営が奨励された。これは既設の産業組合についても同様である。そのため産業組合が農山村における生産と生活を広い範囲にわたって手中にするにいたったことは注目されなければならない。
  - 22) 青森営林局「国有林野地元農山漁村に於ける 国有林野副産物販売斡旋事例」『経済更生資料第11号』昭和11年3月, 78ページ。
  - 23) 前掲『農業及び農政』373ページ。

### 第三節 経済更生運動下における労働組織・労働過程の 再編志向とその挫折——官行斫伐事業の展望

昭和初期、地元部落が困窮の度合いを深めつつあったのと軌を一にして、官斫事業労働組織もそれぞれ多額の負債をせおいこむにいたり、いきおい出稼ぎ者が増加するなどして地元部落からの出役者が減少傾向にあり、官斫事業は存続の危機に遭遇していた。そこで国有林は、前節でみた経済更生運動の一環として各労働組織における負債を整理し、これを契機に労働組織・労働過程の「合理化」を推進せしめ、官斫事業の危機を打開しようとした。本節ではこれ

ら一連の経過を明示して、かつ戦時体制下の官斫事業を展望しようとするものであるが、まず負債整理の内容から論述してゆこう。

#### （一）官行斫伐事業労働組織における負債整理

官斫事業労働組織の各組が、旧来から「親方」と称する特定の仕送り商店から物資を購入していることは、すでに前章第二節でふれた。この物資の前借りのために各組は多かれ少なかれ「親方」に対する負債があり<sup>1)</sup>、なかでも多額にのぼるのは「A 杣組」と「B 杣組」であった。そこで営林署は二つの組に対する「整理調停役に努力」<sup>2)</sup>することとなった。

##### ① 「A 杣組」の例

「A 杣組」の人員は17名。「親方」からの借金は2千余円。この2千余円は、実際はわずかに5人の借金であり、他の12人は無関係であるものの、しかし名義上「組としての借金」であり、「債権者に於てはA組を相手に仕送りしたものなれば、それは組全体の連帯責任なりと強硬に主張」<sup>3)</sup>した。そこで昭和9年10月中旬、債権者、債務者をまじえて協議した結果、次の案をもって「無事調停」<sup>4)</sup>をなした。

i) 「A 杣組」17名は、負債の有無にかかわらず、各自毎月2円、組として毎月34円、1カ年408円ずつ、5カ年間「親方」に支払うこと。この合計額は2,040円。

ii) 「親方」は17名を簡易生命保険に加入せしめて、1人につき毎月50銭、組として月に8.5円、1カ年102円ずつ5カ年間掛金を続け、負債完済のさいこれを「A 杣組」に無償譲与すること。この合計510円。

iii) 「A 杣組」における負債者5人の、12人に対する償還方法は、まずこの5人に限り「親方」からの物資購入を中止して営林署からの購買とする。だがそのさい物資の支払い勘定額は従来通り「親方価格」をもって徴収する。このとき「親方価格」と営林署購買価格との差額は、米、味噌その他平均約0.06円（1円につき6銭）となるので、1年間の消費見込を5千円とすれば、この剰余金は300円、すなわち5カ年総額で1,500円となる。そこで5年後に負債者5人は12人の代弁償者に1,500円を返還する。なお、剰余金は人夫賃金支払いのさい営林署であらかじめ差し引く。貯金通帳は営林署で保管する。実行は昭和9年11月1日からとする<sup>5)</sup>。

「以上の如く五ヶ年間を以て負債を完済し相互の更生を計れば尚 A 杣組は五百十円の利益を取得する結果となるものとする。」<sup>6)</sup>

##### ② 「B 杣組」の例

「B 杣組」の組名義の借金は6,580円の多額におよんだ。これは組員だけではとうてい返済不可能であるので、部落の負債とまとめて部落全体として解決策をねることにした。部落の負債総額は現金借り2,484円、商品借り5,590円、計8,074円で、「実に負債の龐大なるは部落も当署も共に驚嘆し、暫しは拱手傍観の呈」<sup>7)</sup>であった。

議論百出したが、とりあえず「部落永遠の自力更生策のためには私慾を捨てて犠牲的精神を以て事を処するにあり、結局共有林野を売払ふべし」<sup>8)</sup>と決定した。6戸共有の林野8町歩、

8戸共有の林野6町歩、計14町歩をかゝの泉龍寺に3,500円で買収してもらうことが、昭和10年1月30日、営林署長、町長、檀家総代たち合いの協議でまとまった。

一方、返済(「A 杣組」と同一の商店に対するもの)の方法は、同10年2月8日、署長ら営林署員と町助役が調停役となった会議で以下のとおり決定した。

- i) 現金借り2,484円は無利子で直ちに支払うこと。
- ii) 商品借り5,590円は4割3分、すなわち2,425円に切り下げること。
- iii) 両者の合計分4,909円をさきの林野売払い代金3,500円で支払っても、まだ商品借りの部分に1,409円の未払いが残る。これは5カ年以内に無利子で返済すること。
- iv) その未払い分は、救農土木事業に婦女子を出役させてその労賃から400円、また「A 杣組」と同様の手続きで営林署購買を利用して毎年300円ねん出、さらに残額は農村工業に勉勵することによって補てんする<sup>9)</sup>。

### ③ 負債整理の目的

負債整理の目的は第一に労働力の定安的確保を期待すること、第二に労働組織・労働過程の改編のための手段とすることであった。後者については後に言及するとして、前者について当局は「負債を整理して生活の安定を期待」し、かつ「樺太、北海道への出稼ぎを防止して愛郷の念を深くし、地元林業に永却親しませ<sup>10)</sup>」ようとした。だが二つの事例の概観からわかるように、整理事業は予算措置をほとんどともなうことなく、もっぱら“自力更生”の旗のもとに、ただ当局者が返済方法、返済金のねん出方法について知恵を貸すというものであった。

およそ各労働組織が多額の負債をせおいこむにいたった原因としては、恐慌と凶作にみまわれた地元経済に吸着する「親方」(仕送り商店)の存在が大きいのであるが、こうした整理方法のもたらす結果は、地元経済の貧窮化をさらに促進させつつ「親方」の債権者としての要求を満たすものであったであろう。この点で、次の井上晴丸の指摘がそのまま該当するのである。

負債整理は、「要するに、焦げつき高利債を、多少の政府あるいは地方財政資金によって、かた贅りすることを迎え水として高利貸の債権者(地主・商人その他)のために焦げつき債権の回収を助ける<sup>11)</sup>」ものであった。

したがって、「期待」した「生活の安定」が得られなかったことは疑いなく、また、「出稼ぎを防止」する目的がどの程度達せられたのか、総じて地元労働力の定安的確保にどれほどの効果があったのか大いに疑問である。

### (二) 負債整理と労働組織・労働過程の再編志向——戦前型「合理化」

経済更生運動の時期、森林鉄道の延長を基盤として官斫事業の労働過程に木馬、「川内式豆トローリー」があいついで導入され、夏山において、伐木、造材、「厩厩」の形態と並行して、一部分、山土場まで、あるいは林鉄の始点までの搬出がおこなわれるようになった。木馬は、大沢久五郎からの聞きとりによれば、昭和6年に長野から専門技術員を招いて講習をうけ、導入した。「豆トロ」は、当営林署・伊藤異雇の考案によるもので、木馬にやや遅れて昭和8年

に導入された。この「豆トロ」は土場から林鉄の始点まで材を運搬するもので、「2人操縦、堀田式制動機4ヶをもち、半径5mカーブ、勾配6分の1(局所)まで操縦出来、積載量1.0~1.5m<sup>3</sup>、ポイントも簡単軽便なもの」で、「木馬とは比較にならない高能率」<sup>12)</sup>をあげる可能性があった。

これらの道具に対して各労働者は当然にも初心者だったわけで、急いで体得するには木馬、「豆トロ」の操作に専属的にかかわる労働者の出現、換言すれば職種の専門化をつくりあげることが必要だった。しかし「伐りだし」労働過程の体系はそのような専門化を生ぜしめるものではなく、伐倒~「既田」をおこなう者たちと、木馬搬出・「豆トロ」操縦・夏期をつうじて継続される林鉄輸送のための積込をおこなう者たちとが適当な時間の間隔で職種間を流動する形態を維持しており、ここに生産性向上を旨とするうえで、木馬、「豆トロ」技術の習得が進展しないという矛盾がうまれつつあった。そこで国有林はこの矛盾を打開すべく、労働組織と労働過程の改編を『経済更生資料』で次のように表明した。

「近時施業経営の進歩に伴ひ事業を改善し円満な遂行を期するに当って、最も重要な柚夫の組織並生活が果してこれにて良きや、私共は考へさせらるべき数々の点を発見し驚きたり。勿論よきところもあれども、最も困る点を思考するに伐木、造材、運材等全般に互りて請負制度の如くなり、技術の向上功程の進歩を阻害する虞れあること及柚夫活用上の分合に支障を生ずる点なり、即ち全員が或る時は伐木、造材に従事し、或る時は搬出運材に従事し居るも、ヒバ材の如き殊に採材に周到なる注意と熟練を要するものに不馴れなるものが参加し伐木造材するは歓迎すべき事にあらず。地元労働者をして伐木運材共に熟練せしむる事は、国有林経営上有利にして極めて心強き事なれども果して全従業員に対して其を必要と為せるや、一面今少しく分業的色彩を加味し行くを合理的なりと思考せられたり、而も殆んど優秀者の集合せる組もあり然らざる組もあり、此等が一様に一事業地を得て之等の仕事を遂行し居る現況なり。伐採時期を慎重に考慮すべき潤葉樹利用の将に旺盛ならんとする将来に考へ及ばんか、益々此の組の分合を容易ならしめ得る如き準備の必要なるは勿論なり。」<sup>13)</sup>(傍点は神沼)

つまり、木馬、「豆トロ」の導入によって「施業経営の進歩」がみられつつあるにもかかわらず、労働過程はその両者の取り扱いも含めて、依然として職種の専門化のない「伐りだし」が存続している。そこで各組間の労働者の「分合」を図り、熟練を要する部門には経験年数の多い者、熟練を要しない部門には「不馴れなるもの」を配置固定し、労働過程に「分業的色彩を加味」することによって、事業の「円満な遂行」を期する、というのである。

そして『経済更生資料』は、「組の分合を容易ならしめ」るにあたっての「支障」としては、「現在の組の単位たる部落感情」もあるが、それよりも「組の借金」が重大であり、「これが借金を整理せしむる事は組の分合を容易にし、事業個所に応じ能率の適当なる配置をなし得る」<sup>14)</sup>と主張する。

さきにあげた負債整理の第二の目的とかかわる、「組の借金」解消→「組の分合」促進と

いうこのシェーマを筆者なりに解釈すれば、「借金」の解消によって労働組織内部の金銭的結びつきをたちきるとともに、「彼等をして安心立命の前途ある明るき生活に誘導」<sup>15)</sup>して、そこから新たな労働組織の編成なり、特定職種への人員の固定なりという「組の分合」を実現する現実的根拠をみいだそう、ということになる。

以上のように戦前型の「合理化」は、労働組織における負債整理を契機に位置づけながら、導入された木馬、「豆トロ」の十分な活用をはかるため労働過程の分業化を促進させるというものであった。しかし、「合理化」の推進という目的に対して、負債整理という手段はまことに不十分で、限界のある手段だったのである。

### (三) 戦前型「合理化」の挫折と官斫事業の展望

経済更生運動下における負債整理は、一部分の人員の負債を当面全員がかたがわりした「A 杣組」の例、および労働組織の負債を出身部落全体の問題に帰せしめて、部落の負債とあわせて部落の総意によって解決を策した「B 杣組」の例にみるように“自力更生”スローガンのもとではつまるところ「下北型」共同体的「部落感情」による以外に方法がないという皮肉な結果にいたった。明治末期以降の約30年間にわたり、官斫事業の進展とともに再編・強化されてきた部落共同体的秩序の存在を前提とし、それに依存しなくては負債整理は一步も進まなかったのである。そればかりか、負債整理のみならず、経済更生運動の諸事業、諸側面が共同体的「部落感情」を基盤としつつ遂行されたものであったといえる。したがって、「合理化」推進のためには「部落感情」、つまり部落共同体的秩序そのものを変革することがじつは最も重要であったにもかかわらず、負債整理を含めた経済更生運動と部落共同体とが不可分に結びついていたという点に、目的と結果の乖離をもたらす要因があったのである。

経済更生運動が「結局は尊徳以来の『勤儉力行』すなわち生活のきりつめと労働強化を組織的に進めることに到着するというのが一般であった」<sup>16)</sup>という経過のなかで、官斫事業もやはり従来の労働組織を基礎に、ただわずか労働過程の技術的改編をみせただけであった。だがこの改編も、「伐りだし」労働過程の根幹を再編するほどのドラスティックなものではなく、逆に経済更生運動の推進を契機に「伐りだし」の技術的性格に包摂されてしまって、「合理化」の決定的な手段とはなりえなかった。それどころかこの改編は、つまり木馬、「豆トロ」の使用は、本来職種の固定にもとづく専門的な労働者によって担われるほどの技術水準が要請されるものであるに対して、「伐りだし」は職種の専門化をとまなわれないという意味でその労働過程の体系になじまないものとなり、いずれも昭和13年ないし14年で廃止されたのである<sup>17)</sup>。こうして戦前型「合理化」は、いわば技術発展上の反動に帰結することによってここに全く頓挫することとなったのである。

以上のように官斫事業は、煙害木整理終了以降の経営の危機を、当初意図した「合理化」路線で解決することなく、かえって経済更生運動を境に労働組織・労働過程の存在形態と「部落感情」との結びつきを強めながら、いわゆる準戦時体制から戦時体制への推移にとまらう増

伐要請にこたえてゆくのである。その経営展開の基本的要因は、さしあたり経済更生運動下における産業組合を中心とする諸統制の萌芽に端を発し、「青年杣夫林業修練場」<sup>18)</sup>（昭和12年開場）による若年労働力の養成を経て、戦時動員体制に結実する労働力動員体制の強化に求めることができるであろう。

#### 注

- 1) 青森営林局「国有林野地元農山漁村に於ける貯蓄の奨励並負債整理の指導事例」（『経済更生資料第7号』昭和10年4月）は、「畑部落を除くときは各杣組とも多少の負債を持たざる組なく……」（4～5ページ）と、畑部落の組だけ負債がなかったことを指摘している。これが昭和9年の事態であるに対して、川内営林署「昭和八年九月二十五日調山村畑部落経済調査並座談会記録」によれば、昭和7年の畑部落は個人1,650円、畑購買組合7,425.87円、計9,075.87円の負債があった（付表）とされている。昭和7年から9年までのわずか2年間でこれだけの負債を返済できるはずがなく、昭和9年の時点でも畑部落の個人および購買組合は何かしかの負債をかかえていたとみるのが妥当である。とすると、畑部落出身の労働組織は組名儀で直接商店から物資を購入するのではなく、すべて畑購買組合をとおして購入をおこなっており、道具・食糧などに関する負債は購買組合の負債中にふくまれていたと解される。
- 2) 前掲「貯蓄、負債」5ページ。
- 3) 同上、5ページ。
- 4) 同上、5ページ。
- 5) 同上、5～6ページ。
- 6) 同上、6ページ。
- 7) 同上、8ページ。
- 8) 同上、8ページ。
- 9) 同上、9～10ページ。なお、救農土木事業はすでにみたように昭和9年度かぎりで終了してしまったわけだから、婦女子の出役労賃400円は取得することができなかったのである。
- 10) 同上、103ページ。
- 11) 井上晴丸『日本資本主義の発展と農業及び農政』昭和47年、360ページ。
- 12) 川内営林署『森林鉄道のあしあと』昭和45年、16ページ。
- 13) 前掲「貯蓄、負債」3～4ページ。
- 14) 同上、4ページ。
- 15) 同上、4ページ。
- 16) 前掲『農業及び農政』373ページ。
- 17) 大沢久五郎は、結局川内の労働者は、木馬、「豆トロ」の操作に熟練しなかった、と語った。また、村口洋二は、その結果、樺太や満州へ出稼ぎにいて、やむをえず木馬を使用せざるをえないときがあったが「川内の人は木馬の使用がヘタだった」と述べた。
- 18) 前掲『森林鉄道のあしあと』「年表」。

#### 結 言

戦前期、川内営林署の官斫事業は、あくまで「下北型」部落共同体的秩序の存在とその成熟化を軸に、それらのうえになりたつ労働関係に依存して展開した。したがってそのさいの官斫事業をめぐる矛盾は前近代的な資本・賃労働関係であるとともに、地主対農民と措定しうる国有林対地元部落の半封建的關係をもつねに包括するものであった。こうした矛盾関係は、部

落総出役ともいえる官斫賃労働に、低賃金構造を中心とする低劣な労働諸条件を強く刻印し、その状態が戦時動員体制によって一段と強化され、さらに基本的に昭和30年代初頭にいたるまでひき続いた。

昭和20年代の国有林は上からの一定の「近代化」施策と下からの民主化要求とがあいまって、旧来の前近代的な労働関係が相当程度払拭されつつあったといわれる<sup>1)</sup>。これに対して東北地方の、しかも最北端では近代化の速度はきわめて遅く、依然として戦前来の労働関係が存続していた。この点に、地元部落秩序に依存しつつ展開した官斫事業の遅々たる資本主義化をみることができる。と同時に、その労働関係を30年代初頭にいたって下からの民主化要求としての東北闘争によって打破しようとした歴史的必然性が認められるのである。

東北闘争以降、川内営林署の経営はさまざまな問題に遭遇することとなった。主要なものをとりあげてみると、第一にそれを契機に高揚した労働組合運動の方針が、ときあたかも国有林が経営「合理化」へ突入する時期であったため、結果的に「合理化」反対の方向へむいたことである。その具体的な現象が「補」に示す最近の労働組織・労働過程の状態である。わけてもこの労働過程をみると、経営「合理化」期を経た今日なお、国有林経営はその直営直用事業に関しても、真に近代的な資本に不可欠の労働の様式を創出しえていないといえる。

この事態は技術的観点からは次のように結論づけられる。すなわち、「高度経済成長」下の機械化・「合理化」は伐木・造材過程へのチェーンソー（ツーマンソーからワンマンソーへ）、集材過程への集材機・トラクタというように、各部分過程ごとの個別的な機械導入とその改良を基礎に、その後の全幹集材方式の採用によって急激な省力化を実現したものであった。これに対して「下北型」共同体の特徴的性格によって裏づけられた「伐りだし」労働過程は、各労働者の特定職種への固定がなく、伐木・造材と集材の過程が不可分の一体的連関性をもっていた。そのため「伐りだし」は部分過程単位の機械化を軸とする、いわば各個撃破的な「合理化」に対しては強烈な反発力となってたちあらわれる技術的、客観的な要因をもっていたのである。そしてこの要因を前にして上述の機械化は、「伐りだし」の体系を包摂し、改編することができなかつたのである。

第二に、東北闘争をさかいに旧来の国有林対地元部落の関係が、経営内部においては近代的な資本・賃労働関係へ発展・転化しつつある。だがこの関係は、国有林と地元部落のあいだにおける、旧来に比較してより複雑でより多様な問題と深くかかわりながら形成されている。たとえば直営直用事業の縮小方針にもとづく新規不採用は、国有林の地元労働市場を矮小で硬直的なものにしており、多くの労働者の国有林への就労機会を全くとざしている。そして国有林に雇用されている一定数の労働者と、民間素材業者に吸引される労働者とはその労働条件に大きな格差が生じており、後者の場合労働力の円滑な再生産がおびやかされるにいたっている。

本稿においてみてきたように、そもそも国有林は、歴史的に、地元部落との関係を基礎に

その経営を発展させてきた。ところが「高度経済成長」期以降、経営「合理化」の名のもとにさまざまな部面で地元部落との関係を一方的に精算しようとした。その一つの結果が上述のような、地元部落全体における労働力再生産問題、深刻な労働問題である。しかしながら「軒先国有林」が存続するかぎり、地元部落との直接、間接の関係がすべてたちぎれるものでないことはいうまでもない。肝要なことは、いかにして地元との関係を精算するかではなく、国有林とのあいだに起る広範な地元問題をふまえたうえで、いかにして国有林経営を一層発展させるかである。したがって直営事業をめぐる諸問題も、広く地元問題の一環として位置づけながら、そのうえで解決策が練られなければならない。それが国有林経営の歴史的使命であると思うのである。

## 注

- 1) 上からの「近代化」と下からの民主化については、奥地正「林業労働組織に関する研究(I)」(『林業経営研究所研究報告』昭和43年12月)第二章第二節参照。

## 補 最近の労働組織・労働過程

製品生産事業(直営直用事業)を中心とする現在の労働組織・労働過程の状態は以下のとおりである。

## ① 作業員構成

第29表にみるように製品生産事業の各班はいずれも10名以上、多くは21名の作業員により構成されている。この人数は、たとえば今日の北海道国有林がワンセット5~7人<sup>1)</sup>(全幹集材方式)である——おそらくこれが全国的、一般的な動向であると思われるが——に対してきわめて多いものといえる。計6班あるうちわずかに「野平第1班」がチェーンソーを使用する班であるものの、やはり12名の多人数をかかえているのは他の諸班の影響であろう。なお、

第29表 川内営林署製品生産事業各班別作業員構成(昭和49.11)

事業所名	班名	出身部落名	定 員		計	機 械
			常用作業員	定期作業員		
中 川	第1班(大金班)	畑	15	0	15	集材機 3台
	第2班(駒木根班)		16	0	16	
野 平	第1班(石田班)	川内町	11+2	1	12+2	トラクタ1台
	第2班(角井班)	上小倉平	11+2	4	15+2	集材機 1台
福 浦	第1班(高清水班)	銀杏木	8+2	13	21+2	集材機 2台
	第2班(板井班)	上小倉平	10+2	1	11+2	集材機 1台
合 計			71+8(炊婦)	19	90+8(炊婦)	

注1) 定期作業員の雇用期間は6月11日~3月31日。

2) 班名のカッコ内は旧称。

3) 炊婦のいる班は山泊形態、いない班は通勤形態。

これらの各班は戦前からの官斫事業の組の系譜を継承するものであり、かつ現在ではそのまま労働組合の各班になっている。カッコ内は製品生産事業における旧称であり、また同時に労働組合の各班をあらわす現称である。

第30表は製品生産事業以外の雇用作業員の内わけである。

第30表 川内営林署造林事業等作業員数(昭和49.11)

事業	常用	定期	計	備考
造林		4	4	
苗畑	1	10	11	
土木	10	2	12	他に定員内14(林道も兼る)
林道	5		5	昭和47より開始(採石も兼る)
貯木場	9		9	他に定員内10
炊婦	2		2	川内町に1, 湯野川に1
計	27	16	43	

注1) 造林の定期は5月1日~10月31日, 苗畑の定期は4月~11月。

② 賃金体系と労働過程

第31表はチェーンソーを使用していない班の, 昭和47年2月分の賃金表である。賃金体系

第31表 川内営林署甲班の賃金表(昭和47.2分)(単位:円)

種類 各人	伐木	集材	休業手当	祝特手当	年休	伐木	木寄	積込	糶出	巻立	賃金計
	日	給	—	—	—	出来高給					
A	<sup>5</sup> 10,770	<sup>1</sup> 2,107	<sup>0.4</sup> 632	<sup>1</sup> 2,154		<sup>5.2</sup> 23,545	<sup>5.2</sup> 22,396	<sup>2</sup> 8,691	<sup>1</sup> 4,346	<sup>2</sup> 8,745	83,386
B		<sup>5.4</sup> 11,803	<sup>1</sup> 1,278	<sup>1</sup> 2,146		<sup>6.6</sup> 29,997	<sup>6.6</sup> 29,224	<sup>2</sup> 8,821			83,269
C		<sup>5.4</sup> 11,990	<sup>0.4</sup> 654	<sup>1</sup> 2,180	<sup>0.4</sup> 1,090	<sup>4.6</sup> 21,553	<sup>4.6</sup> 20,828			<sup>6</sup> 26,969	85,264
D		<sup>5</sup> 10,785	<sup>1</sup> 1,294	<sup>1</sup> 2,157	<sup>0.4</sup> 1,079	<sup>4.2</sup> 18,909	<sup>4.2</sup> 18,477			<sup>6</sup> 26,738	79,439
E	<sup>2</sup> 4,228	<sup>3.4</sup> 7,326	<sup>0.4</sup> 0	<sup>1</sup> 2,114	<sup>2.4</sup> 5,285	<sup>3.6</sup> 16,564	<sup>3.6</sup> 15,912	<sup>5</sup> 21,612		<sup>3</sup> 13,046	86,087
F	<sup>2</sup> 4,216	<sup>3.4</sup> 7,392	<sup>1</sup> 1,267	<sup>1</sup> 2,108	<sup>1</sup> 2,108	<sup>3.2</sup> 14,322	<sup>3.2</sup> 13,891		<sup>4</sup> 17,416	<sup>2</sup> 8,761	71,481
G	<sup>2</sup> 4,246	<sup>3.4</sup> 7,483	<sup>1</sup> 1,283	<sup>1</sup> 2,123		<sup>4.4</sup> 19,945	<sup>4.4</sup> 19,424		<sup>5.4</sup> 24,186		78,690
H	<sup>3</sup> 6,657	<sup>3</sup> 6,372	<sup>0.4</sup> 637	<sup>1</sup> 2,219		<sup>5.2</sup> 24,124	<sup>5.2</sup> 22,542	<sup>3</sup> 13,124		<sup>2</sup> 8,802	84,477
I		<sup>5.4</sup> 11,770	<sup>1</sup> 1,284	<sup>1</sup> 2,140		<sup>4.2</sup> 19,175	<sup>4.2</sup> 18,359	<sup>4</sup> 17,603		<sup>3</sup> 13,283	83,614
J		<sup>2.4</sup> 5,148	<sup>0.4</sup> 618	<sup>1</sup> 2,059		<sup>2.6</sup> 12,091	<sup>2.6</sup> 11,517	<sup>0.4</sup> 2,133			33,566
K	<sup>1</sup> 2,144	<sup>5.4</sup> 11,567	<sup>1</sup> 1,262	<sup>1</sup> 2,103		<sup>6.2</sup> 27,923	<sup>6.2</sup> 26,622	<sup>2</sup> 8,678			80,299
L		<sup>3</sup> 6,327	<sup>1</sup> 1,265	<sup>1</sup> 2,109		<sup>3</sup> 13,495	<sup>3</sup> 12,807		<sup>3</sup> 13,047		49,050
M	<sup>2</sup> 4,234	<sup>4.4</sup> 9,360	<sup>1</sup> 1,248			<sup>4.2</sup> 18,793	<sup>4.2</sup> 17,944		<sup>7</sup> 30,105		81,684
N	<sup>3</sup> 6,468	<sup>3.4</sup> 7,350	<sup>1</sup> 1,260			<sup>5.4</sup> 24,685	<sup>5.4</sup> 23,400	<sup>4.4</sup> 19,503			82,666
O	<sup>2</sup> 4,220	<sup>4.4</sup> 9,720	<sup>1</sup> 1,296			<sup>4</sup> 17,640	<sup>4</sup> 17,409	<sup>2</sup> 8,868	<sup>5.4</sup> 24,387		83,540
P	<sup>2</sup> 4,272	<sup>3.4</sup> 7,343	<sup>1</sup> 1,259			<sup>4.6</sup> 21,158	<sup>4.6</sup> 20,194	<sup>1</sup> 4,331	<sup>1</sup> 4,331	<sup>2</sup> 8,714	78,010

注1) このとき集材機は使用されなかった。

2) 左肩の数字は労働日。たとえば5.4は5日と4時間, 4.2は4日と2時間。

は、諸「手当」の他は、定額日給制に出来高制を加味したものとなっている。Aの場合、日給制の「伐木」が1日2,154円に対し出来高制のそれが1日4,485円となるように、出来高制の方が取得賃金額が多いため、各人とも出来高制の労働日が多くなっているのである。各人別各職種別の賃金単価はあらかじめ団体交渉（単金交渉）で決定される。格付賃金の基準は主として経験年数である。

出来高制の方に注目すると、各人ともに、連続した作業としての「伐木」・「木寄」（両職種に関する労働日が各人とも同一である点に注意）には2.6日（2日と6時間）から多くは6.6日従事している。そして「積込」、「橋出」、「巻立」は各人が一つないし二つ（AとPは三つ）とりくんでいる。これが戦前来の「伐りだし」を基本的に踏襲した今日の姿である。つまり、「伐木」・「木寄」以外の職種において、最重筋労働たる「橋出」はF、G、L、M、Oなど身体強健層（若年層）が中心であり、いきおい他の作業員は「積込」、「巻立」に従事するとはいえ、基本的には職種の専門化がなく、各人が適当労働日間隔で職種間を流動する共同労働である。

この「伐りだし」労働過程は手鋸・斧を基礎とするだけに、チェーンソーに比較して生産性の点で劣ることは否めないにしても、しかしチェーンソー充用にとまらう白ろう病と無縁であるという点では、労働問題におけるあらたな今日的意義を有しているといえよう。

#### 注

- 1) 和 孝雄「伐出技術の展開」大金永治編著『北海道林業技術発達史論』昭和48年、348ページ。

## 付 属 資 料

昭和八年九月二十五日調

山村畑部落経済調査並座談会記録

川内 営 林 署

(注)「経済調査」および「村定メ」(本文中に掲載)は略

## 座談会記録

- 一、日時 九月二十五日 午後六時ヨリ  
 一、所 畑村 工藤三六氏宅  
 一、出席者 営林署側 営林署属 工藤貫一 森林主事 佐藤清治郎 雇 岡田勢吉  
 畑側 岩崎佐市(六二才) 工藤初五郎(五九才) 工藤三六(四九才)  
 岩崎久次郎(四九才) 玉川藤八(四五才) 工藤半五郎(三七才)

〔工藤〕 秋ノ收穫季節デ御多忙中御集リヲ願ヒマシタ処、差繰リ御出デ下サイマシテ 主催者ハ感謝ト同時ニ極メテ満足ニ存ジテ居リマス

座談会ノ主意ハ 国有林ノ中ニアル部落ノ沿革ヤ、風習 風俗 生活状況等 出来得ルダケ詳シク御伺ヒ申シタイ為デアリマスカラ 飾リノナイ部落其夙ノ言葉デ、ザックバラニ善イ事デモ悪イ事デモ、腹ヲ抱ヘテ笑フ様ナ事デモ ナンデモカンデモ實際アッタ事ヲカクス処ナク 無作法 無遠慮ニオ話ヲ願ヒタイノデアリマス 堅クナッテ言葉ヲ慎ミ 礼儀ヲタマシタリシテハ 思フ存分自分ノ心持ヲ話ス事が出来ナクナッテ、却テ趣旨ニ副ハナク無意義ニ終ル事ニナリマスカラ 呉々モ孫ヤ子供ニ昔話ヲ語ル様ニオ話願ッテコノ催シヲ有意義ニ成就スル様オ願ヒシタイノデアリマス

ソレデハコレカラ座談会ニウツリマス コノ村ハ何時頃出来タンデセウ

## 一、沿 革

〔佐市〕 ワラ孫爺ノフトコロ話ニ聞イタ事デ、ホントカウソカ ヨクワカラネケレド三戸ノ田子カラ(青森県三戸郡) 治郎兵衛トイフ マタギ(猟師)ガ来タノガ畑ノ初マリダ(開祖)

〔佐藤〕 治郎兵衛ハドウシテ此処ヘ来タンダネ

〔佐市〕 大畑ノ小目名ノ上ノハイロ沢ヘ 治郎兵衛ノ親爺ガ炭焼ニ来テ 楢ノ木ノ大キナ曲リ木ヲケシタラ(倒ス)子持(子連レノ熊)ガ出テ来テ サンツヘニ咬マレタ 残念デヘ 田子ニ帰ヘリ カタギ(敵)ヲトルニ子供ヲマタギニ仕込ンダ コノマタギハ初メニ来タ 治郎兵衛ダ 湯ノ川ムゲ(向ヒ)ノ今ノ大沢ノ精一ノ作ッテル畑ノ中カラ(鍛冶場跡ラシイ)金クソ(金屑)ア出ハッタリシタジヂャ マダ(又)安倍ノ貞任ノ妾斗南トイフ女ガコノ畑村ニ居タジヂャ 四、五年前ニ浅吉ノ井戸掘ッタキャ マサカリケヂリノ井戸杵ガ出タ

- 〔三六〕 マダソノ時ア 鋸アナクテ何ンデモ マサカリデバリ (パカリ) 切ツタリ割ツタリシテ居タラシイ ワラノ孫爺ノ時カラ 大工鋸ノヨタ (様ナ) モノ使ツタヨタ話ダ
- 〔岡田〕 治郎兵衛ノ先祖ハ誰ダラウ
- 〔初五郎〕 西山義則ノ流レ芝倉ノ分レ ソーマイノ太郎次 関ノ千助 清兵衛 清三郎 田名部 川内 畑ノ里次郎???里次郎ガ治郎兵衛ナンダ
- 〔佐市〕 治郎兵衛ヨリ先ノ事ア ナモ (何ニモ) ワカラネ (分ラナイ)

## 二、職業及生活状態

- 〔工藤〕 其後治郎兵衛ハドウシタンダ マタソノ頃ノ暮シ向キハ
- 〔佐市〕 治郎兵衛ノ三代目弥左エ門ノ頃ニ (今カラ約百数年前) 家ア十軒出来テ 九軒ハマタギ一軒ハ仲間ニカタネ (入ラナイ) デ 山ゴ (杣夫) シタジヂヤ 冬ハマタギシテ 夏ハ舟ウチ (舟敷ヲコシラウ) シタリ 焼畑ヲ切ツテ耕シタ ソノ弥左エ門ノ時 畑村ノ獵師一統ガ 南部家ノ抱ヒマタギニナツテ暮シテ居タモンダ
- 〔工藤〕 フダンドウイフモノヲ食ベテ居タンダ
- 〔佐市〕 熊ダノ 青ダノ 猿ダノ ムジナ キツネダノ 肉ヲ乾シテ 六月頃 (旧曆) マデ食ツテ居タ ソノ頃ダバ 盆ダノ正月デネバ米ノマ、食ハナカツタ ミンナ稗飯バリ食ツテ居ダ ソノ時コウ言フ出来事ガアツタ 湯ノ川流レノ大洪水ガアツタ (湯ノ小川四七林班ハ小班ノ崩壊個所ハ当時ノ洪水ノ跡ラシイ) ソシテ何万石トイフ木ガ流レテ来テ 小倉平ダノ銀杏木ダノ、畑へ上ツタ ソノ木ヲ呉レト川内ノ岡田ノ<sup>ツ</sup>検談へ願ツタキヤ 検談ニ断ラレタ ソレデ川内川目全部ガ一揆ヲ起シテ<sup>ツ</sup>検談ヲ襲フ相談シタ トコロガ畑ノ<sup>ツ</sup>ユータビ (熊膽人 今ノ署長ノ様ナ役トイヒ 熊一頭捕レバ 枝二本ト熊膽全部ヲ乾シテ 相場ニ<sup>ツ</sup>セバ一両ニ納メタモノダサウダ) 弥左エ門ガ一揆ニカタラネ事ヲ 福右エ門ヲツカツテ 恐山越エデ田名部ノ代官へ伝ヘタ
- 〔工藤〕 一揆ヲ起シタワケト 其一揆ニカタラナカツタワケハドウ言フノダネ
- 〔佐市〕 洪水ノ為ニ作ガ荒サレテ 食フニ食ハレナクナツタカラ其ノ木ヲ貰フニ出タノダ 畑ノカタネノハ 肉ヲ沢山蓄イテアツタシテ (カラ) 食フニ困ラナカツタ 田名部カラ馬デオ代官サンガ来テ「願ヒノ筋カナハセルニ依ツテ静マレ〜」ト制シタ 其時畑村ノ人ガカタツテ居ナカツタシ 騒動ヲ早く代官ニ教ヘタ功ニ依ツテ ユータビガ帯刀御免ニナツタ
- 〔佐藤〕 村デ苦シイ暮シヲシタ事ガナカツタカネ
- 〔佐市〕 巳ノ年ノケガジ (六十五年位前ノ飢饉) ガ七年モ続イタ時 隣村アタリデ何人トナク死ンダ 畑ダゲヤ (畑ダケハ) 外海サ (へ) 行ツテ トマヲ取ル人ハ取ツテ 村へ配ル人ハ配ツテ 其肉ヲ食ベタリ マタギシタノヲ食ツタリシテ ドウカコウカ一人モ死ヌ人ハナク暮シテ来タ 其後ソレニコリテ村畑ヲ作ツテ 互助倉サ入レテ置イタ ソレヤワラ物心

ツクマデアツタ ソレカラコダ (今度) ワラ十三、四ノ頃 普通ダト四、五寸ヨリ雪ガ降ラネノニ 其年バリ十二月頃三尺位雪ガ降ツタノデ、外海岸ノ漁師マデモ鹿取りニ出テ来テ取り絶ヤシテ仕舞ツタ (鹿類ガ雪ガ二尺以上降レバ歩ケナクナルノデ取り絶ヤサレタ) ソノ頃カラ猟モダンへナクナツテ来タシ 家モ十六戸ニ殖エ暮シガセチナクナツテ (苦シクナツテ) ワラ二十一ノ時 津軽サ山ゴサ行ツタドモ 櫓引出来ネデ戻ツテ来タ ソノ頃ナドハ家ハミンナ外カラ内ガ見エ 土台モ腐ツテ柱タハミンナ土サー尺モサーツテ 家ガ傾イテ建具ノ開ケ立テモ出来ナクテアツタ ソレデモ修繕セネ程苦シカツタ マ先ヅコノ時クレイ (位) セチネ事アマ、ナカツタ (如何ニモ真ニ苦シイ表情ヲスル) コウ言フ時アツタシケニ (アツタカラ) ヤケ酒飲ンデ歩タリシテ 尚々セチナクナツテ 糠取ラネ稗飯バリ食ツタモンダヂヤ ソシタ事ア官行初マル (明治三十九年) マデ続イタ

〔初五郎〕 川内ノ<sup>㊦</sup>ノ爺ア畑村ノセチネノヲ見テ 官行ヲ授ケテケタ (呉レタ) <sup>㊧</sup>ハ杣頭デ上山倉蔵ハ山頭ニナツテ 和白沢ノ官行サ行ツタノハソモへノ初マリダ ソレカラダナン暮シガヨクナツテ来テ 今カラ二十二、三年前頃カラ盛ニニ分家ヲ出ス様ニナツテ 現在ハ四十二戸ニナツタ (生活ノ苦シイ時代ハ四夫婦モ一軒ニ起居シテ大家族制デアツタガ暮シ向キガヨクナツテカラ急ニ分家ヲ出シテ戸数ガ殖エタ)

#### 家ノ造り方

〔工藤〕 当時ノ家ノ造り方ハドンナ風デアツタネ

〔久次郎〕 先住者ノ家ノ造り方ハヨクワカリマセンガ 百年モ前ニ建テタトイフ石太郎ノ家カラ押シテ見テ 梁ニハトゴ等ノ雑木ヲ用ヒ 土台柱ハ桧ヲ勝手ニ伐ツテ来テ使ツタモノダ 屋根ハ桧ノ長柱デ葺イテ 其上ニ風ヲ防グ為ニ石ヲ置イタモノデス 間取り等ハ昔モ今モ何モ変リハアリマセンガ 畳 建具ヤ 外観ノ裝飾並ニ通風採光ノ衛生ノ方面ニ意ヲ用ヒタ家根ニ石ヲ置カナイ建テ方ヲシテ来マシタ

#### 交通関係

〔工藤〕 其当時ノ交通ハドンナ工合デアツタネ

〔初五郎〕 ホンノ山道デ 牛デ通ツテ居タシ 牛ハズウト昔カラ稗運ビニ コテ (男牛) バリ使ツテキタ 明治三十七年ノ頃ニ營林署デ牛馬道ヲ作り 大正十二年頃ニ森林鉄道ガ出来テ汽車ガ歩ク様ニナリ非常ニ便利ニナツタ

### 三、物資ノ需給関係

〔工藤〕 次ハ日用品ノ取引工合ヲ伺ヒマセウ

〔佐市〕 マタギンテ取ツタ熊ノ皮ハ 重ニ外海ノ漁師達ニ売ツタシ 青ノ皮ハ川内ニ下ツテ 米一俵トバクツテ (取り替ヘル) 来タ 一年ニ食フ粟ヤ稗ガ 村中デ食ベルダケ取レネカツタノデ川内ノ方カラ来タモノダ

〔工藤〕 田ヲ耕ヤス様ニナツタノハ何時頃デス

〔久次郎〕 極ク最近デス 五六年前カラ 僅ニ五六反歩ノ稻ノ試作ヲヤツタ結果 水田耕作ノ自信ガ出来テ来テ 現在デハ開墾熱モ高マリ 田拾町六反歩出来マシタ ソレデモマダ自給自足出来ナイ為ニ津軽 米ヲ一年ニ約七百五拾表位入レテキマス

〔工藤〕 何か畑部落カラ売ツテルモノガアルカネ

〔久次郎〕 皮類ヲ約年四五百年代売ル外ニ 舞茸 椎茸ヲホンノ少ウシ売ルダケデ 何モ旅ヘ売出シテキルモノハアリマセン

#### 四、教育方面

〔工藤〕 教育ハドンナ工合デアツタデセウ

〔初五郎〕 昔ハ何モ教育ノ方法ガネカツタ ソレダモンダカラ 部落ノ内ニハ イロハノイノ字モ読ミ書キスル様ナ人がネクテ 手紙デモナンデモ 態々湯ノ川ノ湯人ニ見テ貰ツタモノダツタ 其後銀杏木ノ別当カラ手本ヲ書イテ貰ツテ一部ノ人が習ツタリ 玉川藤吉ハ銀杏木ノ庵寺ニ通ツテ学問シタ 明治三十三年ニ漸ク小学校ガ立ツタ（当時ノ学校ハ 廃社シタ神明様ヲ充当シテキタ）十三、四ノ子供ハ一年生ニ入ツタ 其当時ノ最初ノ先生ハ 荒木讓サントイフオ方デ 今青森営林局ニツトメテ居リマス 学科ハ読ミ書キ 算術 作文 修身 トイフ風デアツタ

〔岡田〕 畑ノ人ハ一般ニ書ノヨイノハ 書道ノ稽古デモシテキルンデスカ

〔三六〕 別ニ稽古ヲシテキルワケデモナイガ 荒木サンカラ熱心ニ手本ヲ書イテ貰ツテ勉強シタカラデセウ（部落民ハ荒木サンヲ神様ノ様ニ敬ヒ 頌徳碑ヲ建テル話ガアル）

〔岡田〕 青年達ハ何か読ンデキマセンカ

〔半五郎〕 昔モ今モ小学校ヲ終ツタキリデ 上ノ学校ニ行ツタモノハ一人モアリマセン 皆小学校ヲ終ルト官行ノ飯タキカラ袖夫ニナルノデス 勉強ノモノデ通信講議録ヲ取ツテル者ハ一人位 キング其他ノ雑誌ヲ見テキル者ハ十五人位デ 官吏ヤ公吏トシテ他ヘ出テキルモノハアリマセン

#### 五、御祭礼 婚礼 葬式ノ風習

##### 1. 御祭礼ノ風習

〔工藤〕 昔ノ御祭礼ヲ伺ヒマセウ

〔半五郎〕 安政五年ノ頃カラ年二三回御祭礼ガアツタ様デアリマス 御祭礼ノヤリ方ハ 銀杏木カラ別当ガ来テ式典ヲスマシ 拝殿ニ村ノ人が全部集ツテ御神酒ヲ頂キ 獅子舞振ツテ盛ンニ気焰ヲアゲテ喜ンデキマス

〔藤八〕 特別ナ祭トシテハ 熊祭リト槍納メノ祭リデアリマス

先ズ熊祭リトイフノハ 熊ヲトルト取ツタ人が熊ヲ仰向ケニシテ マキリヲ持ツテ熊ノ尻ニ立テ 祠ヲ述ベ（引導ヲ渡ス）腹ヲサキ 五臓ワタヲ取り出シテ雪穴ヲ掘リ 熊ヲ

入レ松ノ葉ヲカケ 雪ヲカケテ 魔弘ヒノ法ヲ唱ヘテ置イテ帰ヘル コレヲ カシケト言ヒマス 村へ入ル時 大狐々々ト大キナ声デフレテ来テ 其晩村人ミンナニ五臓ヲ煮テ食ベサセル コレヲ タマゴ煮ト言ヒマス 其翌日カシケテ来タ熊ヲ コーベ(頭)ヲツケタママ皮ヲハギ持ツテ帰ヘル ソシテコーベヲ机ノ上ニ飾リ オボキ(一杯飯)ヲ備ヘ春ハ 旗 秋ハ枯木旗ヲ立テ、一週間供養スル 槍納メハ春ノ四月頃獵期ガ終ルト 各家々デ槍ト鉄砲ヲ備ヘテ御祈禱ヲシテ 酒ノ三、四升モ出シテ親類知己ノ人ヲ呼ンデ接待スル

## 2. 婚礼ノ風習

〔工藤〕 今度ハ婚礼ノ話ヲシテ下サイ

〔久次郎〕 先ヅ物結ビ錢ト言フテ 二十錢ノ裸錢ヲ持ツテ嫁ノ方ヘ貰ヒヲ立テル ソノ錢ヲ相手ノ方デ納メルト承諾ノ意味デス 納メレバ嫁方ノ方ヘ酒一升ト頭ツキノ魚ヲ持ツテ行キ嫁ノ親類ヲ集メテ盃事ヲスル ソレカラ祝ヒ立ト言フテ(結納)嫁一通リノ着物ヲ持ツテ行キ祝言ノ日取ヲキメル 祝言ノ当日ハ嫁ノ方デハ親類一同ヲ集メテ 仲人ノ持ツテ行ツタ酒ヲ振舞ヒ カタリ嫁ト親類ガツイテ嫁ヲ送ツテ婿ノ門口ニ至リ 門祝ヒトシテ三枚盃長柄ノ銚子デ仲人ト 嫁ノ親ト嫁ノ順序デ盃ヲクミカハス ソシテ座ニツク 座敷デハ嫁ガ座ルト婿ガ出テ向ヒ合フ 座ツキ餅ヲ添ヘ座ツキ盃ヲクミカハス タオルト引キモノヲオ客様ニ配ル 仲人ハ婿ノ親ニ嫁ヲ渡シテ 三々九度ノ盃事ヲスル 盃事終ツテ宴会ニウツリ 若者ヲ呼ンデ 悪魔弘ヒトイフ獅子舞ヲヤル 酒ハ三斗ヲ制限トシー晩ダケデ止メル 結婚方面ハ 佐井 大畑 田名部方面ハ四割 部落結婚ハ六割位デス

## 3. 葬式ノ風習

〔工藤〕 次ハ葬式ノ話ヲシテ貰ヒマセウ

〔三六〕 先ヅ村中ニ死ンダ事ヲ知ラセル サウスルト家々カラ一人ツツ来テ 面出シスル(悔ミ)ソノ晩親類ガ来テ通夜ヲスル 翌日ハ親類ノ人ガ集ツテ準備シテ三日目葬式スル 此ノ日ハ皆休ンデ 一戸カラ男一人ツツ出テ送ル 葬式ノ日 各戸カラ米一升 錢二十錢 ローソク二丁ヲ持ツテ行ク 其日ノ晩ト翌朝ニ招カレテ村中御馳走ニナル

## 六、青年男女ノ風習風紀ニ関スル今昔ノ変化

〔工藤〕 今度ハ青年男女ノ風習風紀今昔ノ移リ変リニツイテ伺ヒマセウ

〔三六〕 若イ者連中ヲ 若イ者頭正副二人デスベテヲ指導スル 十五才ニナレバ若イ男モ 女モ若イ者連中ニ入ル カガ(妻)ヲ持ツ迄同ジ宿ニ寝起キスル 寝宿ヲ取締ル為 若者頭ノ外ニ年長者ガ寝宿頭ニナル

〔半五郎〕 何ノ為ニ泊ルカト言ヒバ 火災ヤ盗人 風紀ノ取締リヲスル為デス

〔三六〕 ワカジョシ(若女子)ガ他部落ニ行クトキ メラサド頭(処女係)ノ許可ヲ受ケタ コレハ大正十一年迄続イタ

- 〔久次郎〕 若女子ヲ若イ者連中ニ入レタノハ 他カラ来ル若者ノ男女関係ヲ取締リ??病予防ノ為ニ入レタノダ
- 〔半五郎〕 大正九年ニ青年団 大正十一年ニ処女会ガ出来テ 若イ者ト若女子ト分レテ寢宿ガナクナツタノデス
- 〔工藤〕 風紀ヲ乱シタ場合ニ何カ制裁ガナカツタカネ
- 〔佐市〕 風紀ヲ乱シタトワカレバ ヨソノ部落ノ男カラハ酒ヲ取ツテ詫ビサセ 相手トナツタメラシ(娘)ヲ除名シテ ツキ合ヒラシネ 皆ヨソノ男ガ来テ メラシノ半纏ヲ着テフザケタト言フワケデ 酒一樽ヅツツタ事ガアツタジヤ
- 〔工藤〕 処女達ハ裁縫ヲ習ツテキルカネ
- 〔半五郎〕 昔ハ裁縫ヲ習ツタモノハ殆ンドナイ 今デハ玉川藤吉ノ後妻ノツレ子ガ 処女会ヘ入ル前ノ少女達ヘ裁縫ヲ教ヘテ居マス
- 〔工藤〕 アマリオソクナリマシタカラ 今晚ハコレデ休ム事ニ致シマセウ 皆サン御苦勞サンデシタ

九月二十六日 午後八時ヨリ 於 工藤三六氏宅

来会者 宮林署側 工藤属 佐藤主事 岡田雇

畑 側 上山石蔵 駒木根留吉 玉川藤八 工藤三六

### 七、特別ナル娯楽 趣味 嗜好 民謡

- 〔工藤〕 昨晚ニ引キ続イテ座談会ヲ開キマス ソノ頃ドンナ娯楽ヲヤツテ居リマシタカ
- 〔石蔵〕 今スタレテ居ルガ数年前マデハ 歌舞伎芝居等ヲ三戸地方カラ来タ人形回シニ教ハツテ盛ニニ稽古ヲシタモノデス 其当時カツラ衣裳ナドモ随分念入りニ整ヘテ居ツタガ 此頃ハサツバリスタレテ仕舞ヒマシタ 現在ハ神楽 手踊等田名部東通目名カラ 師匠ヲ呼ンデ盛ニニ稽古シテ居リマス 尚丹波節 追分 三下り等ハ コノ地方ノ特殊ナモノデアルト思ヒマス
- 〔工藤〕 ドウシテ芝居ガ廃レタンガネ
- 〔留吉〕 昔ハ川内ノ方ヘ 御祭礼ノ時行ツテ芝居ヲヤツタモノデスガ 段々観覧者ノ目ガ肥エタ為カ見物人モナクナリ 自然行カナクナツタ様ナワケデ 又芝居ヲ稽古シタモノガ 樺太方面ヘ出稼ニ行ツタ為ニ次第ニ廃レル様ニナツタ
- 〔工藤〕 趣味 嗜好ハドンナモノデス
- 〔留吉〕 趣味トシテハ鉄砲打ツコトデアツテ 各自一挺ノ鉄砲ハ持ツテ居リマス(狩猟免許ヲ受ケル者十三、四人) 嗜好ハ肉類デス 肉ナラバ猫ノ果マデモ食ベルト言フ様ナ工合デ 獸類ノ胴骨ナドハ乾燥シテ置キ 三平汁(塩煮)トシテ大好物ニシテ居リマス

## 年中行事

春ハ運動会 盆 七夕祭 ? 祭 秋仕末休ミ 正月ハ魔払ヒトシテ戸々ニ獅子舞ヲヤル

## 八、共用的施設及村規約

### 1. 納税組合

〔工藤〕 納税組合ハ何時頃出来テドンナ工合デスカ

〔三六〕 大正九年役場ノ山形サンカラス、メラレテ 組合ヲ組織スルコトニナリマシタ 組合長ニハ村ノ総代ガナル事ニナツテキマス 税金ハ村ノ基本金ヲ一時融通シテ納メ 旧正月 五月 七月 九月ノ四回ニ村勘定ノ際ニ精算スルコトニナツテキマス 昭和四年ニハ成績優良ノカドデ県カラ表彰サレマシタ

### 2. 火防組合

〔工藤〕 火防組合ハ何時頃出来マシタカ

〔三六〕 川内ノ火ノ見ヤグラヲ寄付シタ代償ニ 腕用ポンプヲ貰ツタノデ 今年初メテ火防組合ノ組織ヲ見タノデス 組合長一名 副長一名 評議員三名 顧問三名 会計一名デス 男達ハ皆柚トシテ官行山ニ泊ツテ居ル為ニ 女消防夫ノ組織モアリマス 其外特記スベキモノハアリマセンケレドモ 灌漑用ヲ兼ネタ火防水路ヲ八百円ノ経費ヲカケテ 村ノ中ニコシラヘマシタ

### 3. 購買組合

〔工藤〕 購買組合ガ出来タ動機ハドンナ工合デシタラウ

〔石蔵〕 何年トナク川内ノ川岸宇一郎氏ヲ旦那トシテ居タガ 不景氣ニ遭遇シテ旦那ヘノ借リガ殖エル一方ニナツタ 川岸サンノ方デモ食ヒ込ンデ行ツテル状態ヲニラミ 此儘ニシテ置ケバ共倒レニナル心配ガアルノデ 段々貸シテ呉レナクナツタ ソレデ村デモソノ儘長引ケバ死ンデ仕舞フバカリナノデ 村ノ重達ガ集ツテ部落ノ更生策ニ就テ相談シ 代表者ガ打揃フテ川岸方ニ出掛ケ 其善後策ニツイテ熟議シタ結果 購買組合ヲ設ケル事ニナリ 大正十五年時ノ町長坂部サンノ世話デ 川岸商店畑支店ノ貸金四千元ヲ引受ケ 畑デ其店ヲ経営スルコトニシ 今ノ購買組合ガ出来タ様ナワケデス

〔工藤〕 出資金ハドンナ工合ニシタンデセウ

〔石蔵〕 川岸ノ店ノ残留品ヲ一千二百円ニ引受ケ ソレニ村ノ基金二千円ヲ出シテ取敢ヒズ物資ノ配給ヲシマシタ 現在ノ売上高一万七千余円デ給料其他ノ諸掛八百円 仕入資金等ヲ差引ケバ 純益僅ニ百五六十円ニ止マリマス 未収入金ハ七千八百四十円 個人ヨリ借リテキル金ハ約六千円ト言フワケデ 中々経済ガ容易デナイ所カラ 未払金一戸当リ百円ヲ超エザルコトニキメテ居リマス 但シ病氣其他ノ災難ニ依ル貧困者ニハ配給ヲ停止セズ 年賦償還ヲスルコトニシテ居リマス

#### 4. 共同水車

〔工藤〕 共同水車ニツイテ伺ヒマセウ

〔石蔵〕 大正九年 一千九百八十円ヲ投ジテ水車精米ヲ作りマシタ（水路共）

二軒ヅツ順番ニ使用スルコトニキメ 番外者ニシテ使用スル場合ハ金四十銭ヲ 水車維持金トシテ納メルコトニナツテキマス

#### 5. 共同浴場

〔工藤〕 共同浴場ハドウナツテキマスカ

〔石蔵〕 前々カラ 共同浴場ヲ設ケタイト思フテ居ツタ処 役場ノ山形サンニ其旨話シタラ ヲツテ下サルトノ事デオ願ヒシ 警察ノ方ヘ願書ヲ上ゲタ結果 大正六年村内ニ四ヶ所設置スル事が許可ニナリマシタ 部落ヲ四ツニ分ケテ十軒ヅツツニナリ 其内二軒一組ニナツテ毎日湯ヲ立テルコトニシテ居タガ 現在デハ一週間ニ一度位シカ立テマセン 一年ノ経費ハ四ツノ浴場全部デ十円位デス 薪ハ各自負担デス

〔佐藤〕 入浴スル順序ナンカアリマスカ

〔石蔵〕 男ハ先 女ハ後ニ入ツテ居リマス

#### 6. 家具類ノ設備

〔工藤〕 村トシテ家具類ヲ買ツテアルサウデスガ

〔三六〕 買ツテアリマス 四十年バリ前ニハ 二十人分位膳碗ガアツタサウデスガヨクワカリマセン 大正八年ニ安部城ノ カマドケン（財産倒レント家）カラ七十人分ヲ買ヒマシタ 借りタ者ガ一回五十銭ノ損料ヲ出ス村定メデシタガ 曾テ取ツタコトハアリマセン 膳台（十人分ノ膳ガ上ルモノ）モアリマス

#### 7. 青年団

〔工藤〕 青年団ハ何時出来マシタカ

〔三六〕 大正九年デス 十六才ヨリ三十才マデ会員デス

〔岡田〕 現在 何人位アリマス

〔三六〕 ハツキリシマセンガ 四十五人位ト覚エテキマス 三十才迄ハ妻帯者デモ会員ニナツテキマス

#### 8. 処女会

〔工藤〕 処女会ノ方ハ

〔石蔵〕 出来タノハ大正十一年デス 処女会長ハ最初学校ノ先生ガヤツテ居リマシタガ 現在デハ村ノ年行キガヤツテキマス 会員八十人位デス

#### 9. 森林保護組合

〔工藤〕 森林保護組合ハ何時頃出来タンデスカ

〔石蔵〕 大正六年ニ小林区署カラ規約ノ原稿ヲ貰ツテ ソレヲ基本トシテ森林保護組合ノ組織ガ成リ立チマシタ 組合員ハ村全体デ 組合長ヤ評議員ハ村ノ互選デキママス 以来国有

林ノ保護ニツイテ嚴重ナ申合セヲ定メ 盜伐シタ者カラ三十円ノ破約金ヲ村ニ納メサセタ  
 例モアリ 其後段々国有林ノ保護ニツイテ責任ヲ重ンジ 今デハ国有林ト部落トハ密接ニ  
 結バレル様ニナリマシタ 当時ハ副産物ノ無料採取ト言フコトニツイテハ 何モ恩典等ハ  
 思フテ居ラナカツタケレドモ 此頃ハ漸ク其恩典ノ有難サヲ思フ様ニナリマシタ 将来  
 益々国有林ノ保護ニ専心尽ス考ガ益々強クナツテ来マシタ

### 九、最近住家建築ノ変化

〔工藤〕 最近シベテミンナ家ヲ建テ、ル様ダガ ミンナ裕福ナンドラウネ

〔石蔵〕 イヤトテモ貧乏ナンデス

〔佐藤〕 貧乏デモ家ヲ建テ得ルナンダカラ 何か外ニノツピキナラヌワケガアルダラウ

〔三六〕 タベ佐市モ話シタ様ダツタガ 外カラ内ガ見エ 軒ガ傾ク様デハドウシテモ家ヲ建テ  
 ル気ニナル ワラモ先年不幸ガアツタトキ 家ガ狭クテ ソレニノギムリ(雨洩)ガシテ  
 葬式ニ来タ人々ヲ ノギムリノ中ニ座ラセタ様ナモノダ ソレカラ何ヲ置イテモ家ヲ建テ  
 ネバナラスト思ツタ ソシテコノ横家ヲ建テタ コンナ家ヲ建テタノガ畑ノ初マリデ ソ  
 レカラ 真似ルワケデモナイダラウガ ミンナ競フテコンナ家ヲ建テル様ニナツタ

〔石蔵〕 兎ニ角ミンナヨソニ敗ケタクナイ氣持チダ 馬鹿ダヨ 自分達ノ經濟モ知ラナイデホ  
 ントニ馬鹿トイフヨリ外ハナイ ミンナ借金ヲ一層タメルバカリダ

〔工藤〕 借金シテモ建テルコトハ 畑ノ将来ニ面白クナイコトハナイダラウカ

〔石蔵〕 モウコレカラ新シク家ヲ建テルコトモナイダラウガ コレカラ大イニ締メテカ、ラネ  
 バ畑モシナビテ仕舞フカラ 寄々集ツテ更生策ヲ講ジテキマス

### 一〇、放牧ノ状況

〔工藤〕 放牧ハ何時頃カラ初メマシタカ

〔石蔵〕 牛ハ早イ昔カラ飼ハレテ居ツタ様デス 最近放牧地ガ官山ヲ借リテヤル様ニナリマシ  
 タガ 昔ハ 山ニ放シタモノデ ソレハ仔ヲ取ツテ収入ヲ上ゲル目的ト 荷運ビヤ肥料ヲ  
 取ル為メヲ含ンデ居リマスガ 主トシテ市日ニ出シテ年中ノ小遣錢ヲ取ル為メニ飼ツテ居  
 ツタ時ハ 四十八頭モアリマシタガ 大正十三、四年頃皆売払ツテ仕舞ツテ 今ハ一頭モ  
 ナクナリマシタ 官行モ段々拡張セラレ 杣夫モ沢山使フ様ニナツタ為メニ 牛ノ手入モ  
 出来ナクナツタシ 収支モ立タナクナツタカラ止メマシタ

### 一一、杣業ノ開始 田畑耕作ノ時期

〔工藤〕 杣業ハ何時頃カラ 田畑ハ何時頃カラ初メラレマシタカ

〔三六〕 大正五年頃カラ盛ソニ不要存置ヲ払下テ畑ノ耕作ヲシテキマシタ 尤モマタギノ時カ  
 ラモヤツテキマシタ 明治三十九年ニ官行ガ入ル前ニハ 杣ハ三軒アツテ 春木伐リヤ

民間ニ払下ゲタヒバ材ヲ角材ニシテキマシタ 水田ハアツタケレドモ稗ノミ耕作シ 米ハ  
八九年前カラ取ツテキマス

## 一二、柚組別人員 賃金ノ分配方法

〔工藤〕 柚ノ組別ハドウナツテ居マス

〔留吉〕 駒木根 鶴松 初五郎 藤八組ノ四組デスネ 最初官行ニ入ルトキハ地元ハ五人デト  
テモ足ラナイノデ 津軽ノ東目屋カラ四十人 黒石在ノ清水カラ十二人呼ンデヤリマシタ

〔工藤〕 玉川君ノ方ハドウダツタネ

〔藤八〕 地元ハ二人デシタガ 黒石在カラ七十人 二戸郡ノ田山カラ十五 六人連レテ来テ官  
行サ入りマシタ

〔工藤〕 賃金ノ分配方法ハ昔ト変ツタコトハアリマセンカ

〔留吉〕 分配ハ昔モ今モ何モ変リハアリマセン 平等割デ一級ヤ二級ノ等級ナドアリマセン  
旅カラ来ル者ニ対シテハ 標準賃金ダケカケテキマス

## 一三、国有林施設ニ対スル意嚮

### 1. 官 斫

〔工藤〕 国有林ニ対スル皆サンノ種々ナ方面カラノ 御意見ヲ伺ヒタイノデスガ 先ヅ官斫ニ  
ツイテハドウデス 官斫ト民業トハドチラガヨイデセウカ

〔石蔵〕 官行ガヨイト思ヒマス 賃金ガ安クテ堅苦シイケレドモ 金ガ確カナトコロト仕事ガ  
年中切レナイ点ハ何トイフテモ官行ハヨイト思ヒマス 民業ニスレバ金回りハヨイデセウ  
ガ金ノ渡リガ不確實ナ点ト ドウシテモ官行ノ様ニハ 仕事ガ続クコトハナイト思ヒマス

〔工藤〕 現在ノ官行ノ分量ヲ増シテ貰ヒタイトイフ様ナ希望デモアリマセンカ

〔留吉〕 現在ハコノマ、デイ、ト思ヒマスガ 将来人口ガ殖エテ来レバ ドウシテモ増シテ貰  
ハネバナラスト思ヒマス

〔工藤〕 近頃樺太ノ方へ出稼ニ沢山行ク様デスガ コレニ何か特殊ナワケデモアルノデスカ

〔石蔵〕 別段コレト言フワケモナイノデスガ 金ヲ多ク取りタイバカリデハナク コ、デ言ハ  
レヌ様ナ家庭ノ事情ガアリマス マア家庭ノ不和カラデ 家ニ居レバ親爺ト意見ガ合ハズ  
イツツ樺太ヘデモ出稼シテ 親爺ニモ家デ働カセテ苦ヲ見セルトイフ様ナ気持チガ働イテ  
居ルト思ヒマス (今年樺太ニ於ケル《夏事業》 功程払二、七五〇 日傭ヒ二、〇〇〇)

〔工藤〕 官行ニツイテ何か希望ガナイカネ

〔留吉〕 現在デハ 多ク取ル人デーケ年二百円ヨリアリマセン コレデハ家族共ヲ養フテ行ク  
事ハ出来マセン 標準賃金ヲドウシテモ一円五十銭ニシテ貰ハネバナラスト思フテ居  
マス

〔工藤〕 現在ノ標準賃金一円二十銭ハ 種々ナ方面ノ仕事ニ比較シテ安クナイト思ヒマスガ

〔留吉〕 賃金ヲ上ゲテ貰フ事が出来ネバ セメテ鍋 釜 トロ用油 ムシロ等ヲ官給ニシテ貰ヒタイモノデス

## 2. 委託 林

〔工藤〕 委託林ニツイテ考ヘテ居ル事ハアリマセンカ

〔石蔵〕 何ト言ツテ感謝シテヨイカワカリマセン 将来一層村中ガドコマデモ擁護シ 何か管林署ノ為メニナル様ナ事ヲシタイト 村寄合ノ度毎ニ話合ツテ居リマス

## 3. 薪炭材特売

〔工藤〕 薪炭材特売ニツイテ 御希望ナリ何か御意見ハアリマセンカ

〔三六〕 現在特売ヲ受ケテ居ルモノハ 一戸当リ二棚六分位ニナリ ドウシテモ一戸四棚ナケレバ間ニ合ヒマセンカラ 支障木ヤ川流レナドノ払下ヲ受ケテ 不足分ヲ補ツテ居リマス 製炭スル者ガ二、三人出来マシタカラ 将来千石位ノ資材払下ヲシテ頂キタイト願ツテ居リマス

## 4. 開 墾

〔工藤〕 開墾ニツイテ御希望ハアリマセンカ

〔三六〕 区有地ヲ借地シテ居ル未開墾地ガ四町歩アリ 一戸一反歩ヅツ分配シ目下畑ニ開墾シツツアリマス 水田トシテ国有林ヲ拝借シテ居ルモノハ 現在三町八反歩アリマスガ 更ニ六町歩ヲ貸シテ頂キタイト思フテ居リマス オ貸シ下サレバ耕地整理ニ依ツテ開墾シタイト思フテキマス 畑ヲ田ニ改作スルモノハ八町歩アリマス 国有林ノ開墾ハ分家ニナツタ耕地ノ少ナイモノノミデ拝借シテ居リマス

〔工藤〕 不要存置ヲ買フ希望ガアリマセンカ

〔石蔵〕 払下ヲ受ケルト資本家ニ抵当ニ入レテ取ラレテ仕舞フオソレガアリマスカラ 開墾地ヲ永久貸シテ頂キタイモノデス

## 5. 部 分 林

〔工藤〕 部分林ニツイテ思フテ居ル事ハアリマセンカ

〔石蔵〕 部落有林トシテ九町歩アツテ 毎年二千本ヅツ植栽シテキマスガ 更ニ部分林トシテ十町歩位設定シテ頂キタイト思ヒマス

## 6. 副産物無料採取

〔工藤〕 副産物無料採取ニツイテドウ考ヘテ居リマスカ

〔石蔵〕 コレニツイテハ有難ク思フテ居リマス 現在ノマ、デコレ以上拡張シナクテモヨイト思ヒマス

〔工藤〕 大体コレデ座談会ヲ終リマス 二日間ニ互ツテ 色々御話ヲ承リ非常ニ参考ニナリマシタ 深く感謝致シマス

以 上

## 引用ならびに参考文献

- 1) 青森県「青森県下に於ける特殊なる社会経済制度の研究」『経済更生資料第31号』昭和15年7月。
- 2) 青森県農地改革史編纂委員会編『青森県農地改革史』昭和27年。
- 3) 青森営林局『経済更生資料』第4号 昭和10年3月, 第6号 10年4月, 第7号 10年4月, 第9号 10年7月, 第10号 11年3月, 第11号 11年3月。
- 4) 青森営林局『青森林友』第170号, 昭和37年11月。
- 5) 青森営林局『青森のヒバ』昭和38年。
- 6) 青森営林局『八十年史』昭和41年。
- 7) 青森営林局蔵「青森県陸奥国下北郡桧山ノ履歴情状」明治14年11月。
- 8) 青森営林局蔵「青森県下北郡森林復舊ノ義ニ付上願」。
- 9) 青森大林区署『青森林友』第55号, 大正9年2月。
- 10) 秋林幸男・有永明人・神沼公三郎「北海道における林業労働力再編の動向——森林組合労働班と山林労働組合——」『第82回日本林学会大会講演集』別刷, 昭和46年。
- 11) 秋山智英『国有林経営史論』日本林業調査会, 昭和35年。
- 12) 有永明人「林内殖民制度に関する研究——北大演習林の林内殖民制度——」北大農学部『演習林研究報告』第31巻第2号, 昭和49年。
- 13) 有永明人・石井 寛「国有林経営をめぐる二つの道」『農林統計調査』昭和45年12月。
- 14) 有永明人・小鹿勝利「林業資本主義化と賃労働」『日本林学会北海道支部講演集第16号』別刷, 昭和42年。
- 15) 井上晴丸「協同組合論」『井上晴丸著作選集第6巻』雄渾社, 昭和47年。
- 16) 井上晴丸「日本資本主義の発展と農業及び農政」『井上晴丸著作選集第5巻』雄渾社, 昭和47年。
- 17) 宇野弘蔵監修『林業経営と林業労働』農林統計協会, 昭和29年。
- 18) 梅川 勉『独占資本主義と農林業』汐文社, 昭和49年。
- 19) 大金永治『林業経営論』日本林業調査会, 昭和45年。
- 20) 大金永治編著『北海道林業技術発達史論』北大図書刊行会, 昭和48年。
- 21) 岡村明達「山林政策の展開と入会地整理過程」古島敏雄編『日本林野制度の研究』東大出版会, 昭和32年3版。
- 22) 奥地 正「伐出労働力と『組』組織——京都府山国における素材生産の構造——」『林業経済』第202号, 昭和40年8月。
- 23) 奥地 正「林業労働組織に関する研究(I)」『林業経営研究所研究報告』昭和43年12月。
- 24) 奥地 正「悪化する林業労働」『農林統計調査』昭和45年12月。
- 25) 奥地 正「林業労働の現段階」『林業経済』第273号, 昭和46年7月。
- 26) 奥地 正「戦後日本資本主義と林業・山村問題の展開構造」『立命館経済学』第22巻第5・6合併号, 昭和49年2月抜刷。
- 27) 奥地 正「国有林における労働組織の形成と展開(一)——東北・秋田国有林を中心に——」『立命館経済学』第23巻第4号, 昭和49年10月抜刷。
- 28) 奥地 正「国有林における労働組織の形成と展開(二)」『立命館経済学』第23巻第5・6号, 昭和50年2月抜刷。
- 29) 戒能通考『小繋事件』岩波新書, 昭和39年第2刷。
- 30) 甲斐原一朗『林業政策論』林野共済会, 昭和31年再版。
- 31) 加島繁太郎・清水利久『秋田の伐木運材』日本木材加工技術協会, 昭和28年。
- 32) 神沼公三郎『「伐出し」制度に関する一考察——下北半島川内営林署について——』北大修士論文, 昭和48年。
- 33) 神沼公三郎『「伐出し」労働過程に関する一考察——下北半島川内営林署について——』『第84回日本林学会大会講演集』別刷, 昭和48年。
- 34) 神沼公三郎・秋林幸男「北海道林業における伐出生産過程の展開——戦後, 国有林の一事業所を中心に——」『日本林学会北海道支部講演集第20号』別刷, 昭和46年。

- 35) 加納瓦全・小関隆祺「北海道林業労働に関する研究 (II)——冬期斫伐労働者の実態調査——」北大農学部『演習林研究報告』第15巻第2号, 昭和27年。
- 36) 樺太庁森林作業所編纂『官行斫伐事業誌』昭和2年。
- 37) 川内営林署「昭和八年九月二十五日調 山村畑部落経済調査並座談会記録」。
- 38) 川内営林署『森林鉄道のあしあと』昭和45年。
- 39) 川内営林署『管内概要』昭和48年。
- 40) 川内町『川内町消防史』昭和48年。
- 41) 川内町役場「(資料) 川内の鉱業」。
- 42) 九学会連合下北調査委員会編『下北——自然・文化・社会——』平凡社, 昭和45年再版。
- 43) 小鹿勝利「北大雨竜演習林の林内殖民制度について——その史的展開を中心に——」北大農学部『演習林業務資料』第13号, 昭和43年11月。
- 44) 小鹿勝利「伐出労働力と労働組織——北海道北部に於ける事例調査を中心にして——」『第81回日本林学会大会講演集』別刷, 昭和45年。
- 45) 小関隆祺「林業賃労働の性格と構造」『林業経済』第125号, 昭和34年3月。
- 46) 小林三衛『国有地入会権の研究』東大出版会, 昭和43年。
- 47) 小林 裕『林業経営と機械化の歴史』日本林業調査会, 昭和38年。
- 48) 小林 裕「奥能登の丸太運搬法——コロカツギについて——」『山林』第972号, 昭和40年5月。
- 49) 笹沢魯羊『下北半島史』昭和41年改訂4版。
- 50) 笹沢魯羊『宇曾利百話』昭和36年3版。
- 51) 笹沢魯羊『川内町誌』下北新報社, 昭和11年。
- 52) 塩谷 勉『部分林制度の史的研究』林野共済会, 昭和34年。
- 53) 塩谷 勉・黒田昶夫編『林業の展開と山村経済』御茶の水書房, 昭和47年。
- 54) 七戸長生『農業機械化の動態過程』亜紀書房, 昭和49年。
- 55) 鈴木尚夫『林業経済論序説』東大出版会, 昭和46年。
- 56) 全林野青森20年史編集委員会編『全林野あおもり20年史』昭和48年。
- 57) 全林野労働組合『山に働く人々——国有林の実態をえぐる——』昭和33年。
- 58) 全林野労働組合『山に働く人々——合理化と闘う国有林労働者——』昭和34年。
- 59) 全林野労働組合編『樹海からの告発——林業黒書——』昭和45年。
- 60) 竹内利美編『下北の村落社会』未来社, 昭和43年。
- 61) 田中純一『日本の林業賃金』日本林業調査会, 昭和48年。
- 62) 富岡一郎「ふるさとの歴史 おぼえ書」川内町『公民館報』(その1)年月不明, (その2)昭和41年3月~(その11)45年10月。
- 63) 富岡一郎「ふるさとの歴史」川内町役場企画課『町報かわうち』①昭和47年5月~⑩49年11月。
- 64) 富岡一郎蔵「青森県下北郡川内町被害町民一同 鉱毒被害請願書」。
- 65) 和 孝雄「林業労働の存在形態——主として伐出労働を中心として——」『林業経済』第241号, 昭和43年11月。
- 66) 西川善介「林業労働組織の体系化に関する研究」『林業経営研究所研究報告』昭和41年11月。
- 67) 農林省『農山漁村経済更生計画樹立方針』昭和7年12月2日。
- 68) 農林大臣官房総務課編『農林行政史 第5巻 下』昭和38年。
- 69) 平野義太郎「農業問題と土地変革」『平野義太郎論文集 第二巻』日本評論社, 昭和24年第1版第2刷。
- 70) 福島康記「素材の生産構造——北海道の実態を中心として——」『林業経済』第212号, 昭和41年6月。
- 71) 藤本 武「林業労働組織の現状と諸問題——組頭制度の分析と改革の方向——」『林業経済』第37号, 昭和26年11月。
- 72) 古島敏雄「分益農制」大阪市立大学経済研究所編『経済学辞典』岩波書店, 昭和44年第1版第5刷。
- 73) 松川恭佐『青森ヒバ林の施業に就て』林友会青森支部, 昭和25年2月。
- 74) 松波秀実『明治林業史要』大日本山林会, 大正8年。

- 75) 宮本常一『私の日本地図 3 下北半島』同友館, 昭和42年。
- 76) 森 巖夫「国有林野解放運動と国有林野の地元対策」『林業経営研究所研究報告』昭和41年8月。
- 77) 山岡亮一・山崎武雄編『林業労働の研究』有斐閣, 昭和38年。
- 78) 山崎慎吾「日本林業論」潮流講座『経済学全集 第十回』潮流社, 昭和25年。
- 79) 吉沢四郎「戦後林業労働問題研究の一検討(一)」『林業経済』第232号, 昭和43年2月。
- 80) 林 野 庁『林業労働賃金に関する研究報告』昭和26年。
- 81) 林 野 庁『徳川時代に於ける林野制度の概要』昭和29年。
- 82) 林 野 庁『日本林業発達史 上巻』昭和35年。
- 83) 渡辺 惇「ある天然林の記録——夕張営林署513林班の語る北海道林業技術史——」札幌営林局『札幌林友』第185号, 昭和50年8月。

## Summary

### I

1) Before World War II, labors in Japanese forestry generally used a saw and an axe etc. in logging labor-process. In this system, there were two types called "KIRIPPANASHI" and "KIRIDASHI". To begin with, the author wishes to explain about the former above-mentioned, this type belongs to the category that loggers only carried out felling and bucking. On the other hand, the type of the latter belongs to the category that loggers furthermore participated in yarding after finished felling and bucking. This "KIRIDASHI" type was found out all over the Tohoku Prefecture belonged to the snowfall region.

2) One out of these two types in logging labor-process, namely, "KIRIPPANASHI" type cannot be completely found out at the present time. This main reason depends upon the fact so-called rationalization greatly advanced. Owing to the same reason, "KIRIDASHI" type also decreased remarkably. However, this type has still retained only at the Kawauchi District Forest Office located in the Shimokita Peninsula administrated by the Aomori Regional Forest Office.

The author embraced a serious interest in advance about the fact that logging operation using simply constructed tools such as a saw and an axe etc. have been carrying out by the Kawauchi District Forest Office even at the present time, and tried through his research work to analyze the historical reason why such simply constructed tools remained there in forestry. Accordingly, the main purpose of this research work is to make clear the characters of this "KIRIDASHI" type in both logging labor-process and labor-organization, while depending upon the developmental process of various operations under direct control of this District Forest Office.

### II

1) The logging operation under direct control of this District Forest Office started in 1907. On the other hand, the mining industry was also carried out at the same area during the period 1912 to 1925. Mainly due to this industry with noxious gas happened through refining, large number of trees around here suffered from tremendous damages. Under such circumstances, the cutting of trees suffered from damages above-mentioned greatly progressed and contributed to the development of logging

operation.

2) In this process, many peasants lived in communities around this district became to be employed as forest labors in logging operation, and gradually established their labor-organizations in each community.

3) Various regulations in these labor-organizations were established while basing on the existence of the rural community order which was called SHIMOKITA type. Furthermore, the main content of this SHIMOKITA type consists of lateral relations concerned with the whole households in each community. To regard with this SHIMOKITA type, several sociologists denominated as one of the so-called primitive communities.

4) The author confirmed the following facts through his research work concerned with labor-organization in this District Forest Office. Namely, loggers in this district generally carried out felling and yarding, on the days that loggers didn't carried out these operations, they participated in the operation such as sledding or loading. In other words, every logger could transfer to the other operations-for instance from logging to sledding or loading operation. Based on this fact, this "KIRIDASHI" type was fairly simple co-operative form as compared with other places in the Tohoku Prefecture.

5) As the author mentioned above, three factors such as rural community order, character of labor-organization and form of logging labor-process closely connected with each other. In order to make logging operation advance, it was absolutely necessary to depend upon these three factors in this District Forest Office.

### III

Though simply constructed tools above-mentioned have been used in this District Forest Office, a chainsaw has not been used extensively. This main reason is as follows; Namely, after World War II, especially in the 1960's a chainsaw became to be used in logging labor-process all over the Japan. Consequently, so-called Reynaud's disease roused a grave social sensation. On the other hand, under such circumstances, National Forestry Worker's Union in this District Forest Office continued to refuse against the use of a chainsaw, and the Authority of District Forest Office was forced to accept such a claim.

Thus, so-called Reynaud's disease has not occurred in this district even at the present time. This fact has a significant meaning among many labor problems in the present Japanese forestry. At the same time, it goes without saying that the use of simply constructed tools such as a saw and an axe etc. falls behind the times.

Thus, the author wishes to mention his opinion for the future development of logging operation in this District Forest Office. Namely, logging operation advanced while depending upon the existence of rural communities there. Furthermore, the inhabitants in rural communities there have been keenly claiming the stability of employment, and the evasion of various damages in labors. Therefore, the national forest must attach importance to these claims. Especially, the spread of newly developed automatic machines which can avoid various shocks from the bodily structure of labors, is urgently necessary not only for this District Forest Office but also for the whole

national forest, otherwise, the labor productivity there concerned with forestry is on the verge of falling down rapidly.

Lastly, the author wishes to emphasize his following opinion. The development of the national forest itself, especially in the area belonged to this District Forest Office, must be deeply connected with the historical analysis of rural communities there mainly from both sociological and economic view points.